

第1章 総則

(目的)

第1条 関西大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

(教育研究活動等の状況の公表)

第1条の3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(修士課程、博士課程及び専門職学位課程)

第2条 本大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

(研究科)

第3条 本大学院に、法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会科学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科及び会計研究科を置く。

2 前項の研究科のうち、法務研究科及び会計研究科に関する学則は、別に定める。

(研究科の教育研究上の目的)

第3条の2 法学研究科博士課程前期課程は、法学及び政治学分野における学術の理論を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

法学研究科博士課程後期課程は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、豊かな専門的学識と今日的課題に対応できる卓越した研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 文学研究科博士課程前期課程は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

文学研究科博士課程後期課程は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

3 経済学研究科博士課程前期課程は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的な視野をもち、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

経済学研究科博士課程後期課程は、経済学の専門分野での研究を深化させ当該研究の発展に資するとともに、国際的な視野をもち、豊かで深い専門的学識と極めて高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

4 商学研究科博士課程前期課程は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする。

商学研究科博士課程後期課程は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備え、商学研究を牽引する研究者を養成する

ことを目的とする。

- 5 社会学研究科博士課程前期課程は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識と研究能力を備えた人材及び専門性を有する職業人を育成することを目的とする。

社会学研究科博士課程後期課程は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識・見識を備え自立して研究活動を行える研究者および高度の専門性を有する職業人を育成することを目的とする。

- 6 総合情報学研究科博士課程前期課程は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

総合情報学研究科博士課程後期課程は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 7 理工学研究科博士課程前期課程は、理工学の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成することを目的とする。

理工学研究科博士課程後期課程は、理工学の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、先端科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成するという社会的要請に応えるよう、高度な学識と卓越した研究能力並びに高い倫理観を有する研究者及び高度専門職業人養成を目的とする。

- 8 外国語教育学研究科博士課程前期課程は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とする。

外国語教育学研究科博士課程後期課程は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識、卓越した研究力を兼ね備えた研究者・指導者を養成することを目的とする。

- 9 心理学研究科博士課程前期課程は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担いうる、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

心理学研究科博士課程後期課程は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担いうる、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

- 10 社会安全研究科博士課程前期課程は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に寄与できる人材を育成することを目的とする。

社会安全研究科博士課程後期課程は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に卓越した貢献ができる人材を育成することを目的とする。

- 11 東アジア文化研究科博士課程前期課程は、東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的教育研究を行い、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

東アジア文化研究科博士課程後期課程は、東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的教育研究を行い、豊かな専門的学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 12 ガバナンス研究科博士課程前期課程は、社会科学分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高い倫理性を持ち、国際社会でも通用する課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが創り出した政策を実行に移していくことができる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

ガバナンス研究科博士課程後期課程は、社会科学分野において総合的・学際的な教育研

究を行い、高い倫理性を持ち、国際社会でも通用する豊かな学識と卓越した課題発見、政策立案・評価そして政策実行などの研究能力を有する高度専門職業人及び学術的發展にも寄与する自律した研究者を養成することを目的とする。

- 13 人間健康研究科博士課程前期課程は、人間の健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

人間健康研究科博士課程後期課程は、人間の健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育研究を行い、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

(方針)

- 第3条の3 本大学院は、前条の教育研究上の目的を踏まえて、本大学院、研究科ごとに次の方針を定める。

(1) 修了認定・学位授与の方針

(2) 教育課程編成・実施の方針

(3) 入学者受入れの方針

- 2 前項各号の方針については、別に定める。

- 3 第1項第2号を定めるに当たっては、同項第1号との一貫性の確保に努めるものとする。

- 4 本大学院は、第1項第1号及び第2号に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 5 入学者の選抜は、第1項第3号に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(修業年限)

- 第4条 本大学院修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に分け、前期2年の課程は修士課程として取り扱う。

(専攻)

- 第5条 法学研究科に、法学・政治学専攻を置き、博士課程とする。

- 第6条 文学研究科に、総合人文学専攻を置き、博士課程とする。

- 第7条 経済学研究科に、経済学専攻を置き、博士課程とする。

- 第8条 商学研究科に、商学専攻を置き、博士課程とする。

- 第9条 社会学研究科に、次の専攻を置く。

社会学専攻、社会システムデザイン専攻及びマス・コミュニケーション学専攻

- 2 社会学研究科は、博士課程とする。

- 第9条の2 総合情報学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

社会情報学専攻及び知識情報学専攻

博士課程後期課程

総合情報学専攻

- 2 総合情報学研究科は、博士課程とする。

- 第10条 理工学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

システム理工学専攻、環境都市工学専攻及び化学生命工学専攻

博士課程後期課程

総合理工学専攻

2 理工学研究科は、博士課程とする。

第10条の2 外国語教育学研究科に、外国語教育学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の3 心理学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

心理学専攻及び心理臨床学専攻

博士課程後期課程

心理学専攻

2 心理学研究科は、博士課程とする。

第10条の4 社会安全研究科に、防災・減災専攻を置き、博士課程とする。

第10条の5 東アジア文化研究科に、文化交渉学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の6 ガバナンス研究科に、ガバナンス専攻を置き、博士課程とする。

第10条の7 人間健康研究科に、人間健康専攻を置き、博士課程とする。

(学生定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程前期課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法学・政治学専攻	30	60	8	24
文学研究科	総合人文学専攻	92	184	19	57
経済学研究科	経済学専攻	35	70	5	15
商学研究科	商学専攻	35	70	5	15
社会学研究科	社会学専攻	10	20	3	9
	社会システムデザイン専攻	10	20	3	9
	マス・コミュニケーション学専攻	10	20	3	9
総合情報学研究科	社会情報学専攻	15	30		
	知識情報学専攻	35	70		
	総合情報学専攻			8	24
理工学研究科	システム理工学専攻	142	284		
	環境都市工学専攻	86	172		
	化学生命工学専攻	108	216		
	総合理工学専攻			47	141
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	25	50	8	24
心理学研究科	心理学専攻	12	24	6	18
	心理臨床学専攻	15	30		
社会安全研究科	防災・減災専攻	15	30	5	15
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	18	36	12	36
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	12	24	3	9
人間健康研究科	人間健康専攻	10	20	4	12

第2章 教育課程

(研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(授業科目)

第13条 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 前項に定める授業科目のほか、本大学院修士課程又は博士課程前期課程の学生を対象とした共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）を開設する。
- 3 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。
- 4 研究科委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位数計算）

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業期間）

第14条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、15週その他の研究科が定める適切な期間を単位として行う。

（専修科目）

第15条 各研究科（商学研究科博士課程前期課程、社会学研究科博士課程後期課程及び総合情報学研究科を除く。）の開設する授業科目のうち、演習を伴う一授業科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。ただし、法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コース、経済学研究科、社会学研究科博士課程前期課程、理工学研究科、外国語教育学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科並びに人間健康研究科においては、この限りでない。

- 2 商学研究科博士課程前期課程研究者養成・後期課程進学コースにおいては、演習を伴う授業科目（Ⅰ及びⅡ）を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、同研究科博士課程前期課程高度専門職業人養成コースにおいては、系に属する講義科目Ⅰを一つ及びその講義科目Ⅰを担当する教員の講義科目Ⅱ又は合同演習を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 社会学研究科博士課程後期課程においては、論文指導の各研究テーマから一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 4 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、課題研究科目を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、博士課程後期課程においては、研究領域を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。

（単位の修得）

第16条 学生は、専修科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コースについては、指導教員の担当する演習科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 3 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 4 社会学研究科社会学専攻専門研究コース博士課程前期課程、社会システムデザイン専攻博士課程前期課程及びマス・コミュニケーション学専攻博士課程前期課程においては、指導教員の担当する論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）並びに演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。社会学専攻課題研究コース博士課程前期課程においては、指導教員の担当する課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）並びに演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。社会学研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する論文指導を履修し、修得しなければならない。
- 5 総合情報学研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域で開設する授業科目のうち、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 6 理工学研究科博士課程前期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ

及びⅣを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。

- 7 外国語教育学研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学特殊講義を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 8 社会安全研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）、ⅡA（各テーマ）及びⅡB（各テーマ）並びに副指導演習ⅠA、ⅠB、ⅡA及びⅡBを含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅢA（各テーマ）、ⅢB（各テーマ）、ⅣA（各テーマ）及びⅣB（各テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。なお、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、指導教員の担当するSeminarⅢA（各テーマ）、ⅢB（各テーマ）、ⅣA（各テーマ）及びⅣB（各テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 9 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 10 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 11 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（単位認定）

第16条の2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院修士課程又は博士課程前期課程に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位並びに特別の課程（履修資格を有する者が、大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者が修得した単位及び同課程における学修を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えないものとする。

3 前項に規定する単位数は、第18条第2項に規定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（指導教員）

第17条 専修科目の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コースにおいては、当該研究科委員会の指定する教員又は学生の選択する演習科目を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

3 経済学研究科においては、学生の選択する演習及び論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

4 商学研究科博士課程前期課程高度専門職業人養成コースにおいては、専修科目及び課題研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

5 社会学研究科博士課程前期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。社会学研究科博士課程後期課程においては、論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

6 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、専修科目の論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、所属する研究領域の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

7 理工学研究科においては、所属する研究領域の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

8 外国語教育学研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

9 社会安全研究科においては、研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

- 10 東アジア文化研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 11 ガバナンス研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 12 人間健康研究科博士課程前期課程においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。
- 13 学生は、指導教員の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

(追加科目の履修)

第18条 学生は、自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の専攻、研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することができる。

- 2 前項の規定により、他の専攻、研究科又は他の大学院で履修した授業科目について単位を修得した場合、修士課程又は博士課程前期課程においては、当該研究科が教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(履修科目の届出)

第19条 学生は、毎学年度の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定期間内に所属研究科長に届け出なければならない。ただし、第45条ただし書の規定による入学等、研究科委員会が認めた場合に限り、秋学期開始前の指定期間に当該学期に履修しようとする授業科目を届け出ることができる。

第3章 単位の授与及び課程の修了

(単位の授与)

第20条 授業科目については、試験その他の研究科が定める適切な方法により学修の成果を評価して、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 前項の単位の授与は、春学期末又は秋学期末に行う。

(成績評価)

第21条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおり定める。

評点	評語	合否
100点～80点	優	合格
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

- 2 前項の規定にかかわらず、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を合と表示する。

(在学年限)

第22条 本大学院における在学年限は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程においては、4年とする。ただし、第4条第2項の規定により修業年限を短縮した者については、2年とする。なお、特別の理由がある者に対しては、研究科委員会の議を経て1年延長することができる。
- (2) 博士課程前期課程においては、前号と同様とする。
- (3) 博士課程後期課程においては、6年とする。

第23条 削除

(修士課程修了者)

第24条 修士課程又は博士課程前期課程に2年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとす。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第16条の2の規定に基づき、入学前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（第46条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限

る。)を当該研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により、修士課程又は博士課程前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、単位数、その修得に要した期間、その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。この場合においても、当該研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程修了者)

第25条 博士課程に5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に限り、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第4条第2項の規定により修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「3年(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該1年以上2年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を含む。)」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第47条第1項第2号から第6号までに規定する者が、博士課程後期課程に編入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年(専門職学位課程の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、当該研究科博士課程後期課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者に限り、大学院に1年(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者又は標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

第4章 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与

(修士の学位)

第26条 修士の学位は、修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に授与する。

第27条 修士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法学研究科 修士(法学)

文学研究科 修士(文学)

経済学研究科 修士(経済学)

商学研究科 修士(商学)

社会学研究科 修士(社会学)

総合情報学研究科 修士(情報学)

理工学研究科 修士(理学)

修士(工学)

外国語教育学研究科 修士(外国語教育学)

心理学研究科 修士(心理学)

社会安全研究科 修士(学術)

東アジア文化研究科 修士(文化交渉学)

ガバナンス研究科 修士(政策学)

人間健康研究科 修士（健康学）

（博士の学位）

第28条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

第29条 博士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法学研究科 博士（法学）

文学研究科 博士（文学）

経済学研究科 博士（経済学）

商学研究科 博士（商学）

社会学研究科 博士（社会学）

総合情報学研究科 博士（情報学）

理工学研究科 博士（理学）

博士（工学）

外国語教育学研究科 博士（外国語教育学）

心理学研究科 博士（心理学）

社会安全研究科 博士（学術）

東アジア文化研究科 博士（文化交渉学）

ガバナンス研究科 博士（政策学）

人間健康研究科 博士（健康学）

第30条 第28条に定めるほか、本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者に対しては、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認したとき、博士の学位を授与する。

2 前項の規定により博士の学位を得ようとするときの手続は、関西大学学位規程の定めるところによる。

（学位の授与）

第31条 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与については、この章に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第5章 教職課程

（教職課程）

第32条 各研究科の専攻に応じて、修士課程又は博士課程前期課程に高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を各研究科配当の関係科目のうちから、修得しなければならない。

3 免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研究科	専攻	高等学校教諭 専修免許状の教科	中学校教諭 専修免許状の教科
法学研究科	法学・政治学専攻	公民	社会
文学研究科	総合人文学専攻	国語 地理歴史・公民 英語 フランス語 ドイツ語	国語 社会 英語 フランス語 ドイツ語
経済学研究科	経済学専攻	地理歴史・公民	社会
商学研究科	商学専攻	商業	
社会学研究科	社会学専攻	公民	社会
	社会システムデザイン専攻	公民	社会
	マス・コミュニケーション学専攻	公民	社会
総合情報学研究科	社会情報学専攻	情報	
	知識情報学専攻	情報	
理工学研究科	システム理工学専攻	数学・理科・工業	数学・理科

	環境都市工学専攻	工業	
	化学生命工学専攻	理科・工業	理科
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	英語 中国語	英語 中国語
社会安全研究科	防災・減災専攻	公民	社会
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	地理歴史	社会
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	公民	社会
人間健康研究科	人間健康専攻	保健体育	保健体育

第6章 教育研究実施組織

(職員)

第33条 本大学院に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(担当教員)

第33条の2 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする。

第7章 運営組織

(運営組織)

第34条 学長は、大学院の運営を統括する。

2 本大学院に研究科長会議を置く。

3 各研究科（法務研究科及び会計研究科を除く。）に研究科委員会を置く。

4 法務研究科及び会計研究科に教授会を置く。

(研究科長会議)

第35条 研究科長会議は、学長、副学長及び各研究科長をもって組織する。

2 学長は、研究科長会議を招集し、その議長となる。

第36条 削除

(研究科長会議の審議事項等)

第37条 研究科長会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び規程の改廃に関する事項
- (3) 研究科の増設又は変更に関する事項
- (4) 大学院の教務上必要な施設に関する事項
- (5) 学長の諮問する事項
- (6) その他大学院の教務上必要とする事項

2 研究科長会議の承認事項は、次のとおりとする。

- (1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項

3 議事は、構成員の3分の2以上の同意をもって決する。

(研究科委員会)

第38条 研究科委員会は、当該研究科の演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。ただし、総合情報学研究科においては、論文指導又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長及び副学部長は、当該研究科委員会の構成員となることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、演習、論文指導又は講義担当の特別契約教授は、当該研究科委員会の構成員となることができる。

(研究科長)

第39条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選出に関する規定は、別に定める。

3 研究科長は、当該研究科委員会又は教授会（以下「教授会等」という。）を招集し、その議長となる。

4 研究科長（心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科を除く。）に事故があるときは、当該の副学部長がその任務を代行する。

(副研究科長)

第39条の2 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科にそれぞれ副研究科長を置く。

2 心理学研究科長、東アジア文化研究科長、法務研究科長及び会計研究科長は、それぞれ副研究科長を教授会等の構成員のうちから教授会等に推薦し、教授会等の承認を得るものとする。

3 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科において、研究科長に事故があるときは、当該の副研究科長がその任務を代行する。

(研究科委員会の審議事項)

第40条 研究科委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項
- (2) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- (3) 授業科目担任に関する事項
- (4) 学生の学籍及び課程修了の認定に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 自己点検・評価に関する事項
- (9) その他教育及び研究に関する事項

2 議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

第41条 削除

(議事録)

第42条 研究科長会議及び研究科委員会においては、議事録を作成し、議長及び出席した教授1名がこれに署名する。

第8章 学年、学期及び休業日

(学年)

第43条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第44条 本大学院における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日
創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで
- (5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- (6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

第9章 入学、休学及び退学

(入学時期)

第45条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、外国人留学生その他研究科委員会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第46条 修士課程又は博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することによ

り当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 2 前項第9号及び第10号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第47条 博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達したもの
 - (7) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 2 前項第6号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

（入学試験）

第48条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の考査方法は、研究科委員会が定める。

（提出書類）

第49条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、受付期間中に提出しなければならない。

（学費納入義務）

第50条 入学試験に合格した者は、所定の期間中に、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

（休学）

第51条 病気その他やむを得ない事由によって休学を希望する学生は、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

- 2 健康上就学することが不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第52条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

2 次学期も引き続き休学するときは、前条第1項の手続を改めて経なければならない。

3 休学できる期間は、次のとおりとする。

(1) 修士課程又は博士課程前期課程

通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは休学を許可しない。

(2) 博士課程後期課程

通算して6学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、通算して6学期を超えるときは休学を許可しない。

(3) 前2号の規定にかかわらず、研究科委員会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が修士課程又は博士課程前期課程については、通算して6学期を超えない範囲で、博士課程後期課程については、通算して8学期を超えない範囲で、休学を許可することができる。

4 休学期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(復学)

第53条 休学者が、復学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第54条 退学しようとする学生は、所定の用紙に保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(学位論文提出のための在学)

第55条 本大学院修士課程、博士課程前期課程又は博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間に所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続をしなかった者は、学期末をもって退学した者として取り扱う。

(再入学)

第56条 退学した者が、再入学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

2 再入学の時期は、学期の始めとする。

第57条 削除

(編入学試験及び進学試験)

第58条 博士課程後期課程に編入学を志願する者に対しては、編入学試験を行う。

2 本大学院修士課程又は博士課程前期課程修了者が、博士課程後期課程に進学を志願するときは、進学試験を行う。

3 第48条から第50条までの規定は、編入学試験及び進学試験の場合について準用する。

(転入学生の扱い)

第59条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本大学院に転入学を志願したときは、選考の上、許可することができる。

(転学の許可)

第60条 本大学院から他の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第61条 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することは、許可しない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び研究科長会議の議を経て許可したときは、この限りでない。

第10章 大学院外国人留学生及び外国人研究生

(外国人留学生)

第62条 外国人で本大学院に入学しようとする者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する

者に限る。

修士課程又は博士課程前期課程

- (1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
- (2) 第46条第1項第6号に規定する者
- (3) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者
- (4) 本大学院において前3号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

博士課程後期課程

- (1) 外国の大学院において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者
 - (2) 日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者
- 3 第46条第2項の規定は、前項の修士課程又は博士課程前期課程第3号に規定する学力認定の場合について準用する。
- (外国人研究生)

第62条の2 本大学院に、外国人研究生を置く。

- 2 外国人研究生に関しては、関西大学大学院外国人研究生規程の定めるところによる。
- 3 学費等は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）の定めるところによる。

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(学費)

第63条 第49条及び第50条の規定による入学検定料、入学金及び授業料その他の学費に関しては、学費規程の定めるところによる。

- 2 既に納めた学費等は、返還しない。
- 3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

(休学期間の学費)

第64条 休学期間中は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

- 2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。
- (1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (3) 前2号に当てはまらないときは、当該学期の学費

(学費滞納者の扱い)

第65条 学費を所定の納入期日に納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

- 2 前項の規定により除籍された者が復籍を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。
- 3 復籍の時期は、学期の始めとする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるとときは、復籍を許可しない。

(再入学金及び復籍料)

第66条 退学した者が、再入学を許可されたときは、再入学金を納めなければならない。

- 2 除籍された者が、復籍を許可されたときは、復籍料を納めなければならない。
- 3 再入学金及び復籍料は、学費規程の定めるところによる。

第12章 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生、交流研究生及び特別聴講学生等

(研修生)

第67条 第55条第2項の規定による博士課程後期課程の退学者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、研修生として許可することができる。

- 2 研修生を志願する者は、学期の開始日までに、研究計画を付して願い出なければならない。

(特定科目の聴講)

第68条 研修生は、研究上、研究科委員会において定められた教員の指示を受け、研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。

(研修期間)

第69条 研修生の研修期間は、1 学期とする。ただし、必要と認めたときは、これを更新することができる。

(研修料)

第70条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。

2 研修料は、学費規程の定めるところによる。

(委託学生)

第71条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目の研究指導を委託された者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、委託学生として許可することができる。

第72条 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。

2 試験に合格した者には、証明書を交付する。

(聴講生)

第73条 本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講できる授業科目は、1 学期につき 3 科目以内とする。

3 前項に定めるほか、聴講生に関する規定は、別に定める。

(科目等履修生)

第73条の2 本大学院の1 又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 履修できる授業科目は、1 学期につき 3 科目以内とする。

3 前項に定めるほか、科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(学部生)

第73条の3 本大学に3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、研究科委員会の定めるところにより、本大学院の授業科目を履修することができる。

(交流研究生)

第74条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、交流研究生として許可することができる。

2 聴講できる授業科目は、1 学期につき 3 科目以内とする。

3 交流研究生は、聴講した授業科目につき試験を受けることができる。

4 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(聴講料)

第76条 委託学生、聴講生及び交流研究生は、1 科目につき所定の聴講料を納めなければならない。

2 聴講料は、学費規程の定めるところによる。

(規定の準用)

第77条 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生、交流研究生及び特別聴講学生については、この章に規定するほか、正規の学生に関する規定を準用する。

(履修証明プログラム)

第77条の2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別の課程として本大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第13章 特別研究生

(特別研究生)

第78条 本大学院に、特別研究生を置く。

2 特別研究生に関しては、関西大学特別研究生規程（就）の定めるところによる。

第14章 奨学制度

(奨学)

第79条 本大学院の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第15章 留学及び在外研究生

(留学生)

第80条 本大学院は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第4条に定める修業年限に算入する。

3 留学に関しては、関西大学大学院学生留学規程の定めるところによる。

(在外研究生)

第80条の2 本大学院博士課程後期課程に在学中の学生で、人物、学業とも優秀であり、特に外国における研究を必要とする者に対しては、学費を貸与して、在外研究をさせることができる。

2 在外研究生に関しては、在外研究生規程の定めるところによる。

第16章 研究指導施設

(図書室)

第81条 本大学院に図書室を設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

(学生研究室)

第82条 本大学院に学生研究室を設ける。

2 各学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導のために用いることができる。

第17章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第83条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第18章 賞罰

(表彰)

第84条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第85条 本大学院の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第19章 補則

(補則)

第86条 本学則に定めるもののほか、必要な事項については、関西大学大学院規則の定めるところによる。

第20章 雑則

(大阪教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施)

第87条 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科高度教職開発専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

(大学院設置基準制定に伴う改正)

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第65条の規定は、昭和59年度以前に入学した者にも適用する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、工学研究科材料工学専攻（博士課程前期課程・後期課程）の名称は、平成7年4月入学生から適用する。

附 則
本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、平成17年4月1日から施行する。

[illegible]

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第55条第1項の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条第3項の規定は、平成27年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2019年10月1日から施行する。

附 則
本学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2022年9月21日から施行する。

附 則
本学則は、2023年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

1 大学院共通科目

(1) 授業科目、単位数

種別	授業科目	単位数
基盤教育	学術リテラシー基礎（各テーマ）	1
	修士キャリアデザイン	1
	アカデミックライティング	2
	他研究科提供科目	
日本文化・社会 関連	他研究科提供科目	
研究科横断	Fundamental Global Study（各テーマ）	2
	Advanced Global Study（各テーマ）	2
	他研究科提供科目	

(2) 履修方法等

ア 他研究科提供科目の授業科目及び単位数は、大学院検討委員会において開設年度の前年度末までに決定する。

イ 履修方法等の詳細については、各研究科において定める。

2 法学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 法学・政治学専攻 法政研究コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
法哲学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
法思想史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
日本法史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
東洋法史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
西洋・ローマ法史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
法社会学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
憲法研究Ⅰ（人権論）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
憲法研究Ⅱ（機構論）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
行政法研究Ⅰ（行政法総論）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
行政法研究Ⅱ（行政救済法）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
租税法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
刑法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
刑事訴訟法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
刑事学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
国際法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
国際私法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
民法研究Ⅰ（財産法1）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
民法研究Ⅱ（財産法2）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
民法研究Ⅲ（財産法3）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
民法研究Ⅳ（家族法）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
知的財産法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
商法研究Ⅰ（企業組織法）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
商法研究Ⅱ（商取引法）	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
経済法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
労働法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
社会保障法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
民事訴訟法研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
公共政策学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
政治過程論研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
比較政治学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2

22/84

労働法研究	講義2
社会保障法研究	講義2
民事訴訟法研究	講義2
公共政策学研究	講義2
政治過程論研究	講義2
比較政治学研究	講義2
行政学研究	講義2
政治哲学研究	講義2
政治思想史研究	講義2
日本政治史研究	講義2
西洋政治史研究	講義2
外交史研究	講義2
国際政治学研究	講義2
国際政治経済論研究	講義2
金融法研究	講義(1)2講義(2)2
比較憲法研究	講義2
国際租税法研究	講義2
国際取引法研究	講義2
政治心理学研究	講義2
外国文献研究Ⅰ（ドイツ語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅱ（フランス語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅲ（中国語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅳ（英語）	講義(1)2講義(2)2
財政学研究	講義2
公共経済学研究	講義2
外国法研究（各テーマ）	講義2
特論研究（各テーマ）	講義2
法学政治学概論Ⅰ（各テーマ）	1
法学政治学概論Ⅱ（各テーマ）	2
リサーチスキル（各テーマ）	1
総合演習（各テーマ）	2
高度専門職演習	A2B2

ウ 法学・政治学専攻 国際協働コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
国際法研究	講義2
国際私法研究	講義2
知的財産法研究	講義2
国際政治学研究	講義2
国際政治経済論研究	講義2
国際協働特殊研究（各テーマ）	講義2
総合演習（各テーマ）	2
国際協働演習	(1)A2(1)B2(2)A2(2)B2

エ 法学・政治学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数
法哲学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
法思想史特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
日本法史特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
西洋・ローマ法史特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2

24/84

行政学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
政治哲学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
政治思想史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
日本政治史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
西洋政治史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
外交史研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
国際政治学研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
国際政治経済論研究	講義2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2
金融法研究	講義(1)2講義(2)2
比較憲法研究	講義2
国際租税法研究	講義2
国際取引法研究	講義2
政治心理学研究	講義2
外国文献研究Ⅰ（ドイツ語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅱ（フランス語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅲ（中国語）	講義(1)2講義(2)2
外国文献研究Ⅳ（英語）	講義(1)2講義(2)2
財政学研究	講義2
公共経済学研究	講義2
外国法研究（各テーマ）	講義2
特論研究（各テーマ）	講義2
法学政治学概論Ⅰ（各テーマ）	1
法学政治学概論Ⅱ（各テーマ）	2
リサーチスキル（各テーマ）	1
総合演習（各テーマ）	演習2

イ 法学・政治学専攻 高度専門職業人養成コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
法哲学研究	講義2
法思想史研究	講義2
日本法史研究	講義2
東洋法史研究	講義2
西洋・ローマ法史研究	講義2
法社会学研究	講義2
憲法研究Ⅰ（人権論）	講義2
憲法研究Ⅱ（機構論）	講義2
行政法研究Ⅰ（行政法総論）	講義2
行政法研究Ⅱ（行政救済法）	講義2
租税法研究	講義2
刑法研究	講義2
刑事訴訟法研究	講義2
刑事学研究	講義2
国際法研究	講義2
国際私法研究	講義2
民法研究Ⅰ（財産法1）	講義2
民法研究Ⅱ（財産法2）	講義2
民法研究Ⅲ（財産法3）	講義2
民法研究Ⅳ（家族法）	講義2
知的財産法研究	講義2
商法研究Ⅰ（企業組織法）	講義2
商法研究Ⅱ（商取引法）	講義2
経済法研究	講義2

23/84

東洋法史特別研究	2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
法社会学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
憲法特別研究Ⅰ（人権論）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
憲法特別研究Ⅱ（機構論）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
行政法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
租税法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
刑法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
刑事訴訟法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
国際法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
国際私法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
国際取引法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
民法特別研究Ⅰ（財産法1）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
民法特別研究Ⅱ（財産法2）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
民法特別研究Ⅲ（財産法3）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
民法特別研究Ⅳ（家族法）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
知的財産法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
商法特別研究Ⅰ（企業組織法）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
商法特別研究Ⅱ（商取引法）	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
経済法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
労働法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
民事訴訟法特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
公共政策学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
政治過程論特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
比較政治学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
行政学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2
政治哲学特別研究	講義(1)2講義(2)2演習(1)A2演習(1)B2演習(2)A2演習(2)B2演習(3)A2演習(3)B2

25/84

	2演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
政治思想史特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
日本政治史特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
西洋政治史特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
外交史特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
国際政治学特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
国際政治経済論特別研究	講義(1)2 講義(2)2 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
法学特別研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
政治学特別研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2

(2) 履修方法

- ア 博士課程前期課程は、法政研究コース、高度専門職業人養成コース及び国際協働コースに分ける。
- (ア) 法政研究コースにおいては、専修科目10単位（講義2単位、演習8単位）、専修科目以外の講義科目16単位以上を含めて30単位以上を修得しなければならない。
- (イ) 高度専門職業人養成コースにおいては、当該コースの講義科目18単位以上及び演習科目4単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。
- (ウ) 国際協働コースにおいては、当該コースの講義科目18単位以上及び演習科目8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。
- (エ) 他コース配当の講義科目を履修した場合、8単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- (オ) 法学政治学概論Ⅰ（各テーマ）、法学政治学概論Ⅱ（各テーマ）及びリサーチスキル（各テーマ）を修得した場合、法政研究コースにおいては2単位を限度として、高度専門職業人養成コース及び国際協働コースにおいては4単位を限度として、それぞれ修了に必要な単位数に含めることができる。
- イ 博士課程後期課程においては、専修科目（講義4単位、演習12単位）を含めて16単位以上を修得しなければならない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
- なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、他コース配当の講義科目として修了に必要な単位数に含めることができる。

3 文学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 総合人文学専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目	英米文学英語学専修	英文学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
		米文学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
		英語学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	英米文化専修	英米文化研究(1) 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
		英米文化研究(2) 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	国語国文学専	日本上代文学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2

修		(2)A2 演習(2)B2
	日本中古文文学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	日本中世文学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	日本近世文学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	日本近代文学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
哲学専修	国語学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	哲学・哲学史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	哲学・倫理学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
芸術学美術史専修	比較宗教学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	芸術学・西洋美術史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	日本及東洋美術史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
日本史学専修	日本古代中世史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	日本近世近代史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	考古学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	民俗学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	文化遺産学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
世界史学専修	東洋史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	エジプト学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	西洋史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
ドイツ文学専修	ドイツ言語文化研究(1)	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	ドイツ言語文化研究(2)	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
フランス文学専修	フランス文学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	フランス語学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
地理学専修	自然地理学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	人文地理学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	歴史地理学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	地誌学・地理教育研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2

26/84

		(2)A2 演習(2)B2
	教育学専修	教育文化学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
		学校教育学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	文化共生学専修	文化共生学研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
	映像文化専修	映像文化研究 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2
共通科目	英米文学研究(1)A	講義2
	英米文学研究(1)B	講義2
	英米文学研究(2)A	講義2
	英米文学研究(2)B	講義2
	英語学研究(1)A	講義2
	英語学研究(1)B	講義2
	英語学研究(2)A	講義2
	英語学研究(2)B	講義2
	英語学英文学研究(1)A	講義2
	英語学英文学研究(1)B	講義2
	英語学英文学研究(2)A	講義2
	英語学英文学研究(2)B	講義2
	比較文学研究A	講義2
	比較文学研究B	講義2
	古典語研究(2)A	講義2
	古典語研究(2)B	講義2
	英米文化研究(1)A	講義2
	英米文化研究(1)B	講義2
	英米文化研究(2)A	講義2
	英米文化研究(2)B	講義2
	英米文化研究(3)A	講義2
	英米文化研究(3)B	講義2
	比較文化研究A	講義2
	比較文化研究B	講義2
	日本上代文学研究A	講義2
	日本上代文学研究B	講義2
	日本中古文文学研究A	講義2
	日本中古文文学研究B	講義2
	日本中世文学研究A	講義2
	日本中世文学研究B	講義2
	日本近世文学研究A	講義2
	日本近世文学研究B	講義2
	日本近代文学研究A	講義2
	日本近代文学研究B	講義2
	国語学研究A	講義2
	国語学研究B	講義2
	日本古典籍研究A	講義2
	日本古典籍研究B	講義2
	日本文学文献研究A	講義2
	日本文学文献研究B	講義2
	日本近代文学文献研究A	講義2
	日本近代文学文献研究B	講義2

日本地域文学研究A	講義2
日本地域文学研究B	講義2
日本文献情報処理研究A	講義2
日本文献情報処理研究B	講義2
日本語教育研究	講義2
日本書誌学研究	講義2
古代国語史研究A	講義2
古代国語史研究B	講義2
近代国語史研究A	講義2
近代国語史研究B	講義2
日本文学史研究A	講義2
日本文学史研究B	講義2
哲学史研究A	講義2
哲学史研究B	講義2
現代哲学研究A	講義2
現代哲学研究B	講義2
倫理学研究A	講義2
倫理学研究B	講義2
応用倫理学研究A	講義2
応用倫理学研究B	講義2
比較思想研究A	講義2
比較思想研究B	講義2
科学論研究A	講義2
科学論研究B	講義2
宗教学研究A	講義2
宗教学研究B	講義2
日本思想研究A	講義2
日本思想研究B	講義2
インド哲学・仏教学研究A	講義2
インド哲学・仏教学研究B	講義2
倫理思想史研究A	講義2
倫理思想史研究B	講義2
宗教文化研究A	講義2
宗教文化研究B	講義2
古典語研究(1)A	講義2
古典語研究(1)B	講義2
宗教学人類学研究A	講義2
宗教学人類学研究B	講義2
東洋美術史研究A	講義2
東洋美術史研究B	講義2
西洋美術史研究A	講義2
西洋美術史研究B	講義2
美学・芸術学研究A	講義2
美学・芸術学研究B	講義2
日本美術史研究A	講義2
日本美術史研究B	講義2
芸術学美術史実践研究A	講義2
芸術学美術史実践研究B	講義2
芸術表現論A	講義2
芸術表現論B	講義2
歴史学研究A	講義2

27/84

28/84

29/84

	歴史学研究B	講義 2
	日本古代中世史研究A	講義 2
	日本古代中世史研究B	講義 2
	日本近世近代史研究A	講義 2
	日本近世近代史研究B	講義 2
	日本現代史研究A	講義 2
	日本現代史研究B	講義 2
	考古学研究A	講義 2
	考古学研究B	講義 2
	民俗学研究A	講義 2
	民俗学研究B	講義 2
	文化遺産学研究A	講義 2
	文化遺産学研究B	講義 2
	伝統文化学研究A	講義 2
	伝統文化学研究B	講義 2
	東アジア史研究A	講義 2
	東アジア史研究B	講義 2
	西アジア史研究A	講義 2
	西アジア史研究B	講義 2
	西洋史研究A	講義 2
	西洋史研究B	講義 2
	日中交渉史研究A	講義 2
	日中交渉史研究B	講義 2
	東西交渉史研究A	講義 2
	東西交渉史研究B	講義 2
	西洋文化史研究A	講義 2
	西洋文化史研究B	講義 2
	西洋社会史研究A	講義 2
	西洋社会史研究B	講義 2
	文化人類学研究A	講義 2
	文化人類学研究B	講義 2
	エジプト学研究A	講義 2
	エジプト学研究B	講義 2
	世界史学史料研究A	講義 2
	世界史学史料研究B	講義 2
	文化財科学研究A	講義 2
	文化財科学研究B	講義 2
	ドイツ語コミュニケーション(1)A	講義 2
	ドイツ語コミュニケーション(1)B	講義 2
	ドイツ語コミュニケーション(2)A	講義 2
	ドイツ語コミュニケーション(2)B	講義 2
	ドイツ語学研究A	講義 2
	ドイツ語学研究B	講義 2
	ドイツ文学研究(1)A	講義 2
	ドイツ文学研究(1)B	講義 2
	ドイツ文学研究(2)A	講義 2
	ドイツ文学研究(2)B	講義 2
	ドイツ文化研究A	講義 2
	ドイツ文化研究B	講義 2
	フランス文学研究(1)A	講義 2
	フランス文学研究(1)B	講義 2

	フランス文学研究(2)A	講義 2
	フランス文学研究(2)B	講義 2
	フランス文学研究(3)A	講義 2
	フランス文学研究(3)B	講義 2
	フランス文学研究(4)A	講義 2
	フランス文学研究(4)B	講義 2
	フランス語学研究A	講義 2
	フランス語学研究B	講義 2
	フランス語 フランス文学研究A	講義 2
	フランス語 フランス文学研究B	講義 2
	中国文学及文学史A	講義 2
	中国文学及文学史B	講義 2
	中国哲学及哲学史A	講義 2
	中国哲学及哲学史B	講義 2
	中国語学及語学史A	講義 2
	中国語学及語学史B	講義 2
	中国学研究(1)A	講義 2
	中国学研究(1)B	講義 2
	中国学研究(2)A	講義 2
	中国学研究(2)B	講義 2
	中国語科教育法研究A	講義 2
	中国語科教育法研究B	講義 2
	中国文献学A	講義 2
	中国文献学B	講義 2
	自然地理学研究A	講義 2
	自然地理学研究B	講義 2
	人文地理学研究A	講義 2
	人文地理学研究B	講義 2
	歴史地理学研究A	講義 2
	歴史地理学研究B	講義 2
	地誌学・地理教育研究A	講義 2
	地誌学・地理教育研究B	講義 2
	地理学史研究	講義 2
	地域環境学研究A	講義 2
	地域環境学研究B	講義 2
	経済地理学研究	講義 2
	文化地理学研究A	講義 2
	文化地理学研究B	講義 2
	都市地理学研究A	講義 2
	都市地理学研究B	講義 2
	第四紀学研究	講義 2
	自然環境学研究	講義 2
	人文地理学特別研究	講義 2
	自然地理学特別研究	講義 2
	地域調査研究A	講義 2
	地域調査研究B	講義 2
	教育哲学研究	講義 2
	教育史研究	講義 2
	教育行財政学研究	講義 2
	教育社会学研究	講義 2
	生涯学習研究	講義 2

30/84

31/84

		コミュニティ教育学研究	講義 2
		異文化間教育研究	講義 2
		人権教育研究	講義 2
		学校教育理論研究	講義 2
		学校教育実践研究方法論	講義 2
		教育方法学研究	講義 2
		カリキュラムデザイン研究	講義 2
		教科学習デザイン研究	講義 2
		学校イノベーション研究	講義 2
		文化共生学研究(1)A	講義 2
		文化共生学研究(1)B	講義 2
		文化共生学研究(2)A	講義 2
		文化共生学研究(2)B	講義 2
		文化共生学研究(3)A	講義 2
		文化共生学研究(3)B	講義 2
		映像文化研究(1)A	講義 2
		映像文化研究(1)B	講義 2
		映像文化研究(2)A	講義 2
		映像文化研究(2)B	講義 2
		映像メディア研究A	講義 2
		映像メディア研究B	講義 2
		文化交渉学概論A	講義 2
		文化交渉学概論B	講義 2
		文化交渉学資料調査論	講義 2
		文化交渉学特殊研究A	講義 2
		文化交渉学特殊研究B	講義 2
		アカデミック外国語(各語種)(1)A2	2
		アカデミック外国語(各語種)(1)B2	2
		アカデミック外国語(各語種)(2)A2	2
		アカデミック外国語(各語種)(2)B2	2
		大学院英語(1)	2
		大学院英語(2)	2
		寄附講座(各テーマ)	講義 2
共通科目	副専攻 EUー日本学 教育研究プログラム	日本学フィールドワーク(1)	2
		日本学フィールドワーク(2)	2
		EUー日本学講義(1)	2
		EUー日本学講義(2)	2
		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(1)	2
		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(2)	2
		KUワークショップ(1)	1
		KUワークショップ(2)	1
		EUワークショップ(1)	1
		EUワークショップ(2)	1
共通科目	日本語教師養成講座 (大学院コース)	日本語教育実践研究A	2
		日本語教育実践研究B	2
イ 総合人文学専攻 博士課程後期課程			
	種別	授業科目	単位数

英米文学英語学専修	中世及近世英文学	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	近代英米文学	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	英語学	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	国語国文学専修	上代文学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2 中古文学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2 中世文学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2 近世文学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2 近代文学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2 国語学 演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
哲学専修	哲学・哲学史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	哲学・倫理学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	比較宗教学研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	美学・美術史研究	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
史学専修	日本古代中世史	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	日本近世近代史	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	考古学	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	民俗学	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2 演習(2)B2 演習(3)A2 演習(3)B2
	東洋史	演習(1)A2 演習(1)B2 演習(2)A2

32/84

33/84

		2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	西洋史	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
ドイツ文学専修	ドイツ文学	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	ドイツ文化	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	ドイツ語学	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
フランス文学専修	フランス文学	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	フランス語学	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
地理学専修	自然地理学特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	人文地理学特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	歴史地理学特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	地誌学・地理教育特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
教育学専修	教育文化学特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
	学校教育学特殊研究	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2 演習(3)A 2 演習(3)B 2
共通科目	中世及近世英文学A	講義 2
	中世及近世英文学B	講義 2
	近代英米文学A	講義 2
	近代英米文学B	講義 2
	英語学A	講義 2
	英語学B	講義 2
	上代文学特殊研究A	講義 2
	上代文学特殊研究B	講義 2
	中古文学特殊研究A	講義 2
	中古文学特殊研究B	講義 2
	中世文学特殊研究A	講義 2
	中世文学特殊研究B	講義 2
	近世文学特殊研究A	講義 2
	近世文学特殊研究B	講義 2

	近代文学特殊研究A	講義 2
	近代文学特殊研究B	講義 2
	国語学特殊研究A	講義 2
	国語学特殊研究B	講義 2
	哲学・哲学史研究A	講義 2
	哲学・哲学史研究B	講義 2
	哲学・倫理学研究A	講義 2
	哲学・倫理学研究B	講義 2
	比較宗教学研究A	講義 2
	比較宗教学研究B	講義 2
	美学・美術史研究A	講義 2
	美学・美術史研究B	講義 2
	比較宗教学特殊研究A	講義 2
	比較宗教学特殊研究B	講義 2
	美学・美術史特殊研究A	講義 2
	美学・美術史特殊研究B	講義 2
	日本古代中世史A	講義 2
	日本古代中世史B	講義 2
	日本近世近代史A	講義 2
	日本近世近代史B	講義 2
	考古学A	講義 2
	考古学B	講義 2
	民俗学A	講義 2
	民俗学B	講義 2
	東洋史A	講義 2
	東洋史B	講義 2
	西洋史A	講義 2
	西洋史B	講義 2
	日本史特殊研究(1)A	講義 2
	日本史特殊研究(1)B	講義 2
	日本史特殊研究(2)A	講義 2
	日本史特殊研究(2)B	講義 2
	東洋史特殊研究A	講義 2
	東洋史特殊研究B	講義 2
	西洋史特殊研究A	講義 2
	西洋史特殊研究B	講義 2
	考古学特殊研究A	講義 2
	考古学特殊研究B	講義 2
	民俗学特殊研究A	講義 2
	民俗学特殊研究B	講義 2
	ドイツ文学特殊研究(1)A	講義 2
	ドイツ文学特殊研究(1)B	講義 2
	ドイツ文学特殊研究(2)A	講義 2
	ドイツ文学特殊研究(2)B	講義 2
	ドイツ文化特殊研究(1)A	講義 2
	ドイツ文化特殊研究(1)B	講義 2
	ドイツ文化特殊研究(2)A	講義 2
	ドイツ文化特殊研究(2)B	講義 2
	ドイツ語学特殊研究(1)A	講義 2
	ドイツ語学特殊研究(1)B	講義 2
	ドイツ語学特殊研究(2)A	講義 2

34/84

	ドイツ語学特殊研究(2)B	講義 2
	中世・近世フランス文学A	講義 2
	中世・近世フランス文学B	講義 2
	近代・現代フランス文学A	講義 2
	近代・現代フランス文学B	講義 2
	フランス語学A	講義 2
	フランス語学B	講義 2
	フランス文学特殊研究(1)A	講義 2
	フランス文学特殊研究(1)B	講義 2
	フランス文学特殊研究(2)A	講義 2
	フランス文学特殊研究(2)B	講義 2
	フランス語学特殊研究A	講義 2
	フランス語学特殊研究B	講義 2
	中国文学特殊講義(1)A	講義 2
	中国文学特殊講義(1)B	講義 2
	中国文学特殊講義(2)A	講義 2
	中国文学特殊講義(2)B	講義 2
	中国文学特殊講義(1)A	講義 2
	中国文学特殊講義(1)B	講義 2
	中国語学特殊講義(2)A	講義 2
	中国語学特殊講義(2)B	講義 2
	歴史地誌学特殊研究A	講義 2
	歴史地誌学特殊研究B	講義 2
	都市地理学特殊研究A	講義 2
	都市地理学特殊研究B	講義 2
	経済地理学特殊研究A	講義 2
	経済地理学特殊研究B	講義 2
	社会地理学特殊研究A	講義 2
	社会地理学特殊研究B	講義 2
	文化地理学特殊研究A	講義 2
	文化地理学特殊研究B	講義 2
	自然環境学特殊研究A	講義 2
	自然環境学特殊研究B	講義 2
	第四紀学特殊研究A	講義 2
	第四紀学特殊研究B	講義 2
	教育文化学特殊研究	講義 2
	学校教育学特殊研究	講義 2
	教育学特殊研究特論	講義 2
	文化交渉学概論A	講義 2
	文化交渉学概論B	講義 2
	文化交渉学資料調査論	講義 2
	文化交渉学特殊研究A	講義 2
	文化交渉学特殊研究B	講義 2
	アカデミック外国語(各語種)	2
	アカデミック外国語(各語種)	2

	アカデミック外国語(各語種)	2
	アカデミック外国語(各語種)	2
	大学院英語(3)	2
	大学院英語(4)	2
	寄附講座(各テーマ)	講義 2
共通科目	副専攻	
	EUー日本学教育研究プログラム	
	日本学フィールドワーク(3)	2
	日本学フィールドワーク(4)	2
	日本学学術コミュニケーション・トレーニング(3)	2
	日本学学術コミュニケーション・トレーニング(4)	2
	KUワークショップ(3)	1
	KUワークショップ(4)	1
	EUワークショップ(3)	1
	EUワークショップ(4)	1

(2) 履修方法

ア 博士課程前期課程

専修科目 8 単位 (演習 8 単位) を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。
ただし、第 4 条第 2 項の規定により修業年限を短縮した者については、専修科目 4 単位 (演習 4 単位) を含む 32 単位以上を修得しなければならない。

なお、副専攻を登録履修する者については、専修科目 8 単位 (演習 8 単位)、日本学フィールドワーク(1) 2 単位、日本学フィールドワーク(2) 2 単位を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。

イ 博士課程後期課程

専修科目 (演習 12 単位) 及び講義 4 単位以上を修得しなければならない。

なお、副専攻を登録履修する者については、専修科目 (演習 12 単位)、日本学フィールドワーク(3) 2 単位、日本学フィールドワーク(4) 2 単位を修得しなければならない。

ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。

なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

4 経済学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 経済学専攻 博士課程前期課程

	授業科目	単位数
エコノミスト系科目	ミクロ経済学研究(A) I	講義 2
	ミクロ経済学研究(A) II	講義 2
	ミクロ経済学研究(B) I	講義 2
	ミクロ経済学研究(B) II	講義 2
	マクロ経済学研究(A) I	講義 2
	マクロ経済学研究(A) II	講義 2
	マクロ経済学研究(B) I	講義 2
	マクロ経済学研究(B) II	講義 2
	マクロ経済学研究(C) I	講義 2
	マクロ経済学研究(C) II	講義 2
	マクロ経済学研究(D) I	講義 2
	マクロ経済学研究(D) II	講義 2
	経済変動論研究 I	講義 2
	経済変動論研究 II	講義 2

36/84

37/84

	経済成長論研究Ⅰ	講義 2
	経済成長論研究Ⅱ	講義 2
	統計学研究Ⅰ	講義 2
	統計学研究Ⅱ	講義 2
	経済統計学研究Ⅰ	講義 2
	経済統計学研究Ⅱ	講義 2
	数理統計学研究Ⅰ	講義 2
	数理統計学研究Ⅱ	講義 2
	数理経済学研究Ⅰ	講義 2
	数理経済学研究Ⅱ	講義 2
	計量経済学研究(A)Ⅰ	講義 2
	計量経済学研究(A)Ⅱ	講義 2
	計量経済学研究(B)Ⅰ	講義 2
	計量経済学研究(B)Ⅱ	講義 2
	情報処理論研究Ⅰ	講義 2
	情報処理論研究Ⅱ	講義 2
	労働経済学研究Ⅰ	講義 2
	労働経済学研究Ⅱ	講義 2
	金融工学研究Ⅰ	講義 2
	金融工学研究Ⅱ	講義 2
	ゲーム理論研究Ⅰ	講義 2
	ゲーム理論研究Ⅱ	講義 2
	法と経済学研究Ⅰ	講義 2
	法と経済学研究Ⅱ	講義 2
	行動経済学研究Ⅰ	講義 2
	行動経済学研究Ⅱ	講義 2
パブリック ポリシー系 科目	経済政策研究Ⅰ	講義 2
	経済政策研究Ⅱ	講義 2
	財政学研究Ⅰ	講義 2
	財政学研究Ⅱ	講義 2
	租税政策研究Ⅰ	講義 2
	租税政策研究Ⅱ	講義 2
	社会保障論研究Ⅰ	講義 2
	社会保障論研究Ⅱ	講義 2
	公共経済学研究Ⅰ	講義 2
	公共経済学研究Ⅱ	講義 2
	国際税制論研究Ⅰ	講義 2
	国際税制論研究Ⅱ	講義 2
	租税論研究Ⅰ	講義 2
	租税論研究Ⅱ	講義 2
	公共政策研究Ⅰ	講義 2
	公共政策研究Ⅱ	講義 2
	地方自治論研究Ⅰ	講義 2
	地方自治論研究Ⅱ	講義 2
	公会計論研究Ⅰ	講義 2
	公会計論研究Ⅱ	講義 2
	行政法研究Ⅰ	講義 2
	行政法研究Ⅱ	講義 2
地域・国際系 科目	地域経済論研究Ⅰ	講義 2
	地域経済論研究Ⅱ	講義 2
	国際経済学研究Ⅰ	講義 2

	国際経済学研究Ⅱ	講義 2
	国際金融論研究Ⅰ	講義 2
	国際金融論研究Ⅱ	講義 2
	国際政治経済学研究Ⅰ	講義 2
	国際政治経済学研究Ⅱ	講義 2
	経済発展論研究Ⅰ	講義 2
	経済発展論研究Ⅱ	講義 2
	人口学研究Ⅰ	講義 2
	人口学研究Ⅱ	講義 2
	開発経済学研究Ⅰ	講義 2
	開発経済学研究Ⅱ	講義 2
	農業経済学研究Ⅰ	講義 2
	農業経済学研究Ⅱ	講義 2
	環境経済学研究Ⅰ	講義 2
	環境経済学研究Ⅱ	講義 2
	アジア経済論研究Ⅰ	講義 2
	アジア経済論研究Ⅱ	講義 2
	アジア経済発展論研究Ⅰ	講義 2
	アジア経済発展論研究Ⅱ	講義 2
	中国経済論研究Ⅰ	講義 2
	中国経済論研究Ⅱ	講義 2
	アメリカ経済論研究Ⅰ	講義 2
	アメリカ経済論研究Ⅱ	講義 2
	EU経済論研究Ⅰ	講義 2
	EU経済論研究Ⅱ	講義 2
	アフリカ経済論研究Ⅰ	講義 2
	アフリカ経済論研究Ⅱ	講義 2
	実証国際経済学研究Ⅰ	講義 2
	実証国際経済学研究Ⅱ	講義 2
歴史・社会系 科目	日本経済史研究(A)Ⅰ	講義 2
	日本経済史研究(A)Ⅱ	講義 2
	日本経済史研究(B)Ⅰ	講義 2
	日本経済史研究(B)Ⅱ	講義 2
	西洋経済史研究Ⅰ	講義 2
	西洋経済史研究Ⅱ	講義 2
	アジア経済史研究Ⅰ	講義 2
	アジア経済史研究Ⅱ	講義 2
	経済学説Ⅰ研究Ⅰ	講義 2
	経済学説Ⅱ研究Ⅱ	講義 2
	経済理論Ⅰ研究Ⅰ	講義 2
	経済理論Ⅱ研究Ⅱ	講義 2
	近代経済学史研究Ⅰ	講義 2
	近代経済学史研究Ⅱ	講義 2
	社会思想Ⅰ研究Ⅰ	講義 2
	社会思想Ⅱ研究Ⅱ	講義 2
	現代社会思想Ⅰ研究Ⅰ	講義 2
	現代社会思想Ⅱ研究Ⅱ	講義 2
	政治経済学研究Ⅰ	講義 2
	政治経済学研究Ⅱ	講義 2
	社会経済システム論研究Ⅰ	講義 2
	社会経済システム論研究Ⅱ	講義 2

38/84

	現代資本主義論研究Ⅰ	講義 2
	現代資本主義論研究Ⅱ	講義 2
企業・ファイ ナンス系科 目	産業組織論研究Ⅰ	講義 2
	産業組織論研究Ⅱ	講義 2
	中小企業論研究Ⅰ	講義 2
	中小企業論研究Ⅱ	講義 2
	経営管理論研究Ⅰ	講義 2
	経営管理論研究Ⅱ	講義 2
	人事経済学研究Ⅰ	講義 2
	人事経済学研究Ⅱ	講義 2
	流通経済論研究Ⅰ	講義 2
	流通経済論研究Ⅱ	講義 2
	知的所有権研究Ⅰ	講義 2
	知的所有権研究Ⅱ	講義 2
	海外中小企業事情研究Ⅰ	講義 2
	海外中小企業事情研究Ⅱ	講義 2
	大阪中小企業研究Ⅰ	講義 2
	大阪中小企業研究Ⅱ	講義 2
	金融経済論研究Ⅰ	講義 2
	金融経済論研究Ⅱ	講義 2
	企業金融研究Ⅰ	講義 2
	企業金融研究Ⅱ	講義 2
	企業統治論研究Ⅰ	講義 2
	企業統治論研究Ⅱ	講義 2
	組織の経済学研究Ⅰ	講義 2
	組織の経済学研究Ⅱ	講義 2
	ファイナンス論研究Ⅰ	講義 2
	ファイナンス論研究Ⅱ	講義 2
	証券論研究Ⅰ	講義 2
	証券論研究Ⅱ	講義 2
	金融システム論研究Ⅰ	講義 2
	金融システム論研究Ⅱ	講義 2
	ビジネス・エコノミクス研究Ⅰ	講義 2
	ビジネス・エコノミクス研究Ⅱ	講義 2
基礎科目	ミクロ経済学基礎研究	講義 2
	マクロ経済学基礎研究	講義 2
	データ分析・政策評価入門	講義 2
	文献・実地調査入門	講義 2
共通科目	経済学研究演習Ⅰ	演習 2 論文指導 2
	経済学研究演習Ⅱ	演習 2 論文指導 2
	外国文献研究(英語)Ⅰ	講義 2
	外国文献研究(英語)Ⅱ	講義 2
	外国文献研究(フランス語)Ⅰ	講義 2
	外国文献研究(フランス語)Ⅱ	講義 2
	外国文献研究(ドイツ語)Ⅰ	講義 2
	外国文献研究(ドイツ語)Ⅱ	講義 2
	外国文献研究(中国語)Ⅰ	講義 2
	外国文献研究(中国語)Ⅱ	講義 2
	外国文献研究(スペイン語)Ⅰ	講義 2
	外国文献研究(スペイン語)Ⅱ	講義 2
	外国文献研究(韓国・朝鮮語)Ⅰ	講義 2

	外国文献研究(韓国・朝鮮語)Ⅱ	講義 2
	専門研究(各テーマ)	講義 2
	インターンシップ	2
イ 経済学専攻 博士課程後期課程		
領域	授業科目	単位数
理論・統計・ 政策	ミクロ経済学特殊研究(A)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	ミクロ経済学特殊研究(A)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	ミクロ経済学特殊研究(B)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	ミクロ経済学特殊研究(B)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(A)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(A)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(B)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(B)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(C)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(C)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(D)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	マクロ経済学特殊研究(D)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済変動論特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済変動論特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済成長論特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済成長論特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(A)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(A)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(B)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(B)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(C)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	統計学特殊研究(C)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	計量経済学特殊研究(A)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	計量経済学特殊研究(A)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	計量経済学特殊研究(B)Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	計量経済学特殊研究(B)Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	情報処理論特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	情報処理論特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	労働経済学特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	労働経済学特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	ゲーム理論特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	ゲーム理論特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	法と経済学特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	法と経済学特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済政策特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	経済政策特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	財政学特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	財政学特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	租税政策特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	租税政策特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	社会保障論特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	社会保障論特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	公共経済学特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	公共経済学特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	行動経済学特殊研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	行動経済学特殊研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2

40/84

41/84

産業・地域 国際	地域経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	地域経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際金融論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際金融論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際政治経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	国際政治経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済発展論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済発展論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	人口学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	人口学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	開発経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	開発経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	農業経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	農業経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	実証国際経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	実証国際経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	ビジネス・エコノミクス特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	ビジネス・エコノミクス特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	環境経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	環境経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アジア経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アジア経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アジア経済発展論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アジア経済発展論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	中国経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	中国経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	EU経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	EU経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	産業組織論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	産業組織論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	中小企業論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	中小企業論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	人事経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	人事経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	流通経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	流通経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	金融経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	金融経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	組織の経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	組織の経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アフリカ経済論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アフリカ経済論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
歴史・思想 社会	日本経済史特殊研究(A)Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	日本経済史特殊研究(A)Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	日本経済史特殊研究(B)Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	日本経済史特殊研究(B)Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	西洋経済史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	西洋経済史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	アジア経済史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２

42/84

ロジスティクス研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
ロジスティクス研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
マーケティング・コミュニケーション研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
マーケティング・コミュニケーション研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
流通企業経営論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
流通企業経営論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
マーケティング論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
マーケティング論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
消費者行動論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
消費者行動論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
国際交通論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
国際交通論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
開発ビジネス論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
開発ビジネス論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
新興市場経済研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
新興市場経済研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
応用寡占理論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
応用寡占理論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
金融論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
金融論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
国際通貨システム論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
国際通貨システム論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
租税法研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
租税法研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
租税論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
租税論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
実証ファイナンス研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
実証ファイナンス研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
金融政策論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
金融政策論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
保険論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
保険論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
原価計算論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
原価計算論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
会計制度論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
会計制度論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
財務戦略会計研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
財務戦略会計研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
実証会計学研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
実証会計学研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
経営分析論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
経営分析論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
監査論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
監査論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
公会計論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
公会計論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
コスト・マネジメント研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２

44/84

共通科目	アジア経済史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済学説史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済学説史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済理論史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	経済理論史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	近代経済学史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	近代経済学史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	社会思想史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	社会思想史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	現代社会思想史特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	現代社会思想史特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	政治経済学特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	政治経済学特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	社会経済システム論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	社会経済システム論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	現代資本主義論特殊研究Ⅰ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	現代資本主義論特殊研究Ⅱ	講義２演習２論文指導１論文指導Ⅱ２
	外国文献特殊研究（英語）Ⅰ	講義２
	外国文献特殊研究（英語）Ⅱ	講義２
	外国文献特殊研究（フランス語）Ⅰ	講義２
	外国文献特殊研究（フランス語）Ⅱ	講義２
共通科目	外国文献特殊研究（ドイツ語）Ⅰ	講義２
	外国文献特殊研究（ドイツ語）Ⅱ	講義２
	外国文献特殊研究（中国語）Ⅰ	講義２
	外国文献特殊研究（中国語）Ⅱ	講義２
	特殊研究（各テーマ）	講義２

- (2) 履修方法
- ア 博士課程前期課程は、高度専門職業人養成コースと研究者養成コースに分ける。各コースの内容については、別に定める。
- (ア) 高度専門職業人養成コースにおいては、指導教員の担当する講義、演習及び論文指導の計12単位を含めて32単位以上修得しなければならない。
- (イ) 研究者養成コースにおいては、指導教員の担当する講義、演習及び論文指導の計12単位以上を含めて32単位以上修得しなければならない。
- なお、研究者養成コースにおいては、インターンシップを修了所要単位に算入することはない。
- (ウ) 高度専門職業人養成コース及び研究者養成コースともに、ミクロ経済学基礎研究、マクロ経済学基礎研究、データ分析・政策評価入門及び文献・実地調査入門のうちから２科目を履修しなければならない。
- イ 博士課程後期課程においては、指導教員の担当する講義、演習、論文指導Ⅰ及び論文指導Ⅱ各４単位を含めて20単位以上を修得しなければならない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
- なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

- 5 商学研究科
- (1) 授業科目、単位数
- ア 商学専攻 研究者養成・後期課程進学コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
流通システム論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
流通システム論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
市場問題研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
市場問題研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２

43/84

コスト・マネジメント研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
財務報告研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
財務報告研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
イノベーション・マネジメント研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
イノベーション・マネジメント研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
経営情報論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
経営情報論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
ベンチャー論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
ベンチャー論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
経営史研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
経営史研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
事業創生論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
事業創生論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
経営組織論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
経営組織論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
経営戦略論研究Ⅰ	講義２演習２論文指導２
経営戦略論研究Ⅱ	講義２演習２論文指導２
商学研究特論Ⅰ	講義２
商学研究特論Ⅱ	講義２
外国書研究（英語）	講義２

種別	授業科目	単位数
ベーシック	経営学	講義２
	マーケティング	講義２
	会計学	講義２
	経済学	講義２
	統計学	講義２
メソッド	英語コミュニケーションⅠ	講義２
	英語コミュニケーションⅡ	講義２
	日本語アカデミック・ライティングⅠ	講義２
	日本語アカデミック・ライティングⅡ	講義２
	ロジカルシンキング	講義２
	プレゼンテーション技法	講義２
	研究方法論（定性）	講義２
	研究方法論（定量）	講義２
	モデリングの基礎	講義２
	戦略マネジメント系	講義２
戦略マネジメント系	イノベーション・マネジメント研究Ⅰ	講義２
	イノベーション・マネジメント研究Ⅱ	講義２
	経営情報論研究Ⅰ	講義２
	経営情報論研究Ⅱ	講義２
	ベンチャー論研究Ⅰ	講義２
	ベンチャー論研究Ⅱ	講義２
	経営史研究Ⅰ	講義２
	経営史研究Ⅱ	講義２
	事業創生論研究Ⅰ	講義２
	事業創生論研究Ⅱ	講義２
	経営組織論研究Ⅰ	講義２
	経営組織論研究Ⅱ	講義２
	マーケティング・サイエンス研究Ⅰ	講義２
	マーケティング・サイエンス研究Ⅱ	講義２
	経営戦略論研究Ⅰ	講義２

45/84

流通・国際ビジネス系	経営戦略論研究Ⅱ	講義 2
	データハンドリングⅠ	講義 2
	データハンドリングⅡ	講義 2
	産学連携ワークショップⅠ	講義 2
	産学連携ワークショップⅡ	講義 2
	データマイニングの基礎と実践	講義 2
	現代戦略マネジメント研究（各テーマ）	講義 2
	流通システム論研究Ⅰ	講義 2
	流通システム論研究Ⅱ	講義 2
	市場問題研究Ⅰ	講義 2
	市場問題研究Ⅱ	講義 2
	ロジスティクス研究Ⅰ	講義 2
	ロジスティクス研究Ⅱ	講義 2
	マーケティング・コミュニケーション研究Ⅰ	講義 2
	マーケティング・コミュニケーション研究Ⅱ	講義 2
	流通企業経営論研究Ⅰ	講義 2
	流通企業経営論研究Ⅱ	講義 2
	マーケティング論研究Ⅰ	講義 2
	マーケティング論研究Ⅱ	講義 2
	消費者行動論研究Ⅰ	講義 2
	消費者行動論研究Ⅱ	講義 2
	国際交通論研究Ⅰ	講義 2
	国際交通論研究Ⅱ	講義 2
	開発ビジネス論研究Ⅰ	講義 2
	開発ビジネス論研究Ⅱ	講義 2
	国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義 2
	国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義 2
	新興市場経済研究Ⅰ	講義 2
	新興市場経済研究Ⅱ	講義 2
	ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義 2
	ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義 2
	応用寡占理論研究Ⅰ	講義 2
	応用寡占理論研究Ⅱ	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究（各テーマ）	講義 2
ファイナンス・会計系	金融論研究Ⅰ	講義 2
	金融論研究Ⅱ	講義 2
	国際通貨システム論研究Ⅰ	講義 2
	国際通貨システム論研究Ⅱ	講義 2
	租税法研究Ⅰ	講義 2 演習 2
	租税法研究Ⅱ	講義 2 演習 2
	租税論研究Ⅰ	講義 2 演習 2
	租税論研究Ⅱ	講義 2 演習 2
	実証ファイナンス研究Ⅰ	講義 2
	実証ファイナンス研究Ⅱ	講義 2
	金融政策論研究Ⅰ	講義 2
	金融政策論研究Ⅱ	講義 2
	保険論研究Ⅰ	講義 2
	保険論研究Ⅱ	講義 2
	原価計算論研究Ⅰ	講義 2
	原価計算論研究Ⅱ	講義 2
	会計制度論研究Ⅰ	講義 2

ウ 商学専攻 博士課程後期課程	会計制度論研究Ⅱ	講義 2
	財務戦略会計研究Ⅰ	講義 2
	財務戦略会計研究Ⅱ	講義 2
	実証会計学研究Ⅰ	講義 2
	実証会計学研究Ⅱ	講義 2
	経営分析論研究Ⅰ	講義 2
	経営分析論研究Ⅱ	講義 2
	監査論研究Ⅰ	講義 2
	監査論研究Ⅱ	講義 2
	公会計論研究Ⅰ	講義 2
	公会計論研究Ⅱ	講義 2
	コスト・マネジメント研究Ⅰ	講義 2
	コスト・マネジメント研究Ⅱ	講義 2
	財務報告研究Ⅰ	講義 2
	財務報告研究Ⅱ	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究（各テーマ）	講義 2
	合同演習（各テーマ）	2
	課題研究指導Ⅰ	2
	課題研究指導Ⅱ	2
	ビジネス・インターンシップ	2

ウ 商学専攻 博士課程後期課程	
授業科目	単位数
流通システム論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
市場問題特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
ロジスティクス特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
マーケティング・コミュニケーション特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
流通企業経営論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
国際交通論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
開発ビジネス論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
新興市場経済特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
ビジネス・コミュニケーション論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
金融論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
国際通貨システム論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
租税法特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
実証ファイナンス特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
原価計算論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
会計制度論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
財務戦略会計特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
実証会計学特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
保証業務論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
経営分析論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
監査論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
公会計論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
コスト・マネジメント特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
イノベーション・マネジメント特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
経営情報論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
ベンチャー論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
経営史特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
事業創生論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4
経営組織論特殊研究	講義 4 演習(1)4 演習(2)4 演習(3)4

46/84

- (2) 履修方法
- ア 博士課程前期課程は、研究者養成・後期課程進学コースと高度専門職養成コースに分ける。
- (ア) 研究者養成・後期課程進学コースにおいては、専修科目 8 単位（演習Ⅰ・Ⅱ計 4 単位、論文指導Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。
- (イ) 高度専門職養成コースにおいては、専修科目 4 単位（講義Ⅰ及びⅡ又は講義Ⅰ及び合同演習計 4 単位）、課題研究指導Ⅰ・Ⅱ計 4 単位、ベーシック科目 4 単位及びメソッド科目 4 単位並びに所属する系の講義科目 8 単位を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。ただし、メソッド科目の日本語アカデミック・ライティングⅠ・Ⅱを修得した場合、2 単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。なお、ビジネス・インターンシップを修了所要単位に算入することはできない。
- また、租税法研究又は租税論研究を専修科目とする者で、税理士試験の税法科目の免除を希望する場合は、上記に加えて、1 年次に租税法研究（演習Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）又は租税論研究（演習Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）を修得しなければならない。
- イ 博士課程後期課程においては、専修科目 16 単位（講義 4 単位、演習 12 単位）のほか、講義 4 単位以上を修得しなければならない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他のコース、専攻若しくは研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
- なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

6 社会学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 社会学専攻 専門研究コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
(演習・研究指導科目)	
演習A（各研究テーマ）	2
演習B（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習A（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習B（各研究テーマ）	2
合同演習Ⅰa	1
合同演習Ⅰb	1
合同演習Ⅱa	1
合同演習Ⅱb	1
論文指導A（各研究テーマ）	2
論文指導B（各研究テーマ）	2
(基幹科目)	
理論社会学研究	2
現代社会論研究	2
専門文献研究	2
(応用科目)	
家族社会学研究	2
都市社会学研究	2
教育社会学研究	2
社会病理学研究	2
社会福祉学研究	2
差別論研究	2
文化社会学研究	2
文化人類学研究	2
社会調査論研究	2
地域福祉論研究	2

国際社会学研究	2
環境社会学研究	2
社会学方法論研究	2
社会学特殊研究（各テーマ）	2
(実習科目)	
社会調査実習	4

イ 社会学専攻 課題研究コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
(演習・研究指導科目)	
演習A（各研究テーマ）	2
演習B（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習A（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習B（各研究テーマ）	2
合同演習Ⅰa	1
合同演習Ⅰb	1
合同演習Ⅱa	1
合同演習Ⅱb	1
課題研究A（各テーマ）	2
課題研究B（各テーマ）	2
(基幹科目)	
理論社会学研究	2
現代社会論研究	2
専門文献研究	2
(応用科目)	
家族社会学研究	2
都市社会学研究	2
教育社会学研究	2
社会病理学研究	2
社会福祉学研究	2
差別論研究	2
文化社会学研究	2
文化人類学研究	2
社会調査論研究	2
地域福祉論研究	2
国際社会学研究	2
環境社会学研究	2
社会学方法論研究	2
社会学特殊研究（各テーマ）	2
(実習科目)	
社会調査実習	4

ウ 社会学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数
論文指導Ⅰ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅱ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅲ（各研究テーマ）	4
社会学総合研究A	1
社会学総合研究B	1

エ 社会学システムデザイン専攻 博士課程前期課程

授業科目	単位数
(演習・研究指導科目)	
演習A（各研究テーマ）	2
演習B（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習A（各研究テーマ）	2

48/84

49/84

プロジェクト演習B（各研究テーマ）	2
合同演習A	2
合同演習B	2
論文指導A（各研究テーマ）	2
論文指導B（各研究テーマ）	2
（基幹科目）	
社会システム特論	2
経済システム特論	2
科学・技術システム特論	2
経営・情報システム特論	2
専門文献研究	2
（応用科目）	
社会システム論研究	2
経営管理論研究	2
情報管理論研究	2
社会経済システム論研究	2
人的資源論研究	2
経済政策論研究	2
公共システム論研究	2
科学技術社会論研究	2
人的資源管理論研究	2
地域再生論研究	2
計量社会学研究	2
社会技術論研究	2
社会ネットワーク論研究	2
人間開発論研究	2
企業システム論研究	2
グローバル文化論研究	2
（実習科目）	
社会システムデザイン実習A	2
社会システムデザイン実習B	2

オ 社会システムデザイン専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数
論文指導Ⅰ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅱ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅲ（各研究テーマ）	4

カ マス・コミュニケーション学専攻 博士課程前期課程

授業科目	単位数
（演習・研究指導科目）	
演習A（各研究テーマ）	2
演習B（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習A（各研究テーマ）	2
プロジェクト演習B（各研究テーマ）	2
合同演習Ⅰa	1
合同演習Ⅰb	1
合同演習Ⅱa	1
合同演習Ⅱb	1
論文指導A（各研究テーマ）	2
論文指導B（各研究テーマ）	2
（基幹科目）	
マス・コミュニケーション学基礎研究	2
マス・コミュニケーション学研究方法	2
専門文献研究	2

50/84

含めて30単位以上を修得しなければならない。

（ウ） マス・コミュニケーション学専攻

合同演習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbの4科目4単位、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位並びに論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

イ 博士課程後期課程

（ア） 社会学専攻においては、社会学総合研究A・Bの計2単位、並びに指導教員の担当する論文指導Ⅰ、論文指導Ⅱ及び論文指導Ⅲの計12単位、合計14単位を修得しなければならない。

（イ） 社会システムデザイン専攻においては、指導教員の担当する論文指導Ⅰ、論文指導Ⅱ及び論文指導Ⅲの計12単位を修得しなければならない。

（ウ） マス・コミュニケーション学専攻においては、メディア総合研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲbの計6単位、並びに指導教員の担当する論文指導Ⅰ、論文指導Ⅱ及び論文指導Ⅲの計12単位、合計18単位を修得しなければならない。

ウ 「追加科目」の取扱

博士課程前期課程において、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻若しくは他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、修了に要する単位数に算入することができる。

7 総合情報学研究科

（1） 授業科目、単位数

ア 社会情報学専攻 博士課程前期課程

類別	授業科目	単位数
課題研究分野	教育における情報メディア利用（各課題研究科目）	8
	情報社会とメディア（各課題研究科目）	8
	産業情報システム（各課題研究科目）	8
	公共領域における情報（各課題研究科目）	8
論文指導	論文指導	2
専門領域科目	マルチメディア教育論	2
	異文化理解のためのコミュニケーション	2
	多文化共生とコミュニケーション	2
	フィールドリサーチ方法論	2
	メディア文化論	2
	社会階層論	2
	社会心理学特論	2
	社会的影響論	2
	社会的アイデンティティ論	2
	経営情報論	2
	国際経営戦略論	2
	組織情報管理論	2
	マーケティング論	2
	企業会計論	2
	社会科学における因果推論	2
	行政管理情報論	2
	金融論	2
	環境経済学	2
	経済学と個人の選好	2

52/84

（応用科目）	
マス・コミュニケーション史研究	2
マス・コミュニケーション理論研究	2
国際ジャーナリズム研究	2
放送メディア研究	2
情報メディア研究	2
情報メディア法研究	2
メディア産業研究	2
広告研究	2
スポーツ・メディア研究	2
音楽・メディア研究	2
メディア表象研究	2
ジェンダー・メディア研究	2
インターネット・コミュニケーション研究	2
ジャーナリズム研究	2
メディア文化研究	2
メディア技術研究	2
マス・コミュニケーション学特殊研究（各テーマ）	2
（実習科目）	
メディア調査実習A	2
メディア調査実習B	2
ジャーナリズム実習A	2
ジャーナリズム実習B	2

キ マス・コミュニケーション学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数
論文指導Ⅰ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅱ（各研究テーマ）	4
論文指導Ⅲ（各研究テーマ）	4
メディア総合研究Ⅰa	1
メディア総合研究Ⅰb	1
メディア総合研究Ⅱa	1
メディア総合研究Ⅱb	1
メディア総合研究Ⅲa	1
メディア総合研究Ⅲb	1

（2） 単位修得要件

ア 博士課程前期課程

（ア） 社会学専攻

a 専門研究コース

合同演習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbの4科目4単位、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位、並びに論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

b 課題研究コース

合同演習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbの4科目4単位、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位並びに課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

（イ） 社会システムデザイン専攻

指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位並びに論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位を

51/84

	知的財産法特論	2
	情報法	2
	組織調査研究法	2
	質的研究（エスノグラフィー）	2
共通科目	現代哲学	2
	認知科学特論	2
	情報メディア論	2
	デジタルアーカイブ構築論	2
	芸術メディア論	2
	企業評価論	2
	政治データベース論	2
	行政データ分析	2
	ゲーム理論	2
	リモートセンシング	2
	ユーザ中心デザイン	2
	ネットワークコンピューティング	2
	モバイルコンピューティング	2
	実践ITベンチャー論	2
	実践IT企業論	2
	協調的交渉論	2
	ICT for Learning	2
	特別講義（各テーマ）	2
	アドバンストインターンシップ（各機関）	2

イ 知識情報学専攻 博士課程前期課程

類別	授業科目	単位数
課題研究分野	ヒューマンコンピューティング（各課題研究科目）	8
	インテリジェントコンピューティング（各課題研究科目）	8
	コンピューティングアルゴリズム（各課題研究科目）	8
	分散コンピューティング（各課題研究科目）	8
論文指導	論文指導	2
専門領域科目	実世界インタラクション	2
	ヒューマンロボットインタラクション設計論	2
	ソフトコンピューティング	2
	認知発達ロボティクス	2
	ヒューマンインタフェース論	2
	視覚情報論	2
	聴覚情報論	2
	身体的コミュニケーション場のデザイン	2
	現象数理モデリング特論	2
	ヒューマンモデリング	2
	マルチメディアコンピューティング	2
	コンテンツ指向研究特論	2
	映像芸術とテクノロジー	2
	画像・視覚感性工学	2
	計算科学的意見決定論	2
	量子情報理論	2
	CAD／GIS論	2

53/84

	カオス理論	2
	データサイエンス	2
	ソフトウェアマネジメント	2
	音響生体工学	2
	平面代数学線論	2
	現代暗号理論	2
	ハイパフォーマンス・ネットワーク	2
共通科目	現代哲学	2
	認知科学特論	2
	情報メディア論	2
	デジタルアーカイブ構築論	2
	芸術メディア論	2
	企業評価論	2
	政治データベース論	2
	行政データ分析	2
	ゲーム理論	2
	リモートセンシング	2
	ユーザ中心デザイン	2
	ネットワークコンピューティング	2
	モバイルコンピューティング	2
	実践ITベンチャー論	2
	実践IT企業論	2
	協調的交渉論	2
	ICT for Learning	2
	特別講義（各テーマ）	2
	アドバンストインターンシップ（各機関）	2

ウ 総合情報学専攻 博士課程後期課程			
研究領域	授業科目	単位数	
高度情報システム	無線情報通信のためのマイ	講義A(2)講義B(2)	
	クロ波デバイス特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	情報セキュリティ技術とその	講義A(2)講義B(2)	
	安全性評価特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	モバイル情報通信システム	講義A(2)講義B(2)	
	特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
応用ソフトコンピューティ ング	高度情報ネットワーク	講義A(2)講義B(2)	
	特殊研究		
	脳知能情報システム特殊研	講義A(2)講義B(2)	
	究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	ソフトコンピューティ	講義A(2)講義B(2)	
	ングの実践的応用特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	ソフトコンピューティ	講義A(2)講義B(2)	
	ングの視覚情報処理特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	ソフトコンピューティ	講義A(2)講義B(2)	
	ングのセンシング応用特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	ソフトコンピューティ	講義A(2)講義B(2)	
	ングの地球科学的応用特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	現象数理学特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	医学生物学情報解析特殊研	講義A(2)講義B(2)	
	究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	信頼性・保安全性数理特殊研	講義A(2)講義B(2)	

	究		
	知的システムデザイン特殊	講義A(2)講義B(2)	
	研究		
認知情報処理	ユーザ中心デザイン特殊	講義A(2)講義B(2)	
	研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	視覚認知情報処理モデル特	講義A(2)講義B(2)	
	殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	インタラクションデザイン	講義A(2)講義B(2)	
	特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	視覚資料論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	人間情報科学特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
意思決定シ ステム	仮想コミュニケーションメ	講義A(2)講義B(2)	
	ディア科学特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	科学技術基礎論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
	コンテンツ指向計算機科学	講義A(2)講義B(2)	
	特殊研究		
	計算科学意思決定特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	代数幾何学特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	ナレッジマネジメント論特	講義A(2)講義B(2)	
社会的意 思決定	殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	経営情報論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	調査方法論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	国際経営戦略論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	企業会計特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	金融政策特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
マルチモー ダ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	環境経済学特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
	政治過程論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	知的財産法特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	メディアミックスによる教	講義A(2)講義B(2)	
	育方法特殊研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	情報教育実践論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
コミュニ ケー ション 環 境 学	インターネット心理学特殊	講義A(2)講義B(2)	
	研究	演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	文化社会学特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
		演習1(4)演習2(4)演習3(4)	
	メディア・コミュニケーシ ョン論特殊研究	講義A(2)講義B(2)	
	アドバンストインターンシ ップ（各機関）	2	

(2) 履修方法

- ア 博士課程前期課程においては、課題研究分野（各課題研究科目8単位）、論文指導2単位のほか、専門領域科目及び共通科目から20単位以上を含めて30単位以上

54/84

- を修得しなければならない。ただし、所属外専攻の専門領域科目を修得した場合は、4単位まで共通科目に充当することができる。
- イ 博士課程後期課程においては、指導教員の担当する演習1及び2計8単位を含む12単位以上を修得しなければならない。なお、アドバンストインターンシップ（各機関）は、修了所要単位に算入することができない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻若しくは他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
- なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

8 理工学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア システム理工学専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
A群 研究科内共通科目	工学倫理特論	2
	技術経営論	2
	知的財産論	2
	科学技術論	2
	マーケティング論	2
	エネルギー・環境論	2
	経済産業論	2
	ベンチャー論	2
	安全学総論	2
	技術者のための文系基礎知識	2
	特殊講義（各テーマ）	2
	寄附講座（各テーマ）	2
K群 英語基準コース基本科目	Japanology	2
	日本語ライティング	2
	英語基準コース（各テーマ）	2
B群 専攻内共通科目	現代数学概論	2
	アルゴリズム工学特論	2
	現代物理・応用物理学特論	2
	画像応用計測特論	2
	コンピュータシオナルインテリジェンス特論	2
	資源循環工学特論	2
	相平衡の科学	2
	X線回折法	2
	特別講義A	2
	特別講義B	2
	特別講義C	2
C群 数学分野	数学ゼミナールⅠ	2
	数学ゼミナールⅡ	2
	数学ゼミナールⅢ	2
	数学ゼミナールⅣ	2
	微分幾何学	2
	情報幾何学	2
	複素解析特論	2
	幾何解析特論	2
	代数的整数論	2
	数論幾何学	2

	群と環の表現論	2
	確率過程特論	2
	確率解析特論	2
	数値統計学概論	2
	マルコフ過程概論	2
	時系列分析	2
	確率モデル	2
	非線形数理学	2
	可積分系概論	2
	ホモロジー代数特論	2
	可換環上の加群論	2
	計算科学概論	2
	計算代数概論	2
	アドバンストインターンシップⅠ	2
	アドバンストインターンシップⅡ	2
	アドバンストインターンシップⅢ	2
	海外実習Ⅰ	2
	海外実習Ⅱ	2
	海外実習Ⅲ	2
	〔英語基準コース専門科目〕	
物理・応用物理学分野	英語基準コース（各テーマ）	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅠ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅡ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅢ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅣ	2
	磁性基礎理論	2
	量子物理学特論	2
	量子多体物理学特論	2
	固体物理学特論	2
	量子マテリアル特論	2
	流体力学特論	2
	生物流体物理学特論	2
	非線形数理	2
	電磁波物理学	2
	量子光理工学	2
	基礎物性科学特論	2
	計算科学特論	2
	電気・光学材料特論	2
	ナノ物理学	2
	ナノ機能素子工学	2
	流体弾性体力学	2
	計測工学特論	2
	ナノバイオデバイス特論	2
	電磁気学特論	2
	電子物性基礎特論	2
	確率的情報処理特論	2
	超音波物理学特論	2
	数理解析特論	2
	物理学・応用物理学英語特論	2
	アドバンストインターンシップⅠ	2
	アドバンストインターンシップⅡ	2

56/84

57/84

		アドバンストインターンシップⅢ	2
		海外実習Ⅰ	2
		海外実習Ⅱ	2
		海外実習Ⅲ	2
		〔英語基準コース専門科目〕	
		英語基準コース（各テーマ）	2
機械工学分野		機械工学ゼミナールⅠ	2
		機械工学ゼミナールⅡ	2
		機械工学ゼミナールⅢ	2
		機械工学ゼミナールⅣ	2
		ナノ物理工学	2
		ナノ機能素子工学	2
		ナノバイオデバイス特論	2
		生体流体力学特論	2
		バイオメカニクス・流体工学特論（上級）	2
		流体弾性体力学	2
		流体弾性体力学応用	2
		材料評価学特論	2
		材料設計プロセス特論	2
		計算材料力学特論	2
		数学解析特論	2
		ナノメカトロニクス概論	2
		情報機械学	2
		エンジニアリングトライボロジー	2
		情報機器制御工学	2
		ナノ表面制御・分析工学概論	2
		熱エネルギーシステム特論	2
		動力エネルギー特論	2
		気液二相流特論	2
		伝熱工学特論	2
		知能生産機械特論	2
		特殊加工学特論	2
		ナノ・マイクロ加工学特論	2
		応用数学特論	2
		振動制御工学	2
		機械電子制御特論	2
		有限要素法と振動工学特論	2
		計測工学特論	2
		物性工学特論	2
		ロボット工学特論	2
		マイクロシステム工学特論	2
		ナノデバイスプロセス特論	2
		画像情報工学特論	2
		PIVシステム工学特論	2
		熱流体解析特論	2
		人間工学特論	2
		認知工学特論	2
		生体情報工学特論	2
		ヒューマンインターフェイス特論	2
		生物流体物理学特論	2
		材料強度学特論	2

		科学技術英語	2
		基礎物性科学特論	2
		固体物理学特論	2
		アドバンストインターンシップⅠ	2
		アドバンストインターンシップⅡ	2
		アドバンストインターンシップⅢ	2
		海外実習Ⅰ	2
		海外実習Ⅱ	2
		海外実習Ⅲ	2
		〔英語基準コース専門科目〕	
		英語基準コース（各テーマ）	2
電気電子情報工学分野		電気電子情報工学ゼミナールⅠ	2
		電気電子情報工学ゼミナールⅡ	2
		電気電子情報工学ゼミナールⅢ	2
		電気電子情報工学ゼミナールⅣ	2
		発電工学特論	2
		ソフトウェアシステム特論	2
		高電圧工学特論	2
		電子制御特論	2
		システム最適化特論	2
		コンピュータネットワーク特論	2
		物性工学特論	2
		電気・光学材料特論	2
		システムダイナミクス特論	2
		情報光学特論	2
		電磁気学特論	2
		電気応用工学特論	2
		電気機器特論	2
		パワーエレクトロニクス特論	2
		量子物理学特論	2
		半導体素子工学特論	2
		知能システム工学特論	2
		情報ネットワーク特論	2
		次世代インターネット技術特論	2
		太陽光励起レーザ応用工学特論	2
		無線通信工学特論	2
		電子物性基礎特論	2
		固体の輸送現象特論	2
		画像処理特論	2
		パターン認識特論	2
		ヒューマンインタフェース特論	2
		音声・音響工学特論	2
		信号処理特論	2
		光・電磁波工学特論	2
		インターネット工学特論	2
		薄膜・表面分析工学特論	2
		光半導体デバイス特論	2
		データ工学特論	2
		デジタルシステム特論	2
		確率的情報処理特論	2
		科学技術英語	2

58/84

59/84

		電気電子情報工学PBLーA	2
		電気電子情報工学PBLーB	2
		アドバンストインターンシップⅠ	2
		アドバンストインターンシップⅡ	2
		アドバンストインターンシップⅢ	2
		海外実習Ⅰ	2
		海外実習Ⅱ	2
		海外実習Ⅲ	2
		〔英語基準コース専門科目〕	
		英語基準コース（各テーマ）	2
イ 環境都市工学専攻 博士課程前期課程			
	種別	授業科目	単位
A群	研究科内共通科目	工学倫理特論	2
		技術経営論	2
		知的財産論	2
		科学技術論	2
		マーケティング論	2
		エネルギー・環境論	2
		経済産業論	2
		ベンチャー論	2
		安全学総論	2
		技術者のための文系基礎知識	2
		特殊講義（各テーマ）	2
		密附講座（各テーマ）	2
K群	英語基準コース基本科目	Japanology	2
		日本語ライティング	2
		英語基準コース（各テーマ）	2
B群	専攻内共通科目	安全工学特論	2
		環境分析特論	2
		都市環境学特論	2
		建築環境物理学特論	2
		建築環境心理学特論	2
		都市情報システム特論	2
		都市及び地域再生特論	2
		公共政策学特論	2
		地下空間工学特論	2
		信頼性設計学特論	2
		計画マネジメント特論	2
		X線回折法	2
		有機資源転換工学特論	2
		微粒子分散工学特論	2
		相平衡の科学	2
		資源循環工学特論	2
		弾塑性学特論	2
		地球環境再生生産プロセス	2
		地域再生学特論	2
C群	建築学分野	建築学ゼミナールⅠ	2
		建築学ゼミナールⅡ	2
		建築学ゼミナールⅢ	2
		建築学ゼミナールⅣ	2
		地域再生学ゼミナールⅠ	2

		地域再生学ゼミナールⅡ	2
		地域再生学ゼミナールⅢ	2
		地域再生学ゼミナールⅣ	2
		都市設計学特論	2
		都市住環境学特論	2
		建築視環境特論	2
		建築音環境特論	2
		建築熱環境特論	2
		建築空気環境特論	2
		都市建築学特論	2
		設計製図	2
		建築基礎工学特論	2
		建築材料力学特論	2
		耐震工学特論	2
		建築構造解析学特論	2
		建築構造力学特論	2
		建築文化財特論	2
		建築保存工学特論	2
		建築構造設計特論	2
		建築史学特論	2
		建築意匠特論	2
		地震防災工学特論	2
		地震災害工学特論	2
		建築設計特論	2
		建築計画学特論	2
		建築環境シミュレーション実習	2
		建築設計インターンシップⅠ	2
		建築設計インターンシップⅡ	2
		建築設計インターンシップⅢ	2
		アドバンストインターンシップⅠ	2
		アドバンストインターンシップⅡ	2
		アドバンストインターンシップⅢ	2
		海外実習Ⅰ	2
		海外実習Ⅱ	2
		海外実習Ⅲ	2
		〔英語基準コース専門科目〕	
		英語基準コース（各テーマ）	2
都市システム工学分野		都市システム工学ゼミナールⅠ	2
		都市システム工学ゼミナールⅡ	2
		都市システム工学ゼミナールⅢ	2
		都市システム工学ゼミナールⅣ	2
		地域再生学ゼミナールⅠ	2
		地域再生学ゼミナールⅡ	2
		地域再生学ゼミナールⅢ	2
		地域再生学ゼミナールⅣ	2
		科学技術英語	2
地球環境系		地盤環境工学特論	2
		地盤地盤工学特論	2
		河川工学特論	2
		海岸工学特論	2
		環境工学特論	2

60/84

61/84

	廃棄物リサイクル工学特論	2
	景観学特論	2
設計建設系	構造工学特論	2
	鋼構造学特論	2
	RC構造学特論	2
	コンクリート工学特論	2
	建設マネジメント特論	2
	ストックマネジメント特論	2
計画マネジメント系	地域・都市計画学特論	2
	交通システム学特論(PBL)	2
	社会資本計画学特論	2
	社会資本事業マネジメント特論	2
	数理計画工学特論	2
	意思決定工学特論	2
	最適化数理特論	2
	計画数学特論	2
情報システム系	シミュレーション技術特論	2
	シミュレーションモデリング特論	2
	オブジェクト指向開発特論	2
	ソフトウェア工学特論	2
	分散情報処理特論	2
	最適設計工学特論	2
	情報ネットワーク特論	2
	情報メディア工学特論	2
	アドバンストインターナシップⅠ	2
	アドバンストインターナシップⅡ	2
	アドバンストインターナシップⅢ	2
	海外実習Ⅰ	2
	海外実習Ⅱ	2
	海外実習Ⅲ	2
	〔英語基準コース専門科目〕	
	英語基準コース（各テーマ）	2
エネルギー環境・化学工学分野	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅠ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅡ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅢ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅣ	2
	エネルギー環境・化学工学PBLⅠ（計画編）	2
	エネルギー環境・化学工学PBLⅡ（実施・検討編）	2
	分析・構造解析の理論と実践Ⅰ	2
	分析・構造解析の理論と実践Ⅱ	2
	光機能性材料特論	2
	表面・界面工学特論	2
	分離工学特論	2
	無機材料化学特論	2
	輸送現象論特論	2
	グリーンプロセス工学特論	2
	化学環境学特論	2
	触媒工学特論	2
	機能物質工学特論	2

62/84

		ナノ粒子工学特論Ⅰ	2
		ナノ粒子工学特論Ⅱ	2
		反応システム工学特論	2
		応用鉱物工学特論	2
		アドバンストインターンシップⅠ	2
		アドバンストインターンシップⅡ	2
		アドバンストインターンシップⅢ	2
		海外実習Ⅰ	2
		海外実習Ⅱ	2
		海外実習Ⅲ	2
		〔英語基準コース専門科目〕	
		英語基準コース（各テーマ）	2
ウ 化学生命工学専攻 博士課程前期課程			
	種別	授業科目	単位
A群	研究科内共通科目	工学倫理特論	2
		技術経営論	2
		知的財産論	2
		科学技術論	2
		マーケティング論	2
		エネルギー・環境論	2
		経済産業論	2
		ベンチャー論	2
		安全学総論	2
		技術者のための文系基礎知識	2
K群	英語基準コース基本科目	特殊講義（各テーマ）	2
		寄附講座（各テーマ）	2
		Japanology	2
		日本語ライティング	2
B群	専攻内共通科目	英語基準コース（各テーマ）	2
		安全工学特論	2
		X線回折法	2
		材料プロセス工学	2
		物質エネルギー工学	2
		有機工業化学特論	2
		高分子科学特論	2
		界面科学特論	2
		生体関連化学	2
		バイオマテリアル科学	2
C群	化学・物質工学分野	生命科学特論	2
		生物学特論	2
		化学・物質工学ゼミナールⅠ	2
		化学・物質工学ゼミナールⅡ	2
		化学・物質工学ゼミナールⅢ	2
		化学・物質工学ゼミナールⅣ	2
		鉄鋼材料科学特論	2
		金属材料設計特論	2
		金属系生体・福祉材料特論	2
		金属生産工学特論	2
		金属液体構造特論	2
		材料機能学特論	2
		凝固プロセス工学特論	2

63/84

	融体加工学特論	2
	複合化プロセス工学特論	2
	材料界面工学特論	2
	結晶・電子構造特論	2
	セラミック材料学特論	2
	無機固体化学特論	2
	電気エネルギー化学特論	2
	光化学特論	2
	応用コロイド化学特論	2
	質量分析化学特論	2
	有機合成化学特論	2
	有機触媒化学特論	2
	有機構造化学特論	2
	有機反応化学特論	2
	有機半導体化学特論	2
	高分子材料化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	高分子設計創生学特論	2
	生体材料化学特論	2
	バイオナノテクノロジー特論	2
	バイオインスパイアード化学特論	2
	生体組織工学特論	2
	複合糖質化学特論	2
	分子認識化学特論	2
	生体錯体化学特論	2
	科学技術英語	2
	特別講義（各テーマ）	2
	アドバンストイインターンシップⅠ	2
	アドバンストイインターンシップⅡ	2
	アドバンストイインターンシップⅢ	2
	海外実習Ⅰ	2
	海外実習Ⅱ	2
	海外実習Ⅲ	2
	〔英語基準コース専門科目〕	
	英語基準コース（各テーマ）	2
生命・生物工学分野	生命・生物学ゼミナールⅠ	2
	生命・生物学ゼミナールⅡ	2
	生命・生物学ゼミナールⅢ	2
	生命・生物学ゼミナールⅣ	2
	分子細胞生物学特論	2
	創薬化学特論	2
	医薬品生体作用学特論	2
	分子微生物学特論	2
	微生物制御学特論	2
	微生物資源学特論	2
	栄養化学特論	2
	食品化学特論	2
	食品保蔵学特論	2
	酵素化学特論	2
	生物プロセスシステム工学特論	2
	環境微生物学特論	2
		2
		2

64/84

	食品微生物学特論	2
	植物細胞生物学特論	2
	植物免疫学特論	2
	生物環境工学特論	2
	バイオインフォマティクス特論	2
	生命・生物工学英語特論	2
	アドバンストインターンシップⅠ	2
	アドバンストインターンシップⅡ	2
	アドバンストインターンシップⅢ	2
	海外実習Ⅰ	2
	海外実習Ⅱ	2
	海外実習Ⅲ	2
	〔英語基準コース専門科目〕	
	英語基準コース（各テーマ）	2
エ 総合理工学専攻 博士課程後期課程		
分野	授業科目	単位数
数学分野	数学ゼミナールⅤ	2
	数学ゼミナールⅥ	2
	数学ゼミナールⅦ	2
	数学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（数学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（数学ゼミナールⅥ）	2
物理・応用物理学分野	英語基準コース（数学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（数学ゼミナールⅧ）	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅤ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅥ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅦ	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
機械工学分野	英語基準コース（物理・応用物理学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（物理・応用物理学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（物理・応用物理学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（物理・応用物理学ゼミナールⅧ）	2
	機械工学ゼミナールⅤ	2
	機械工学ゼミナールⅥ	2
	機械工学ゼミナールⅦ	2
電気電子情報工学分野	機械工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（機械工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（機械工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（機械工学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（機械工学ゼミナールⅧ）	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅤ	2
電気電子情報工学分野	電気電子情報工学ゼミナールⅥ	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅦ	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（電気電子情報工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（電気電子情報工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（電気電子情報工学ゼミナールⅦ）	2

65/84

	英語基準コース（電気電子情報工学ゼミナールⅧ）	2
建築学分野	建築学ゼミナールⅤ	2
	建築学ゼミナールⅥ	2
	建築学ゼミナールⅦ	2
	建築学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（建築学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（建築学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（建築学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（建築学ゼミナールⅧ）	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
都市システム工学分野	都市システム工学ゼミナールⅤ	2
	都市システム工学ゼミナールⅥ	2
	都市システム工学ゼミナールⅦ	2
	都市システム工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（都市システム工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（都市システム工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（都市システム工学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（都市システム工学ゼミナールⅧ）	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
建築学分野／都市システム工学分野	地域再生学ゼミナールⅤ	2
	地域再生学ゼミナールⅥ	2
	地域再生学ゼミナールⅦ	2
	地域再生学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（地域再生学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（地域再生学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（地域再生学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（地域再生学ゼミナールⅧ）	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
エネルギー環境・化学工学分野	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅤ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅥ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅦ	2
	エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（エネルギー環境・化学工学ゼミナールⅧ）	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
化学・物質工学分野	化学・物質工学ゼミナールⅤ	2
	化学・物質工学ゼミナールⅥ	2
	化学・物質工学ゼミナールⅦ	2
	化学・物質工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（化学・物質工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（化学・物質工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（化学・物質工学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（化学・物質工学ゼミナールⅧ）	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
生命・生物工学分野	生命・生物工学ゼミナールⅤ	2

	生命・生物工学ゼミナールⅥ	2
	生命・生物工学ゼミナールⅦ	2
	生命・生物工学ゼミナールⅧ	2
	〔英語基準コース開講科目〕	
	英語基準コース（生命・生物工学ゼミナールⅤ）	2
	英語基準コース（生命・生物工学ゼミナールⅥ）	2
	英語基準コース（生命・生物工学ゼミナールⅦ）	2
	英語基準コース（生命・生物工学ゼミナールⅧ）	2
	アドバンストインターンシップⅣ	2
	アドバンストインターンシップⅤ	2
	アドバンストインターンシップⅥ	2
	海外実習Ⅳ	2
	海外実習Ⅴ	2
	海外実習Ⅵ	2

(2) 履修方法

- ア 博士課程前期課程
システム理工学専攻
(ア) システム理工学専攻は、数学分野、物理・応用物理学分野、機械工学分野及び電気電子情報工学分野に分ける。
(イ) 数学分野においては、A群、B群全体から2単位、C群22単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(ウ) 物理・応用物理学分野においては、A群2単位、C群12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群の単位数は6単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(エ) 機械工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群22単位（所属する研究領域のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(オ) 電気電子情報工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群及びB群の合計は6単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。また、C群の電気電子情報工学PBL-A、B、アドバンストインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの合計は6単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(カ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。
イ 博士課程前期課程
環境都市工学専攻
(ア) 環境都市工学専攻は、建築学分野、都市システム工学分野、エネルギー環

66/84

境・化学工学分野に分ける。

- (イ) 建築学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群24単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位数は2単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。また、アドバンストインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(ウ) 都市システム工学分野においては、A群2単位、B群4単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位、科学技術英語2単位及び指導教員の系の選択必修科目6単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、アドバンストインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの単位数は4単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(エ) エネルギー環境・化学工学分野においては、A群2単位、B群4単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。また、アドバンストインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの単位数は修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(オ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。

ウ 博士課程前期課程
化学生命工学専攻
(ア) 化学生命工学専攻は、化学・物質工学分野、生命・生物工学分野に分ける。
(イ) 化学・物質工学分野においては、A群2単位、B群4単位、指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群の単位数は4単位を超えて、B群の単位数は8単位を超えて、修了所要単位数に算入することはできない。
なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(ウ) 生命・生物工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。
(エ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。

エ 博士課程後期課程
総合理工学専攻
(ア) 総合理工学専攻は、数学分野、物理・応用物理学分野、機械工学分野、電気電子情報工学分野、建築学分野、都市システム工学分野、エネルギー環境・化学工学分野、化学・物質工学分野及び生命・生物工学分野に分ける。
(イ) 各分野において、所属する研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ計8単位

を修得しなければならない。

なお、英語基準コース履修者は、所属する分野の〔英語基準コース開講科目〕8単位（当該研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ）を修得しなければならない。
オ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の分野、専攻、研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、修了所要単位数に充当することができる。

9 外国語教育学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 外国語教育学専攻 博士課程前期課程

類別	授業科目	単位数
必修科目	前期課程演習 1a (外国語教育学)	2
	前期課程演習 1b (外国語教育学)	2
	前期課程演習 1a (異文化コミュニケーション学)	2
	前期課程演習 1b (異文化コミュニケーション学)	2
	前期課程演習 1a (通訳翻訳学)	2
	前期課程演習 1b (通訳翻訳学)	2
	前期課程演習 2a (外国語教育学)	2
	前期課程演習 2b (外国語教育学)	2
	前期課程演習 2a (異文化コミュニケーション学)	2
	前期課程演習 2b (異文化コミュニケーション学)	2
	前期課程演習 2a (通訳翻訳学)	2
	前期課程演習 2b (通訳翻訳学)	2
選択必修科目	外国語教授方法論 1 (英語)	2
	外国語教授方法論 1 (中国語)	2
	外国語教授方法論 2 (中国語)	2
	外国語教授方法論 2 (各言語)	2
	外国語授業実践論 1	2
	外国語授業実践論 2	2
	外国語教育教材論 1 (英語)	2
	外国語教育教材論 1 (中国語)	2
	外国語教育教材論 2 (各言語)	2
	外国語教材開発 1	2
	外国語教材開発 2	2
	外国語教材開発 3	2
	外国語教育メディア論	2
	外国語学習者論	2
	外国語能力測定・評価論	2
	外国語音声教育論 (英語)	2
	外国語音声教育論 (中国語)	2
	外国語音声教育論 (各言語)	2
	ESP教育論	2
	小学校英語教育論	2
選択必修科目	第二言語習得論 1 (心理・認知的アプローチ)	2
	第二言語習得論 2 (社会文化的アプローチ)	2
	第二言語習得論 3 (トピックススタディ)	2
	言語心理学 1	2
	言語心理学 2	2
	外国語教育論 1 (リーディング)	2
選択必修科目	外国語教育論 2 (ライティング)	2
	外国語教育論 3 (オーラル・コミュニケーション)	2

68/84

69/84

		外国語教育論 4（ボキャブラリ）	2
		外国語教育論 5（文法）（英語）	2
		外国語教育論 5（文法）（中国語）	2
		外国語教育論 5（文法）（各言語）	2
		外国語授業観察	2
		日本語教育特別実習	2
		外国語分析論 1（英語）	2
		外国語分析論 1（中国語）	2
		外国語分析論 1（各言語）	2
		外国語分析論 2	2
		比較語彙論（日中比較）	2
		比較語彙論（各言語）	2
		比較文法論（日中比較）	2
		言語コーパス論	2
		言語政策論	2
	異文化コミュニケーション学領域	コミュニケーション論	2
		コミュニケーション研究（質的研究法）	2
		コミュニケーション研究（トピックスタディ）	2
		異文化コミュニケーション論（教育・心理）	2
		異文化コミュニケーション論（比較文化）	2
		異文化コミュニケーション論（言語と社会）	2
		異文化コミュニケーション研究	2
		文化交渉論 1（中国）	2
		文化交渉論 2（中国）	2
		文化交渉論 3（英語）	2
		日本文化特論	2
		地域言語文化論 1（英米）	2
		地域言語文化論 1（各地域）	2
		地域言語文化論 2（各地域）	2
		地域言語文化論 3（中国）	2
		異文化理解と言語教育	2
		通訳翻訳教育方法論 1	2
		通訳翻訳教育方法論 2	2
		通訳翻訳研究 1	2
		通訳翻訳研究 2	2
	通訳翻訳学領域	通訳翻訳研究 3	2
		通訳翻訳研究 4	2
		通訳実践研究 1	2
		通訳実践研究 2	2
		通訳実践研究 1	2
		通訳実践研究 1（日中）	2
		通訳実践研究 2	2
		通訳実践研究 3	2
		通訳翻訳特殊研究 1	2
		通訳翻訳特殊研究 2	2
選択科目	支援科目	基礎研究法 1	2
		基礎研究法 2	2
		基礎研究法 3	2
		基礎研究法 4	2
		アカデミックライティング 1（英語）	2
		アカデミックライティング 1（中国語）	2

		アカデミックライティング 1（各言語）	2
		アカデミックライティング 2（英語）	2
		アカデミックライティング 2（各言語）	2
		アカデミックプレゼンテーション（英語）	2
		アカデミックプレゼンテーション（各言語）	2
	共通科目	特殊講義（各テーマ）	2
1年制コース配当科目		インディペンデントスタディ（教材開発論）	2
		インディペンデントスタディ（学習者論）	2
		インディペンデントスタディ（英語スキル論）	2
		インディペンデントスタディ（テスト・評価論）	2
		インディペンデントスタディ（音声言語教育論）	2
		インディペンデントスタディ（英語文法論）	2
		インディペンデントスタディ（教授方法論）	2

イ 外国語教育学専攻 博士課程後期課程		
類別	授業科目	単位数
必修科目	後期課程演習 1a	2
	後期課程演習 1b	2
	後期課程演習 2a	2
	後期課程演習 2b	2
選択必修科目	特殊講義（日本語教育内容論）	2
	特殊講義（教授・学習方略論）	2
	特殊講義（言語コーパス研究）	2
	特殊講義（言語哲学特論）	2
	特殊講義（日中比較語彙論）	2
	特殊講義（社会言語論）	2
	特殊講義（音声コミュニケーション論）	2
	特殊講義（中国語歴史研究）	2
	特殊講義（朝鮮語意味論）	2
	特殊講義（第二言語習得論）	2
	特殊講義（第二言語教育研究）	2
	特殊講義（中国語教育設計研究）	2
	特殊講義（翻訳テクノロジー論）	2
	特殊講義（日本語教育方法論）	2
選択科目	特殊講義（通訳研究）	2
	特殊講義（異文化間・比較文化コミュニケーション論）	2
	応用研究法 1（コーパス論）	2
	応用研究法 2（量的研究法）	2
	応用研究法 3（質的研究法）	2
	応用研究法 4（トピックスタディ）	2

(2) 履修方法

ア 博士課程前期課程においては、指導教員の担当する前期課程演習 1ab・2ab計 8 単位、所属する領域における選択必修科目 12 単位（指導教員の担当する科目 2 単位を含む。）以上及び支援科目 2 単位以上を含め、32 単位以上を修得しなければならない。ただし、第 4 条第 2 項の規定により修業年限を短縮した者については、指導教員の担当する前期課程演習 1ab・2ab 計 8 単位、所属する領域における選択必修科目 12 単位（指導教員の担当する科目 2 単位を含む。）以上、支援科目 2 単位以上及び 1 年制コース配当科目 2 単位以上 12 単位以内を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

なお、1 年制コース配当科目の履修は、第 4 条第 2 項の規定により修業年限を短縮した者のみに認める。

イ 博士課程後期課程においては、指導教員の担当する後期課程演習 1ab・2ab 計

70/84

71/84

8 単位及び指導教員の担当する選択必修科目 2 単位を含め、10 単位以上を修得しなければならない。

ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。

なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

10 心理学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 心理学専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目群	演習・研究指導科目 心理学セミナー(1)A	2
	心理学セミナー(1)B	2
	心理学セミナー(2)A	2
	心理学セミナー(2)B	2
選択科目群	演習・研究指導科目 副指導セミナー(1)A	2
	副指導セミナー(1)B	2
	副指導セミナー(2)A	2
	副指導セミナー(2)B	2
	領域科目 認知・生理心理学特殊講義	2
	社会・産業心理学特殊講義	2
	発達・教育心理学特殊講義	2
	健康・人格心理学特殊講義	2
	計量・方法心理学特殊講義	2
	発達障害論	2
総合科目	キャリア心理学	2
	現代心理学の学際的問題A	2
	現代心理学の学際的問題B	2
	リサーチスキル科目 英語論文の書き方	2
	心理学論文の読み方と書き方	2
	心理統計法	2
	心理学研究法	2
	上級心理学実習	1
	コミュニケーションと自己理解	2
	ダイバーシティと共同創造	2

イ 心理臨床学専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目群	研究・開発科目 心理臨床学研究演習 1	2
	心理臨床学研究演習 2	2
	心理臨床学研究演習 3	2
	心理臨床学研究演習 4	2
	リサーチスキル科目 臨床心理学研究法	2
選択科目群	臨床心理学データ解析演習	2
	英語論文講読演習	2
	コミュニケーションと自己理解	2
	ダイバーシティと共同創造	2
	臨床心理公認心理保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
	専門科目 福祉分野に関する理論と支援の展開	2
	教育分野に関する理論と支援の展開	2
専門科目群	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2

		心理的アセスメントに関する理論と実践	2
		心理支援に関する理論と実践	2
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
		心の健康教育に関する理論と実践	2
		心理実践実習 I	1
		心理実践実習 II	1
		心理実践実習 IIIa	2
		心理実践実習 IIIb	2
		心理実践実習 IV	2
		心理実践実習 V	2
	応用・発展科目系	バーンソン・センタード・セラピー演習 1	2
		バーンソン・センタード・セラピー演習 2	2
		心理アセスメント演習 1	2
		心理アセスメント演習 2	2
		認知行動療法演習	2
		地域支援臨床心理学演習	2
		発達障害臨床特論	2
		精神医学	2
		心身医学	2
		倫理・自倫理科目 心理臨床学と関連倫理	2
	自己成長科目系	心理臨床実践関連法規・行政論	2
		セルフディベロップメント演習	2

ウ 心理学専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	単位数
選択必修科目群	心理学セミナー (3)A	2
	心理学セミナー (3)B	2
	心理学セミナー (4)A	2
	心理学セミナー (4)B	2
	心理学セミナー (5)A	2
	心理学セミナー (5)B	2

(2) 履修方法

ア 博士課程前期課程 心理学専攻

次の単位を含め 30 単位以上を修得しなければならないものとする。

(ア) 必修科目群の 4 科目 8 単位

(イ) 選択科目群から次の単位を含め 22 単位以上

a 演習・研究指導科目から 2 単位以上

b 現代心理学の学際的問題A、現代心理学の学際的問題Bのうち 2 単位以上

c 領域科目から 2 単位以上

d リサーチスキル科目から 1 単位以上

イ 博士課程前期課程 心理臨床学専攻

以下の単位を含め 30 単位以上を修得しなければならないものとする。

(ア) 必修科目群の 4 科目 8 単位

(イ) 選択科目群から以下の単位を含め 22 単位以上

(1) 研究開発科目群 リサーチスキル科目系から 4 単位以上

(2) 倫理・自己成長科目群から 2 単位以上

ウ 博士課程後期課程 心理学専攻

指導教員の担当する心理学セミナー(3)A、(3)B、(4)A、(4)B、(5)A、(5)B の計 12 単位を修得しなければならない。

エ 「追加科目」の取扱い

博士課程前期課程において、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたとき

72/84

73/84

は、追加科目として、他の専攻若しくは他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、選択科目群の修了に要する単位数に充当することができる。

11 社会安全研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 防災・減災専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目群	専攻演習ⅠA（各テーマ）	2
	専攻演習ⅠB（各テーマ）	2
	副指導演習ⅠA	1
	副指導演習ⅠB	1
	専攻演習ⅡA（各テーマ）	2
	専攻演習ⅡB（各テーマ）	2
	副指導演習ⅡA	1
	副指導演習ⅡB	1
	アカデミックライティング	2
	Academic Writing& Presentation in English	2
選択科目群	共通科目	
	人間システム系	
	安全の思想	2
	災害心理学特論	2
	災害復旧・復興特論	2
	災害情報特論	2
	安全教育特論	2
	ヒューマンエラー特論	2
	リスクコミュニケーション特論	2
	労働安全衛生特論	2
	社会システム系	
	行政法特論	2
	消防防災行政特論	2
	公衆衛生学特論	2
	災害経済学特論	2
	リスクマネジメント特論	2
	損害保険特論	2
	安全と法システム特論	2
	消費者安全法特論	2
	交通システム安全特論	2
	理工システム系	
	水災害特論	2
	地震減災特論	2
	耐震工学特論	2
	地盤災害特論	2
	都市安全計画特論	2
	社会減災政策論	2
	工学的安全システム特論	2
	安全設計特論	2
	工学システム解析	2
	情報セキュリティ特論	2
	応用データサイエンス特論	2
自由科目群	アドバンストインターンシップ（各機関）	2

イ 防災・減災専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目群	専攻演習ⅢA（各テーマ）	2
	専攻演習ⅢB（各テーマ）	2

74/84

れぞれ2科目4単位以上を含むこととする。ただし、自由科目群は修得しても修了所要単位に含めないものとする。また、1年次配当の必修科目6単位以上を含む20単位以上を修得できなかった場合は、2年次配当科目の履修を認めない。

イ 博士課程後期課程においては、必修科目群8単位、選択科目群6単位以上を含めて14単位以上を修得しなければならない。

なお、選択科目群は、各システム系から1科目2単位以上を含むこととする。ただし、Ph.D. of Disaster Management Program履修者は、Ph.D. of Disaster Management Program内の必修科目8単位、選択科目群6単位以上を含めて14単位以上を修得しなければならない。また、自由科目群は修得しても修了所要単位に含めないものとする。

ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。

なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

12 東アジア文化研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 文化交渉学専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目	文化交渉学（東アジアの言語と表象）	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2
	文化交渉学（東アジアの思想と構造）	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2
	文化交渉学（東アジアの歴史と動態）	演習(1)A 2 演習(1)B 2 演習(2)A 2 演習(2)B 2
	東アジア文化資料研究（言語と表象）A	講義2
	東アジア文化資料研究（言語と表象）B	講義2
	東アジア文化資料研究（思想と構造）A	講義2
	東アジア文化資料研究（思想と構造）B	講義2
	東アジア文化資料研究（歴史と動態）A	講義2
	東アジア文化資料研究（歴史と動態）B	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの言語と表象）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの言語と表象）B	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの思想と構造）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの思想と構造）B	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの歴史と動態）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの歴史と動態）B	講義2
領域選択科目	A群	
	東アジア文化資料研究（言語と表象）A	講義2
	東アジア文化資料研究（言語と表象）B	講義2
	東アジア文化資料研究（思想と構造）A	講義2
	東アジア文化資料研究（思想と構造）B	講義2
	東アジア文化資料研究（歴史と動態）A	講義2
	東アジア文化資料研究（歴史と動態）B	講義2
	B群	
	文化交渉学領域研究（東アジアの言語と表象）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの言語と表象）B	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの思想と構造）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの思想と構造）B	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの歴史と動態）A	講義2
	文化交渉学領域研究（東アジアの歴史と動態）B	講義2
共通科目	A群	
	文化交渉学概論A	講義2
	文化交渉学概論B	講義2
	文化交渉学資料調査論	講義2
	文化交渉学特殊研究A	講義2

76/84

選択科目群	人間システム系	専攻演習ⅣA（各テーマ）	2
		専攻演習ⅣB（各テーマ）	2
		リスクコミュニケーション研究	2
		ヒューマンエラー研究	2
		災害復旧・復興研究	2
		災害心理研究	2
		社会安全思想研究	2
		災害情報研究	2
		労働安全衛生研究	2
		リスクマネジメント研究	2
	社会システム系	損害保険研究	2
		企業関係法・CSR研究	2
		行政法・政策法務研究	2
		安全関連法研究	2
		消防防災行政研究	2
		公衆衛生研究	2
		災害経済研究	2
		公益事業と安全システム研究	2
		理工システム系	
		社会減災政策研究	2
		工学安全システム研究	2
		水防災研究	2
		地震減災研究	2
		耐震工学研究	2
		地盤防災研究	2
		都市防災研究	2
		工学システム解析研究	2
		安全設計研究	2
		情報セキュリティ研究	2
		応用データサイエンス研究	2
自由科目群		アドバンストインターンシップ（各機関）	2

Ph.D. of Disaster Management Program

種別	授業科目	単位数
必修科目群	SeminarⅢA（各テーマ）	2
	SeminarⅢB（各テーマ）	2
	SeminarⅣA（各テーマ）	2
	SeminarⅣB（各テーマ）	2
選択科目群	Earthquake Engineering	2
	Geodisaster	2
	Urban Disaster Mitigation	2
	Economics of Risk and Disaster	2
	Psychology of Disaster Risks	2
	Risk Management	2
	Disaster Reduction and Resilient Society	2
	Thermal-Fluid Engineering for Industrial Safety	2
	Injury Prevention Engineering for Safety Design	2
	Advanced Internship（各機関）	2
自由科目群		

(2) 履修方法

ア 博士課程前期課程においては、必修科目群12単位（専攻演習ⅠA（各テーマ）・ⅠB（各テーマ）・ⅠA（各テーマ）・ⅠB（各テーマ）、副指導演習ⅠA・ⅠB・ⅠA・ⅠB）のほか、選択科目群18単位以上を含め、30単位以上を修得しなければならない。なお、選択科目群は、共通科目から1科目2単位、各システム系からそ

75/84

B群	文化交渉学特殊研究B	講義2
	アカデミック外国語（各語種）(1)A	2
	アカデミック外国語（各語種）(1)B	2
	アカデミック外国語（各語種）(2)A	2
C群	アカデミック外国語（各語種）(2)B	2
	日本上代文学研究A	講義2
	日本上代文学研究B	講義2
	日本中古文学研究A	講義2
	日本中古文学研究B	講義2
	日本中世文学研究A	講義2
	日本中世文学研究B	講義2
	日本近世文学研究A	講義2
	日本近世文学研究B	講義2
	日本近代文学研究A	講義2
	日本近代文学研究B	講義2
	国語学研究A	講義2
	国語学研究B	講義2
	日本古典籍研究A	講義2
	日本古典籍研究B	講義2
	日本文学文献研究A	講義2
	日本文学文献研究B	講義2
	日本近代文学文献研究A	講義2
	日本近代文学文献研究B	講義2
	日本地域文学研究A	講義2
	日本地域文学研究B	講義2
	日本語教育研究	講義2
	古代国語研究A	講義2
	古代国語研究B	講義2
	近代国語研究A	講義2
	近代国語研究B	講義2
	日本文学史研究A	講義2
	日本文学史研究B	講義2
	宗教学研究A	講義2
	宗教学研究B	講義2
	日本思想研究A	講義2
	日本思想研究B	講義2
	インド哲学・仏教学研究A	講義2
	インド哲学・仏教学研究B	講義2
	宗教文化研究A	講義2
	宗教文化研究B	講義2
	宗教人類学研究A	講義2
	宗教人類学研究B	講義2
	東洋美術史研究A	講義2
	東洋美術史研究B	講義2
	日本美術史研究A	講義2
	日本美術史研究B	講義2
	歴史学研究A	講義2
	歴史学研究B	講義2
	日本古代中世研究A	講義2
	日本古代中世研究B	講義2
	日本近世近代史研究A	講義2

77/84

		日本近世近代史研究B	講義 2
		日本現代史研究A	講義 2
		日本現代史研究B	講義 2
		考古学研究A	講義 2
		考古学研究B	講義 2
		民俗学研究A	講義 2
		民俗学研究B	講義 2
		文化遺産学研究A	講義 2
		文化遺産学研究B	講義 2
		伝統文化学研究A	講義 2
		伝統文化学研究B	講義 2
		東アジア史研究A	講義 2
		東アジア史研究B	講義 2
		西アジア史研究A	講義 2
		西アジア史研究B	講義 2
		日中交渉史研究A	講義 2
		日中交渉史研究B	講義 2
		東西交渉史研究A	講義 2
		東西交渉史研究B	講義 2
		文化人類学研究A	講義 2
		文化人類学研究B	講義 2
		世界史学史料研究A	講義 2
		世界史学史料研究B	講義 2
		中国文学及文学史A	講義 2
		中国文学及文学史B	講義 2
		中国哲学及哲学史A	講義 2
		中国哲学及哲学史B	講義 2
		中国語学及語学史A	講義 2
		中国語学及語学史B	講義 2
		中国学研究(1)A	講義 2
		中国学研究(1)B	講義 2
		中国学研究(2)A	講義 2
		中国学研究(2)B	講義 2
		中国語科教育法研究A	講義 2
		中国語科教育法研究B	講義 2
		中国文献学A	講義 2
		中国文献学B	講義 2
		人文地理学研究A	講義 2
		人文地理学研究B	講義 2
		歴史地理学研究A	講義 2
		歴史地理学研究B	講義 2
		地誌学・地理教育研究A	講義 2
		地誌学・地理教育研究B	講義 2
		文化地理学研究A	講義 2
		文化地理学研究B	講義 2
		日本学フィールドワーク(1)	2
		日本学フィールドワーク(2)	2
		EUー日本学講義(1)	2
		EUー日本学講義(2)	2
		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(1)	2

		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(2)	2
		KUワークショップ(1)	1
		KUワークショップ(2)	1
		EUワークショップ(1)	1
		EUワークショップ(2)	1
		大学院英語(1)	2
		大学院英語(2)	2
		寄附講座(各テーマ)	講義 2
	日本語教	日本語教育実践研究A	2
	師養成講	日本語教育実践研究B	2
	座		
	(大学院		
	コース)		

イ 文化交渉学専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	単位数
必修科目	文化交渉学研究(東アジアの言語と表象)	演習(1)A 2
		演習(1)B 2
		演習(2)A 2
		演習(2)B 2
		演習(3)A 2
		演習(3)B 2
	文化交渉学研究(東アジアの思想と構造)	演習(1)A 2
		演習(1)B 2
		演習(2)A 2
		演習(2)B 2
		演習(3)A 2
		演習(3)B 2
	文化交渉学研究(東アジアの歴史と動態)	演習(1)A 2
		演習(1)B 2
		演習(2)A 2
		演習(2)B 2
領域選択科目	A群	演習(3)A 2
		演習(3)B 2
	B群	東アジア文化資料研究(言語と表象)A
		講義 2
		東アジア文化資料研究(言語と表象)B
		講義 2
		東アジア文化資料研究(思想と構造)A
		講義 2
		東アジア文化資料研究(思想と構造)B
		講義 2
		東アジア文化資料研究(歴史と動態)A
		講義 2
		東アジア文化資料研究(歴史と動態)B
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの言語と表象)A
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの言語と表象)B
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの思想と構造)A
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの思想と構造)B
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの歴史と動態)A
		講義 2
		文化交渉学領域研究(東アジアの歴史と動態)B
		講義 2

78/84

共通科目	A群	文化交渉学概論A	講義 2
		文化交渉学概論B	講義 2
		文化交渉学資料調査論	講義 2
		文化交渉学特殊研究A	講義 2
		文化交渉学特殊研究B	講義 2
	B群	アカデミック外国語(各語種)(1)A	2
		アカデミック外国語(各語種)(1)B	2
		アカデミック外国語(各語種)(2)A	2
		アカデミック外国語(各語種)(2)B	2
	C群	上代文学特殊研究A	講義 2
		上代文学特殊研究B	講義 2
		中古文学特殊研究A	講義 2
		中古文学特殊研究B	講義 2
		中世文学特殊研究A	講義 2
		中世文学特殊研究B	講義 2
		近世文学特殊研究A	講義 2
		近世文学特殊研究B	講義 2
		近代文学特殊研究A	講義 2
		近代文学特殊研究B	講義 2
		比較宗教学研究A	講義 2
		比較宗教学研究B	講義 2
		美学・美術史研究A	講義 2
		美学・美術史研究B	講義 2
		比較宗教学研究特殊研究A	講義 2
		比較宗教学研究特殊研究B	講義 2
		美学・美術史特殊研究A	講義 2
		美学・美術史特殊研究B	講義 2
		日本古代中世史A	講義 2
		日本古代中世史B	講義 2
		日本近世近代史A	講義 2
		日本近世近代史B	講義 2
		考古学A	講義 2
		考古学B	講義 2
		民俗学A	講義 2
		民俗学B	講義 2
		東洋史A	講義 2
		東洋史B	講義 2
		日本史特殊研究(1)A	講義 2
		日本史特殊研究(1)B	講義 2
		日本史特殊研究(2)A	講義 2
		日本史特殊研究(2)B	講義 2
		東洋史特殊研究A	講義 2
		東洋史特殊研究B	講義 2
		考古学特殊研究A	講義 2
		考古学特殊研究B	講義 2
		民俗学特殊研究A	講義 2
		民俗学特殊研究B	講義 2
		中国文学特殊講義(1)A	講義 2
		中国文学特殊講義(1)B	講義 2
		中国文学特殊講義(2)A	講義 2
		中国文学特殊講義(2)B	講義 2

		中国哲学特殊講義(1)A	講義 2
		中国哲学特殊講義(1)B	講義 2
		中国哲学特殊講義(2)A	講義 2
		中国哲学特殊講義(2)B	講義 2
		中国語学特殊講義(1)A	講義 2
		中国語学特殊講義(1)B	講義 2
		中国語学特殊講義(2)A	講義 2
		中国語学特殊講義(2)B	講義 2
		歴史地誌学特殊研究A	講義 2
		歴史地誌学特殊研究B	講義 2
		文化地理学特殊研究A	講義 2
		文化地理学特殊研究B	講義 2
		日本学フィールドワーク(3)	2
		日本学フィールドワーク(4)	2
		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(3)	2
		日本学学術コミュニケーション・トレーニング(4)	2
		KUワークショップ(3)	1
		KUワークショップ(4)	1
		EUワークショップ(3)	1
		EUワークショップ(4)	1
		大学院英語(3)	2
		大学院英語(4)	2
		寄附講座(各テーマ)	講義 2

(2) 履修方法

ア 博士課程前期課程

指導教員の担当する必修科目 8 単位(演習 8 単位)、領域選択科目A群 2 単位、領域選択科目B群 2 単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。

イ 博士課程後期課程

指導教員の担当する必修科目(演習12単位)を含めて16単位以上を修得しなければならない。

ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。

なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、所定の単位数に充当することができる。

13 ガバナンス研究科

(1) 授業科目、単位数

ア ガバナンス専攻 博士課程前期課程

科目群	授業科目	単位数
講義科目	調査方法論研究	講義 2
	公共政策学研究	講義 2
	政策規範研究	講義 2
	政策過程研究	講義 2
	現代行政学研究	講義 2
	現代日本政治論研究	講義 2
	自治体政策研究	講義 2
	数理経済分析研究	講義 2
	財政政策研究	講義 2
	金融政策研究	講義 2
	地域経済論研究	講義 2
	地域産業論研究	講義 2

80/84

81/84

	現代物流政策研究	講義 2
	福祉政策研究	講義 2
	現代地域福祉論研究	講義 2
	リスク・ガバナンス研究	講義 2
	比較憲法研究	講義 2
	現代行政法研究	講義 2
	法政策研究	講義 2
	比較刑事法研究	講義 2
	比較民事法研究	講義 2
	国際アジア法政策研究	講義 2
	国際公共政策研究	講義 2
	国際関係論研究	講義 2
	安全保障論研究	講義 2
	貿易政策研究	講義 2
	国際経済政策研究	講義 2
	空間社会論研究	講義 2
	ガバナンス研究特殊講義（各テーマ）	講義 2
演習科目	ガバナンス演習Ⅰ	演習 2
	ガバナンス演習Ⅱ	演習 2
	ガバナンス演習Ⅲ	演習 2
	ガバナンス演習Ⅳ	演習 2

イ ガバナンス専攻 博士課程後期課程		
科目群	授業科目	単位数
講義科目	公共政策特別研究 1（政策学）	2
	公共政策特別研究 2（公共経営論）	2
	公共政策特別研究 3（政策過程論）	2
	公共政策特別研究 4（現代日本政治論）	2
	公共政策特別研究 5（財政政策論）	2
	公共政策特別研究 6（金融政策論）	2
	公共政策特別研究 7（地域産業論）	2
	公共政策特別研究 8（現代物流政策論）	2
	公共政策特別研究 9（福祉政策論）	2
	公共政策特別研究10（リスク・ガバナンス論）	2
	公共政策特別研究11（比較憲法論）	2
	公共政策特別研究12（比較民法）	2
	公共政策特別研究13（国際アジア法政策論）	2
	公共政策特別研究14（国際関係論）	2
	公共政策特別研究15（貿易政策論）	2
	公共政策特別研究16（国際経済政策論）	2
演習科目	ガバナンス特別演習 1	2
	ガバナンス特別演習 2	2
	ガバナンス特別演習 3	2
	ガバナンス特別演習 4	2
	ガバナンス特別演習 5	2
	ガバナンス特別演習 6	2

（2）履修方法

- ア 博士課程前期課程においては、ガバナンス演習Ⅲ及びⅣの各2単位を含め30単位以上を修得しなければならない。
- イ 博士課程後期課程においては、必修科目（演習科目）12単位、選択科目（講義科目）4単位を含め16単位以上を修得しなければならない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専

82/84

（2）履修方法

- ア 博士課程前期課程においては、次の単位を含め31単位以上を修得しなければならない。
- （ア） 人間健康研究を含めて基礎科目の4単位
- （イ） 演習科目の8単位
- イ 博士課程後期課程においては、講義科目2単位以上、演習科目12単位を含め14単位以上を修得しなければならない。
- ウ 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。
- なお、博士課程前期課程においては、追加科目を修得した場合、関連科目の所定の単位数に充当することができる。

84/84

攻若しくは他の研究科又は他大学院の教育課程の授業科目を履修することができる。

なお、博士課程前期課程においては、追加科目を履修した場合、所定の単位数に充当することができる。詳細な取扱いについては、別に定める。

14 人間健康研究科

（1）授業科目、単位数

ア 人間健康専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	単位数
基礎科目	人間健康研究	2
	健康調査研究法Ⅰ	2
	健康調査研究法Ⅱ	2
専門科目	健康福祉研究	2
	健康運動生理学研究	2
	健康行動学研究	2
	健康トレーニング研究	2
	健康心理学研究	2
	健康マネジメント研究	2
	運動環境生理学研究	2
	スポーツ教育学研究	2
	スポーツ社会学研究	2
	身体運動学研究	2
	身体文化研究	2
	健康人間学研究	2
	野外教育研究	2
	武道学研究	2
	子ども家庭福祉研究	2
	社会福祉政策研究	2
	身体表現研究	2
	家族福祉研究	2
	高齢者福祉研究	2
	福祉社会学研究	2
実習科目	生涯スポーツ教育研究	2
	運動の理論と実践研究	2
実習科目	地域保健活動研究	2
	地域連携課題実習A	1
演習科目	地域連携課題実習B	1
	人間健康演習(1)A	2
	人間健康演習(1)B	2
	人間健康演習(2)A	2
	人間健康演習(2)B	2

イ 人間健康専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	単位数
講義科目	学社連携スポーツ教育論特殊講義	2
	アダプテッドスポーツ指導論特殊講義	2
	コミュニティ健康福祉論特殊講義	2
演習科目	人間健康特殊演習Ⅰ（各テーマ）	2
	人間健康特殊演習Ⅱ（各テーマ）	2
	人間健康特殊演習Ⅲ（各テーマ）	2
	人間健康特殊演習Ⅳ（各テーマ）	2
	人間健康特殊演習Ⅴ（各テーマ）	2
	人間健康特殊演習Ⅵ（各テーマ）	2
実習科目	課題解決プロジェクト（各テーマ）	2

83/84

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学学則第26条第4項、関西大学大学院学則第31条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第3項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第3項の規定に基づき、関西大学（以下「本大学」という。）における学位及びその授与に関する必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の授与要件)

第2条の2 学士の学位は、関西大学学則第26条第1項の規定に基づき、本大学の教育課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、本大学が授与する。

(学士の表記)

第2条の3 学士の学位は、関西大学学則第26条第2項の規定に基づき、その卒業した学部に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第1のとおりとする。

法学部 学士（法学）

文学部 学士（文学）

経済学部 学士（経済学）

商学部 学士（商学）

社会学部 学士（社会学）

政策創造学部 学士（政策学）

外国語学部 学士（外国語学）

人間健康学部 学士（健康学）

総合情報学部 学士（情報学）

社会安全学部 学士（学術）

システム理工学部 学士（工学又は理学）

環境都市工学部 学士（工学）

化学生命工学部 学士（工学）

2 前項の規定にかかわらず、関西大学学則第26条第3項の規定に基づき、ウェブスター大学との協定に基づき特別編入学生として文学部に所属し、特別編入プログラム所定の課程を修了した者には、学士（教養）の学位を授与する。

(修士の授与要件)

第3条 修士の学位は、関西大学大学院学則第26条の規定に基づき、関西大学大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、本大学が授与する。

(修士の表記)

第4条 修士の学位は、関西大学大学院学則第27条の規定に基づき、その修了した研究科又は専攻に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第2のとおりとする。

法学研究科 修士（法学）

文学研究科 修士（文学）

経済学研究科 修士（経済学）

商学研究科 修士（商学）

社会学研究科 修士（社会学）

総合情報学研究科 修士（情報学）

理工学研究科 修士（理学）

修士（工学）

外国語教育学研究科 修士（外国語教育学）

心理学研究科 修士（心理学）

社会安全研究科 修士（学術）

東アジア文化研究科 修士（文化交渉学）

ガバナンス研究科 修士（政策学）

人間健康研究科 修士（健康学）

（博士の授与要件）

第5条 博士の学位は、関西大学大学院学則第28条の規定に基づき、本大学院の博士課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、本大学が授与する。

（博士の表記）

第6条 博士の学位は、関西大学大学院学則第29条の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第3のとおりとする。

法学研究科 博士（法学）

文学研究科 博士（文学）

経済学研究科 博士（経済学）

商学研究科 博士（商学）

社会学研究科 博士（社会学）

総合情報学研究科 博士（情報学）

理工学研究科 博士（理学）

博士（工学）

外国語教育学研究科 博士（外国語教育学）

心理学研究科 博士（心理学）

社会安全研究科 博士（学術）

東アジア文化研究科 博士（文化交渉学）

ガバナンス研究科 博士（政策学）

人間健康研究科 博士（健康学）

（論文博士）

第7条 本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者は、関西大学大学院学則第30条の規定に基づき、学位論文を提出して審査を請求することができる。

2 前項の場合において、博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対しては、研究科委員会の議を経て、本大学が博士の学位を授与する。

（専門職学位の授与要件）

第7条の2 専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第1項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第1項の規定に基づき、本大学院の専門職学位課程を修了した者に対し、研究科教授会の議を経て、本大学が授与する。

（専門職学位の表記）

第7条の3 専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第2項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第2項の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第4のとおりとする。

法務研究科 法務博士（専門職）

会計研究科 会計修士（専門職）

（名称使用）

第8条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第1章の2 学士の学位

（学士の授与）

第8条の2 学長は、第2条の2に定める者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の卒業証書・学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

（学士の様式）

第8条の3 学士の卒業証書・学位記の様式は、様式第1号に定める。

第2章 修士の学位

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果）

第9条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、修士課程又は博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上（総合情報学研究科は16単位以

上)を修得した後、学位取得計画を提出し、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。ただし、在学年数及び修得単位数の要件については、関西大学大学院学則第4条第2項又は第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- 2 学位取得計画は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限の少なくとも3カ月前までに、指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを省略することができる。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第10条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科委員会に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、関西大学大学院学則第4条に定める修業年限を満たすことになる学期が春学期の時は7月、秋学期の時は1月(総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は2月)、所定の修業年限を超えて在学している者は毎年7月又は1月(総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は2月)とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査)

第11条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

- 2 審査委員は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とする。ただし、特別の事情がある場合には、副査を1名とすることができる。
- 3 前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。
- 4 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(修士最終試験)

第12条 修士の学位に関する最終試験は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が修士論文又は特定の課題についての研究の成果を中心とし、試問の方法によって行う。

- 2 試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。
- 3 最終試験の日時は、研究科委員会において決定する。

(審査等の期間)

第13条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限後3カ月以内に終了するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の合格要件)

第14条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査結果)

第15条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。

(審査結果等の報告)

第16条 研究科長は、合格者の氏名、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(修士の授与)

第17条 学長は、第3条に定める者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 修士の学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

(修士学位記の様式)

第18条 修士の学位記の様式は、様式第2号に定める。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文)

第19条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、博士課程後期課程に在学し、
所定の単位を修得又は修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。

2 論文計画については、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得た上、提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3カ月前とすることができる。

(博士論文の提出)

第20条 博士論文は3部作成し、研究科委員会に提出しなければならない。

(博士論文審査委員)

第21条 博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とする。

3 前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。

4 審査委員は、論文の審査及び評価に関する意見を記載した審査要旨を、研究科委員会に報告するものとする。

(博士論文最終試験)

第22条 博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行う。

2 試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

3 最終試験の日時は、主査委員の意見を徴し、研究科委員会において決定する。

(博士論文審査期間)

第23条 博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後1年以内に終了するものとする。

(博士論文合格要件)

第24条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって合格とする。

(博士論文審査結果)

第25条 博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

(委員会の議決)

第26条 前条の研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(審査結果の報告)

第27条 研究科長は、博士論文の審査及び最終試験に合格した者の氏名、審査要旨及び最終試験の結果の要旨を、速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(博士の授与)

第28条 学長は、第5条の規定に基づき、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、博士の学位を授与する。

(課程博士学位記の様式)

第29条 課程修了による博士の学位記の様式は、様式第3号に定める。なお、国際共同指導協定による博士の学位記は、協定に基づき、様式第3号に必要事項を追記し授与するものとする。

第2節 論文提出による学位

(論文提出による学位)

第30条 第7条の規定により学位を請求する者は、学位申請書に、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表及び審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 学位申請書には、第6条に規定する学位を指定するものとする。

3 博士論文は、3部提出しなければならない。ただし、参考論文をこれに添付することができる。

4 学位論文の受理は、研究科委員会において、3名以上の委員を設け、その意見を聴いてこれを決定する。

(論文審査)

- 第31条 前条の博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、これを審査する。
- 2 専攻分野に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。
- 3 試問は、当該申請者が指定した学位に関する研究科の授業科目及び関連する研究科の授業科目の中から、少なくとも3科目以上について行うものとする。
- 4 前項の試問において合格しなかった授業科目については、1年以内に更に1回限り試問を受けることができる。
- 5 試問は、筆答試問による。
- 6 この条に規定する学力の確認は、研究科委員会の議を経て他の方法によることができる。
(試問の免除)
- 第32条 博士課程において所定の単位を修得したのち退学した者が、退学後8年以内に博士論文を提出して審査を請求するときは、前条の専攻分野に関する学力の確認のための試問を免除することができる。
(審査及び試問の準用)
- 第33条 第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、博士論文の審査、試問及び判定等の場合について準用する。この場合、第22条及び第25条中の「最終試験」は、「試験」に読み替えるものとする。
- 2 この条に規定する試験は、研究科委員会の議を経て他の方法をもってこれに代えることができる。
(審査試問期間)
- 第34条 博士論文の審査試問は、専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、1年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て期間を延長することができる。
(報告及び授与の準用)
- 第35条 第27条及び第28条は、博士の学位の授与の場合について準用する。
(論文博士学位記の様式)
- 第36条 論文提出による博士の学位記の様式は、様式第4号に定める。
第3節 審査手数料
(審査手数料)
- 第37条 第30条の規定により学位を請求する者は、審査手数料を納入しなければならない。ただし、博士課程において所定の単位を修得して退学した者が、1年以内に博士論文を提出する場合は、これを免除することができる。
- 2 審査手数料は、学校法人関西大学学費規程に定める。
第4節 審査要旨の公表等
(審査要旨の公表)
- 第38条 学長は、学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
(論文の公表)
- 第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。
第3章の2 専門職学位
(専門職学位の授与)
- 第39条の2 学長は、第7条の2に定める者に対し、専門職学位を授与する。
- 2 専門職学位の学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。
(専門職学位の学位記の様式)

第39条の3 専門職学位の学位記の様式は、様式第7号及び様式第8号に定める。

第4章 学位の取消し

(学位の取消し)

第40条 本大学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会、専門職学位については研究科教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学士、修士、博士又は専門職学位の学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 栄誉を汚辱する行為があったとき。

2 前項の研究科委員会等の議決については、第26条の規定を準用する。

第5章 その他

(論文の保存)

第41条 審査を終了した博士の学位論文は、本大学のデータベース上に電子ファイルで保存するものとする。

(大学院規則)

第42条 この規程に定めるもののほか、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）に関する事項は、関西大学大学院規則に定める。

(規程の改正)

第43条 この規程の改正は、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会及び研究科長会議、専門職学位については研究科教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程第35条による（附表第3）は、昭和40年3月15日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成元年7月14日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行し、平成10年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年3月2日から施行し、平成17年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。ただし、様式第2号については、平成19年1月25日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の日本語・日本研究コースの規定については、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第36条の規定並びに様式第2号から様式第6号まで及び様式第10号については、平成25年2月28日から施行し、平成25年3月期学位被授与者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年5月23日から施行し、平成25年9月期学位被授与者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定、別表並びに様式第5号、様式第6号及び様式第10号については、平成27年2月26日から施行し、平成27年3月期学位被授与者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年10月5日から施行し、2018年3月期学位被授与者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。ただし、様式第3号については、2019年2月21日から施行し、2019年3月期学位被授与者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2021年4月1日**から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2022年4月1日**から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2022年4月1日**から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2021年4月1日**から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2022年4月1日**から施行する。

附 則

この規程（改正）は、**2022年7月7日**から施行し、**2022年9月期**学位被授与者から適用する。

別表第1（第2条の3、様式第1号関係）

1 学士の表記

学部	学位（英語表記）
法学部	Bachelor of Law
文学部	Bachelor of Arts
経済学部	Bachelor of Economics
商学部	Bachelor of Business and Commerce
社会学部	Bachelor of Sociology
政策創造学部	Bachelor of Policy Studies
外国語学部	Bachelor of Arts in Foreign Language Studies
人間健康学部	Bachelor of Health and Well-being
総合情報学部	Bachelor of Informatics
社会安全学部	Bachelor of Arts and Sciences
システム理工学部	Bachelor of Engineering Bachelor of Science
環境都市工学部	Bachelor of Engineering
化学生命工学部	Bachelor of Engineering

2 学科の表記（様式第1号における<学科>）

学部	学科	学科（英語表記）
法学部	法学政治	Law and Politics
文学部	総合人文	（注1）専修名を記載する。
経済学部	経済	Economics
商学部	商	Business and Commerce
社会学部	社会	（注2）専攻名を記載する。
政策創造学部	政策 国際アジア	Policy Studies Global and Asian Policy Studies
外国語学部	外国語	Foreign Language Studies
人間健康学部	人間健康	Health and Well-being
総合情報学部	総合情報	Informatics
社会安全学部	安全マネジメント	Safety Management
システム理工学部	数 物理・応用物理 機械工 電気電子情報工	Mathematics Pure and Applied Physics Mechanical Engineering Electrical, Electronic and Information Engineering
環境都市工学部	建築 都市システム工	Architecture Civil, Environmental and Applied Systems Engineering
	エネルギー環境・化学工	Chemical, Energy and Environmental Engineering
化学生命工学部	化学・物質工 生命・生物工	Chemistry and Materials Engineering Life Science and Biotechnology

（注1）文学部 専修の表記（様式第1号における<専修>）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
英米文化	American and British Cultural Studies
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学倫理学	Philosophy and Ethics
比較宗教学	Religious Studies
芸術学美術史	Art Theory, Art History and Aesthetics
ヨーロッパ文化	European Cultures
日本史・文化遺産学	Japanese History

10/20

東アジア文化研究科	文化交渉学	Cultural Interaction
ガバナンス研究科	ガバナンス	Governance
人間健康研究科	人間健康	Health and Well-being

（注1）文学研究科 専修の表記（様式第2号における<専修>）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
英米文化	American and British Cultural Studies
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学	Philosophy
芸術学美術史	Art Theory, Art History and Aesthetics
日本史学	Japanese History
世界史学	World History
ドイツ文学	German Studies
フランス文学	French Studies
地理学	Geography
教育学	Education
文化共生学	Cultural Symbiotics
映像文化	Film and Media Studies

（注2）理工学研究科 分野及びコースの表記（様式第2号における<分野及びコース>）

分野	分野（英語表記）
数学	Mathematics
物理・応用物理学	Pure and Applied Physics
機械工学	Mechanical Engineering
電気電子情報工学	Electrical, Electronic and Information Engineering
建築学	Architecture
都市システム工学	Civil, Environmental and Applied Systems Engineering
エネルギー環境・化学工学	Chemical, Energy and Environmental Engineering
化学・物質工学	Chemistry and Materials Engineering
生命・生物工学	Life Science and Biotechnology

コース	コース（英語表記）
英語基準	International Science and Engineering Course

別表第3（第6条、様式第3号、第4号関係）

1 博士の表記

研究科	学位（英語表記）
法学研究科	Doctor of Philosophy in Law
文学研究科	Doctor of Philosophy in Letters
経済学研究科	Doctor of Philosophy in Economics
商学研究科	Doctor of Philosophy in Business and Commerce
社会学研究科	Doctor of Philosophy in Sociology
総合情報学研究科	Doctor of Informatics
理工学研究科	Doctor of Science Doctor of Engineering
外国語教育学研究科	Doctor of Philosophy in Foreign Language Education and Research
心理学研究科	Doctor of Philosophy in Psychology
社会安全研究科	Doctor of Philosophy
東アジア文化研究科	Doctor of Philosophy in Cultural Interaction
ガバナンス研究科	Doctor of Policy Studies
人間健康研究科	Doctor of Health and Well-being

2 専攻の表記（様式第3号における<専攻>）

世界史	World History
地理学・地域環境学	Geography and Regional Environment
教育文化	Education and Culture
初等教育学	Elementary Education
心理学	Psychology
映像文化	Film and Media Studies
文化共生学	Cultural Symbiotics
アジア文化	Asian Culture Studies

（注2）社会学部 専攻の表記（様式第1号における<専攻>）

専攻	専攻（英語表記）
社会学	Sociology
心理学	Psychology
メディア	Media Studies
社会システムデザイン	Social System Design

別表第2（第4条、様式第2号関係）

1 修士の表記

研究科	学位（英語表記）
法学研究科	Master of Arts in Law
文学研究科	Master of Arts in Letters
経済学研究科	Master of Arts in Economics
商学研究科	Master of Arts in Business and Commerce
社会学研究科	Master of Arts in Sociology
総合情報学研究科	Master of Arts in Informatics Master of Science in Informatics
理工学研究科	Master of Science Master of Engineering
外国語教育学研究科	Master of Arts in Foreign Language Education and Research
心理学研究科	Master of Psychology
社会安全研究科	Master of Arts and Sciences
東アジア文化研究科	Master of Arts in Cultural Interaction
ガバナンス研究科	Master of Policy Studies
人間健康研究科	Master of Health and Well-being

2 専攻の表記（様式第2号における<専攻>）

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法学研究科	法学・政治学	Law and Politics
文学研究科	総合人文学	（注1）専修名を記載する。
経済学研究科	経済学	Economics
商学研究科	商学	Business and Commerce
社会学研究科	社会学 社会システムデザイン マス・コミュニケーション学	Sociology Social System Design Mass Communication
総合情報学研究科	社会情報学 知識情報学	Social Informatics Intelligent Informatics
理工学研究科	システム理工学 環境都市工学 化学生命工学	（注2）分野名及びコース名を記載する。
外国語教育学研究科	外国語教育学	Foreign Language Education and Research
心理学研究科	心理学 心理臨床学	Psychology Clinical Psychology
社会安全研究科	防災・減災	Disaster Prevention and Reduction

11/20

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法学研究科	法学・政治学	Law and Politics
文学研究科	総合人文学	（注1）専修名を記載する。
経済学研究科	経済学	Economics
商学研究科	商学	Business and Commerce
社会学研究科	社会学 社会システムデザイン マス・コミュニケーション学	Sociology Social System Design Mass Communication
総合情報学研究科	総合情報学	Informatics
理工学研究科	総合理工学	（注2）分野名及びコース名を記載する。
外国語教育学研究科	外国語教育学	Foreign Language Education and Research
心理学研究科	心理学	Psychology
社会安全研究科	防災・減災 （注3） Ph.D.of Disaster Management Program修了者はプログラム名を併せて記載する。	Disaster Prevention and Reduction （注3） Ph.D.of Disaster Management Program修了者はプログラム名を併せて記載する。
東アジア文化研究科	文化交渉学	Cultural Interaction
ガバナンス研究科	ガバナンス	Governance
人間健康研究科	人間健康	Health and Well-being

（注1）文学研究科 専修の表記（様式第3号における<専修>）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学	Philosophy
史学	History
ドイツ文学	German Studies
フランス文学	French Studies
地理学	Geography
教育学	Education

（注2）理工学研究科 分野及びコースの表記（様式第3号における<分野及びコース>）

分野	分野（英語表記）
数学	Mathematics
物理・応用物理学	Pure and Applied Physics
機械工学	Mechanical Engineering
電気電子情報工学	Electrical, Electronic and Information Engineering
建築学	Architecture
都市システム工学	Civil, Environmental and Applied Systems Engineering
エネルギー環境・化学工学	Chemical, Energy and Environmental Engineering
化学・物質工学	Chemistry and Materials Engineering
生命・生物工学	Life Science and Biotechnology

コース	コース（英語表記）
英語基準	International Science and Engineering Course

（注3）社会安全研究科 プログラムの表記（様式第3号における<プログラム>）

プログラム	プログラム（英語表記）
Ph.D.of Disaster Management Program	Ph.D.of Disaster Management Program

別表第4（第7条の3関係）

12/20

13/20

1 専門職学位の表記

研究科	学位（英語表記）
法務研究科	Juris Doctor
会計研究科	Master of Business Administration in Accountancy

2 専攻の表記（様式第7号、様式第8号における＜専攻＞）

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法務研究科	法曹養成	Juris
会計研究科	会計人養成	Accountancy

様式第 1 号（第 8 条の 3 関係）

KANSAI UNIVERSITY hereby confers upon <氏 名> born on<月><日>,<年> the Degree of <学位(英語表記)> together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of(注2)<学科>. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this<日>day of <月>,<年>. <署名> <学長名> President of the University  <署名> <学部長名> Dean, Faculty of<学部>	第 号 卒業証書・学位記 大学印 氏 名 年 月 日生 本学 学部 学科（注1） 専攻所定の課程を 修めたことを認める 年 月 日 関西大学 学部長 印 本学 学部長の認定により卒業したことを認め 学士（ ）の学位を授与する 関西大学長 印
--	---

（注1）文学部においては、専修名を記載する。ただし、ウェプスター大学との共同学位プログラムに関する協定に基づく特別編入学生で日本語・日本研究コース所定の課程を修めた者については、専修名に代えてコース名を記載する。

（注2）文学部においては、専修名を記載する。また、社会学部においては、専攻名を記載する。

様式第2号（第18条関係）

KANSAI UNIVERSITY Graduate School hereby confers upon <氏 名> born on<月><日>,<年> the Degree of <学位(英語表記)> together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of the graduate program of(注2)<専攻>. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this<日>day of <月>,<年>. <署名> <学長名> President of the University 関西大学校章 (ラテン語入り) <署名> <研究科長名> Dean, Graduate School of<研究科>	修第 号 学 位 記 大学印 氏 名 年 月 日生 関西大学大学院 研究科 課程において (注1) 専攻所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 関西大学大学院 研究科長 印 本学大学院 研究科長の証明を認めて茲に 修士（ ）の学位を授与する 関西大学長 印
---	---

(注1) 文学研究科においては、専攻名に加えて専修名を記載する。また、理工学研究科においては、専攻名に加えて分野名及びコース名を記載する。

(注2) 文学研究科においては、専修名を記載する。また、理工学研究科においては、分野名及びコース名を記載する。

様式第3号（第29条関係）

KANSAI UNIVERSITY Graduate School hereby confers upon <氏 名> born on<月><日>,<年> the Degree of <学位(英語表記)> together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of the graduate program of (注2)<専攻>. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this<日>day of <月>,<年>. <署名>  <署名> <学長名>  <研究科長名> President of the University Dean, Graduate School of<研究科>	博第 号 学 位 記 大学印 氏 名 年 月 日生 関西大学大学院 研究科 課程において (注1) 専攻所定の単位 を修得し且つ学位論文の審査及び最終試験に合格 したものであることを証明する 学位論文 年 月 日 関西大学大学院 研究科長 印 本学大学院 研究科長の証明を認めて茲に 博士 () の学位を授与する 関西大学長 印
--	--

(注1) 文学研究科においては、専攻名に加えて専修名を記載する。理工学研究科においては、専攻名に加えて分野名及びコース名を記載する。社会安全研究科においては、Ph.D. of Disaster Management Program修了者は専攻名に加えてプログラム名を記載する。

(注2) 文学研究科においては、専修名を記載する。理工学研究科においては、分野名及びコース名を記載する。社会安全研究科においては、Ph.D. of Disaster Management Program修了者は専攻名に加えてプログラム名を記載する。

様式第4号（第36条関係）

KANSAI UNIVERSITY Graduate School hereby confers upon <氏 名> born on<月><日>,<年> the Degree of <学位(英語表記)> together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of a submitted dissertation that fulfilled prescribed requirements of the Graduate School of<研究科>. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this<日>day of <月>,<年>. <署名>  <署名> <学長名>  <研究科長名> President of the University Dean, Graduate School of<研究科>	博第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本大学に学位論文を提出し所定の審査に合格した ものであることを証明する 学位論文 年 月 日 関西大学大学院 研究科長 印 本学大学院 研究科長の証明を認めて茲に 博士（ ）の学位を授与する 関西大学長 印
--	--

様式第7号（第39条の3関係）

KANSAI UNIVERSITY Graduate School hereby confers upon <氏 名> born on<月><日>,<年> the Degree of <学位(英語表記)> together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of the graduate program of<専攻>. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this<日>day of <月>,<年>. <署名> 関西大学校章 <署名> <学長名> (スタンプ記入) <研究科長名> President of the University Dean, Graduate School of<研究科>	専法第 号 学 位 記 大学印 氏 名 年 月 日生 関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻専門職 学位課程（法科大学院）所定の課程を修めたことを 証明する 年 月 日 関西大学大学院 法務研究科長 印 本学大学院法務研究科長の証明を認めて茲に 法務博士（専門職）の学位を授与する 関西大学長 印
---	--

様式第 8 号（第 39 条の 3 関係）

KANSAI UNIVERSITY Graduate School hereby confers upon ＜氏 名＞ born on＜月＞＜日＞,＜年＞ the Degree of ＜学位(英語表記)＞ together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of the graduate program of＜専攻＞. In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof. Granted in Osaka, on this＜日＞day of ＜月＞,＜年＞. ＜署名＞ ＜学長名＞ President of the University	専会第 号 学 位 記 大学印 氏 名 年 月 日生 関西大学大学院会計研究科会計人養成専攻専門職 学位課程所定の課程を修めたことを証明する 年 月 日 関西大学大学院 会計研究科長 印 本学大学院会計研究科長の証明を認めて茲に 会計修士（専門職）の学位を授与する 関西大学長 印
--	--

第1章 博士課程前期課程の教育課程

(授業科目の年次配当)

第1条 授業科目の年次配当のうち、演習、課題研究及び実験については、次のとおりとする。ただし、関西大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項又は第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。

- (1) 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び国際協働コースの演習は、(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。また、総合演習（各テーマ）は1年次配当とする。ただし、経済学研究科については、演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (2) 法学研究科法学・政治学専攻高度専門職業人養成コースにおいては、演習科目は2年次配当とする。ただし、総合演習（各テーマ）は1年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。
- (4) 商学研究科においては、研究者養成・後期課程進学コースの演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とし、高度専門職業養成コースの課題研究指導Ⅰ及びⅡは2年次配当とする。また、高度専門職業養成コースの租税法研究Ⅰ（演習）及びⅡ（演習）、租税論研究Ⅰ（演習）及びⅡ（演習）並びに合同演習（各テーマ）（演習）は1年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）、課題研究A（各研究テーマ）及び課題研究B（各研究テーマ）、合同演習A及びB並びに合同演習Ⅱa及びⅡbは2年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、課題研究は1～2年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの各2単位に分け、ゼミナールⅠ及びⅡは1年次配当、ゼミナールⅢ及びⅣは2年次配当とする。
- (8) 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する外国語教育学科目を修得していなければ、演習は履修できない。
- (9) 心理学研究科においては、心理学専攻の演習は心理学セミナー(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、心理学セミナー(1)A及び(1)Bは1年次配当、心理学セミナー(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。また、心理臨床学専攻の演習は心理臨床学研究演習1、2、3及び4の各2単位に分け、演習1及び2は1年次配当、3及び4は2年次配当とする。
- (10) 社会安全研究科においては、専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）及び副指導演習ⅠA、ⅠBを1年次配当、専攻演習ⅡA（各テーマ）、ⅡB（各テーマ）及び副指導演習ⅡA、ⅡBを2年次配当とし、専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）、ⅡA（各テーマ）及びⅡB（各テーマ）は各2単位、副指導演習ⅠA、ⅠB、ⅡA及びⅡBは各1単位とする。
- (11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。
- (12) ガバナンス研究科においては、演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、Ⅲ及びⅣは2年次配当とする。
- (13) 人間健康研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。

(演習、実験及び論文指導等の履修条件)

第2条 演習又は実験の履修条件については、次のとおりとする。ただし、学則第4条第2項又は第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- (1) 演習(1)又は実験(1)を修得していなければ、それぞれの(2)は履修できない。
- (2) 法学研究科及び文学研究科においては、演習(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。

- (3) 社会学研究科においては、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又は指導教員の担当するプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目を修得していなければ、論文指導A（各研究テーマ）及び論文指導B（各研究テーマ）並びに課題研究A（各研究テーマ）及び課題研究B（各研究テーマ）は履修できない。
- (4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。
また、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習2科目を含め4科目8単位までとする。
- (5) 商学研究科研究者養成・後期課程進学コースにおいては、指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。また、高度専門職養成コースにおいては、専修科目を修得していなければ、課題研究指導Ⅰ及びⅡは履修できない。
- (6) 理工学研究科においては、ゼミナールⅠ及びⅡを修得していなければ、ゼミナールⅢ及びⅣを履修できない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (7) 心理学研究科心理学専攻においては、心理学セミナー(1)A及び(1)Bを修得していなければ、心理学セミナー(2)A及び(2)Bは履修できない。また、心理臨床学専攻においては、心理臨床学研究演習1及び2を修得していなければ、心理臨床学研究演習3及び4を履修できない。
- (8) 社会安全研究科においては、専攻演習ⅡA（各テーマ）、ⅡB（各テーマ）及び副指導演習ⅡA、ⅡBを受講するには、専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）及び副指導演習ⅠA、ⅠBを修得していなければならない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (9) 東アジア文化研究科においては、演習(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。
- (10) ガバナンス研究科においては、演習Ⅰ及びⅡを修得していなければ、演習Ⅲ及びⅣは履修できない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (11) 人間健康研究科においては、演習は(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。

（専修科目以外の演習及び論文指導等の履修条件）

- 第3条 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び心理学研究科においては、専修科目以外の演習の履修は認めない。ただし、法学研究科及び文学研究科においては、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。
- 2 社会学研究科においては、指導教員及び担任者が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習科目を履修することができる。
 - 3 経済学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習を2科目に限り履修することができる。
 - 4 商学研究科においては、他のコースに配当される演習及び論文指導あるいは課題研究指導の履修は認めない。また、研究者養成・後期課程進学コースにおいては指導教員以外の担当する論文指導の履修は認めない。高度専門職養成コースにおいては、指導教員以外の担当する課題研究指導の履修は認めない。
 - 5 理工学研究科の各専攻・分野においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
 - 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
 - 7 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。
 - 8 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
 - 9 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。

第4条 削除

（講義科目の履修条件）

第4条の2 講義科目の履修条件は、別に定める。

（履修制限単位）

第5条 1学年度に認められる履修単位は、28単位以内とする。ただし、文学、理工学、

外国語教育学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科は30単位以内、心理学研究科心理臨床学専攻は32単位以内とする。また、学則第4条第2項又は学則第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。

- 2 学則第19条ただし書の規定により履修を届け出るとき及び所定修了単位を修得することとなる春学期の履修を届け出るときは、14単位以内とする。ただし、文学、理工学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科並びに心理学研究科心理臨床学専攻は16単位以内とする。
- 3 総合情報学研究科の課題研究8単位は、1年次の履修単位には含めない。また、アドバンストインターンシップ（各機関）は、履修単位には含めない。
- 4 理工学研究科のアドバンストインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ、海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位は、履修単位には含めない。
- 5 社会安全研究科のアドバンストインターンシップ（各機関）の単位は、履修単位には含めない。

（追加科目）

第6条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとし、履修制限単位には含めない。

（追加科目の課程修了所要単位への充当）

第7条 学則別表の規定に基づき、追加科目の単位を課程修了所要単位に充当する場合は、指導教員の承認を得た上、文学、経済学、商学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科においては15単位まで、社会学及びガバナンスの各研究科においては10単位まで、法学研究科においては8単位まで、総合情報学研究科においては4単位まで認定することができる。ただし、専修科目の所要単位には算入しない。また、理工学研究科においてはゼミナールの単位には算入しない。

（他大学院の授業科目）

第8条 他の大学院の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、研究科委員会に願い出て許可を得なければならない。この場合においては、追加科目の取扱いとする。

（教職関係科目等の履修）

第9条 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、履修することができる。ただし、1学年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、1年次は24単位以内、2年次以降は20単位以内とする。

（履修届）

第10条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

- 2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

（修士課程の教育課程）

第11条 この章の規定は、修士課程の教育課程の場合について準用する。

第2章 博士課程後期課程の教育課程

（授業科目の年次配当）

第12条 授業科目の年次配当のうち、演習、実験及び実習については、次のとおりとする。ただし、学則第25条の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- (1) 各研究科の演習は(1)から(3)までの各4単位に分け、演習(1)は1年次配当、演習(2)は2年次配当及び演習(3)は3年次配当とする。ただし、次号から第9号までに掲げる各研究科の演習については、この限りでない。
- (2) 法学研究科においては、専修科目の演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。また、法学特別研究及び政治学特別研究は、(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは2年次配当、演習(2)A及び(2)Bは3年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2

- 単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。
- (4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習は1年次配当、論文指導Ⅰは2年次配当及び論文指導Ⅱは3年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指導Ⅰは1年次配当、論文指導Ⅱは2年次配当及び論文指導Ⅲは3年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、演習は1から3までの各4単位に分け、演習1は1年次配当、演習2は2年次配当及び演習3は3年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはⅤ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧの各2単位に分け、ゼミナールⅤ及びⅥは1年次配当、ゼミナールⅦ及びⅧは2年次配当とする。
- (8) 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習1は1年次配当、演習2は2年次配当とする。
- (9) 心理学研究科においては、心理学セミナーは(3)A、(3)B、(4)A、(4)B、(5)A及び(5)Bの各2単位に分け、心理学セミナー(3)A及び(3)Bは1年次配当、心理学セミナー(4)A及び(4)Bは2年次配当、心理学セミナー(5)A及び(5)Bは3年次配当とする。
- (10) 社会安全研究科においては、演習は専攻演習ⅢA(各テーマ)、ⅢB(各テーマ)、ⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)の各2単位に分け、専攻演習ⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)は1年次配当、専攻演習ⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)は2年次配当とする。また、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、演習はSeminarⅢA(各テーマ)、SeminarⅢB(各テーマ)、SeminarⅣA(各テーマ)及びSeminarⅣB(各テーマ)の各2単位に分け、SeminarⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)は1年次配当、SeminarⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)は2年次配当とする。
- (11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。
- (12) ガバナンス研究科においては、ガバナンス特別演習は1から6までの各2単位に分け、演習1、2は1年次配当、演習3、4は2年次配当及び演習5、6は3年次配当とする。
- (13) 人間健康研究科においては、人間健康特殊演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、演習Ⅲ及びⅣは2年次配当、演習Ⅴ及びⅥは3年次配当とする。

(演習、実験及び実習の履修条件)

- 第13条 専修科目以外の演習、実験及び実習を履修することはできない。ただし、法学研究科及び文学研究科の演習(1)A及び(1)B並びに経済学研究科については、この限りでない。
- 2 法学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、法学特別研究演習(1)A、(1)B、(2)A、(2)B及び政治学特別研究演習(1)A、(1)B、(2)A、(2)Bを履修することができる。
- 3 経済学研究科においては、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習を含め4科目8単位までとする。
- 4 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指導以外の論文指導の履修は認めない。
- 5 理工学研究科においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
- 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 7 社会安全研究科においては、専攻演習ⅣA(各テーマ)又はⅣB(各テーマ)を受講するには、専攻演習ⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)を修得していなければならない。また、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、SeminarⅣA(各テーマ)又はⅣB(各テーマ)を受講するには、SeminarⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)を修得していなければならない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- 8 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習

(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。

9 人間健康研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員の担当する演習以外の演習の履修を認める。

(講義科目の履修条件)

第13条の2 講義科目の履修条件は、別に定める。

(追加科目)

第14条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとする。

第15条 削除

(教職関係科目等の履修)

第15条の2 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部・大学院の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、履修することができる。ただし、1学年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。

(履修届)

第16条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 削除

第17条 削除

第18条 削除

第4章 削除

第19条から第23条まで 削除

第5章 学籍

(学籍番号)

第24条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

(学生証)

第25条 本大学院学生に対して、学生証を交付する。

2 学生証は、通学定期乗車券購入証明兼用の身分証明書である。

(学生証の再交付)

第26条 学生証を紛失又は汚損したときは、所定の手続を経た上で再交付することができる。

(学生証の返還)

第27条 学生証は、課程修了、退学及び除籍のとき、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

(届出事項の変更届)

第28条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について所定の変更届を提出しなければならない。

(健康上の理由による休学者の復学)

第29条 健康上の理由による休学者が、復学を希望するときは、学則第53条に規定する手続のほか、関西大学保健管理センターの診断書を提出しなければならない。

(休学願、復学願、再入学願及び復籍願の提出期日)

第30条 学則第51条第1項の規定による休学願は、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日までに休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

3 学則第52条第2項、第53条第1項、第56条第1項及び第65条第2項の規定による願出は、それぞれ休学、復学、再入学又は復籍しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間にしなければならない。

(休学者の取扱い)

第31条 休学者が、学則第52条第2項又は第53条第1項の規定による手続をしなかったときは、その学期の末日をもって退学した者として取り扱う。

(除籍)

第32条 学則第65条第1項の規定による除籍日は、次のとおりとする。

(1) 春学期 7月31日

(2) 秋学期 1月31日

2 除籍期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(退学と在学年数の関係)

第32条の2 退学となった学期は、在学年数に算入しない。

(修業年限を超えた者の学費)

第33条 本大学院修士課程又は博士課程前期課程若しくは博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した後、学位論文提出のため引き続き在学しようとする者は、学校法人関西大学学費規程第15条の規定により学費を納入しなければならない。

第6章 修士論文又は特定の課題についての研究の成果

(学位取得計画の提出)

第34条 学位を得ようとする者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の論題、提出時期その他必要な事項を記載した学位取得計画を所定の期日までに提出しなければならない。

(学位取得計画の変更)

第35条 既に提出した学位取得計画の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、修士論文等の提出以前においては、指導教員の承認を得て変更することができる。

(修士論文等の提出時期)

第36条 関西大学学位規程（以下「学位規程」という。）第10条に規定する修士論文等の提出の時期は、次のとおりとする。

(1) 法学、文学、経済学、商学、社会学、外国語教育学、心理学、東アジア文化、ガバナンス及び人間健康の各研究科

春学期修了の場合 7月中旬

秋学期修了の場合 1月中旬

(2) 総合情報学研究科、社会安全研究科及び理工学研究科 別に定めるところによる。

(修士論文等の提出部数)

第37条 修士論文等は、3部提出しなければならない。ただし、研究科によっては追加して提出を求めることができる。

(修士論文等の様式及び書式)

第38条 修士論文等の様式及び書式は、各研究科の定めるところによる。

第39条及び第40条 削除

(修士論文等の保存)

第41条 課程修了者の修士論文等は、大学院が電子ファイルで永久保存する。

(保存修士論文等の取扱い)

第42条 保存修士論文等は、作成者又は作成者の指導教員が承認したときに限り、閲覧できる。

2 前項の場合において、作成者の氏名は本人が承認したときに限り、開示するものとする。

第43条 削除

第7章 課程博士の学位請求

(課程博士の学位請求)

第44条 課程博士の学位請求については、学位規程の定めるところによる。

第8章 論文博士の学位請求

(学位請求の手続)

第45条 博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、当該研究科所定の単位を修得して退学した者が、再入学をせず、学位請求の論文を提出するときは、学位規程第30条の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第32条第1項の規定は、昭和59年度以前に入学した者にも適用する。

附 則

この規則（改正）は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成11年度入学生から適用する。

附 則

この規則（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第44条第2項及び第3項の規定は、平成11年度博士課程後期課程入学生から適用する。

附 則

この規則（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規則（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第34条から第43条までの規定は、平成24年3月修了者から適用する。

附 則

この規則（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第4号の規定は、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この規則（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則（改正）は、**2019年10月 1 日**から施行する。

附 則

この規則（改正）は、**2021年 4 月 1 日**から施行する。

附 則

この規則（改正）は、**2022年 4 月 1 日**から施行する。

附 則

この規則（改正）は、**2023年 4 月 1 日**から施行する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的及び専攻）

第2条 本研究科は、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力を持つ法曹を養成することを目的とする。

2 本研究科に、法曹養成専攻を置く。

（方針）

第2条の2 本研究科は、前条第1項に規定する目的を踏まえ、次の方針を定める。

（1） 修了認定・学位授与の方針

（2） 教育課程編成・実施の方針

（3） 入学者受入れの方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

3 第1項第2号の方針を定めるに当たっては、同項第1号の方針との一貫性の確保に努めるものとする。

（課程及び修業年限）

第3条 本研究科に、修業年限を3年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第10条並びに第11条第1項及び第2項の規定により20単位以上を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。

3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生制度を適用する者の修業年限は4年とし、これに関し必要な事項は、別に定める。

（学生定員）

第4条 本研究科の入学定員は40名とし、収容定員は120名とする。

（自己点検及び評価）

第5条 本研究科は、第2条第1項に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

（第三者評価等）

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

2 本研究科は、前条第1項の点検及び評価の結果並びに前項の第三者評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第6条の2 本研究科は、第2条の2第1項第1号及び第2号の方針に基づき、産業界等と連携しつつ、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目）

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は行わない。

2 授業科目は、法律基本科目A、同B及び同C、法律実務基礎科目、展開・先端科目並びに基礎法学・隣接科目に分け、3学年に配当する。

3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

（単位数計算）

第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

（1） 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

（2） 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位並びに特別の課程(履修資格を有する者が、大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修する者が修得した単位及び同課程における学修を含む。)を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(法学既修者の入学時における単位認定)

第11条 入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)は、1年次配当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。

2 履修免除試験時に行う法律科目試験に合格した者は、1年次及び2年次配当の該当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。

3 前2項に規定する者と同等以上の能力を有すると本研究科が認めた者についても、1年次及び2年次配当の該当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなす授業科目の単位については、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて37単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認めた者については、前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は合わせて53単位を超えないものとする。ただし、この場合においても、第10条及び前条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は合わせて37単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することを許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

第3章 試験、単位、修了及び学位

(単位の授与)

第15条の2 授業科目については、試験その他の本研究科が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与は、学期末に行う。

(試験の方法及び時期)

第16条 試験の方法は、筆記によるものとする。

2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

3 正当な理由により試験を受験することができなかった者には、研究科教授会が認める限度において追試験を行うことができる。

(成績評価)

第17条 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおりとする。

評点	評語	合否
100点～90点	S	合格
89点～85点	A+	
84点～80点	A	
79点～75点	B+	

74点～70点	B	
69点～65点	C+	
64点～60点	C	
59点以下	F	不合格

2 前項の規定にかかわらず、第10条から第12条までの規定により単位を認定した授業科目の成績の評語は、認とする。

(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、4年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

第19条 本研究科に3年(第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は2年、同条第4項の規定により長期履修学生制度を適用された者は4年)以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

2 専門職学位は、法務博士(専門職)とする。

3 第1項における学位の授与については、この条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第4章 教育研究実施組織

(職員)

第19条の2 本研究科に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本研究科は、第2条第1項に規定する目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(担当教員)

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する資格に該当する者とする。

(研究科教授会)

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

(研究科長)

第22条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

(組織的な研修等)

第22条の2 本研究科は、学生に対する教育の充実を図るため、本研究科の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日

創立記念日 11月4日

(4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

3 休学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）に定める。

(復学)

第31条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2 復学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(再入学)

第33条 退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(除籍)

第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(復籍)

第35条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

第36条 削除

(転学の許可)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第38条 本研究科から、関西大学大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第8章 委託学生、科目等履修生及び交流学生

(委託学生)

第41条 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、委託学生として許可することができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

第42条 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(交流学生)

第43条 他の法科大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、交流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱い、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第44条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、この章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨学)

第45条 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留学

(留学)

第46条 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。ただし、同条第2項の規定により、既に修業年限を1年短縮されている場合は算入できない。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

第47条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

(ロー・ライブラリー)

第48条 本研究科にロー・ライブラリーを設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞罰

(表彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第51条 本学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第14章 改正

(改正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補則

(補則)

第53条 本学則に定めるほか、必要な事項については、関西大学大学院学則及び事務取扱規程の定めるところによる。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成26年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第33条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2023年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）
法務研究科
法曹養成専攻

I 授業科目、単位数			
類別	授業科目	単位	配当年次
法律基本科目 A	憲法Ⅰ	2	1
	憲法Ⅱ	2	1
	行政法総論	2	1
	刑法Ⅰ	2	1
	刑法Ⅱ	2	1
	民法Ⅰ	2	1
	民法Ⅱ	2	1
	民法Ⅲ	2	1
	民法Ⅳ	2	1
	民法Ⅴ	2	1
	民法Ⅵ	2	1
	商法	4	1
法律基本科目 B	憲法演習	2	2
	刑法演習Ⅰ	2	2
	刑法演習Ⅱ	2	2
	刑事訴訟法	2	2
	刑事訴訟法演習	2	2
	行政救済法	2	2
	行政法演習	2	2
	民法演習Ⅰ	2	2
	民法演習Ⅱ	2	2
	民法演習Ⅲ	2	3
	民事訴訟法	4	2
	民事訴訟法演習	2	2
	会社法演習	2	2
	商法演習	2	2
法律基本科目 C	民法発展講義	2	3
	民事訴訟法発展講義	2	3
	会社法発展講義	2	3
	公法総合演習	2	2・3
	刑事法総合演習	2	3
	民事法総合演習	2	3
	憲法訴訟	1	2・3
	連携講義（各テーマ）	1	2・3
法律実務基礎 科目	法曹倫理	2	2
	民事訴訟実務の基礎	2	2
	刑事訴訟実務の基礎	2	3
	リーガルクリニック	2	2・3
	海外エクスタージンシップ	2	2・3
	国内エクスタージンシップ	2	3
	公法実務演習	2	2・3
	法情報調査・法文書作成	2	2
	刑事模擬裁判	2	3
	民事訴訟実務演習	2	3
展開・先端科 目	知的財産法Ⅰ	2	2・3
	知的財産法Ⅱ	2	3

基礎法学・隣 接科目	選択科目	知的財産法演習	2	3
		経済法Ⅰ	2	2・3
		経済法Ⅱ	2	3
		経済法演習	2	3
		労働法Ⅰ	2	2・3
		労働法Ⅱ	2	3
		労働法Ⅲ	2	3
		労働法演習	2	3
		例産法Ⅰ	2	2・3
		例産法Ⅱ	2	3
		例産法演習	2	3
		国際人権・人道法	2	2・3
		国際公法	2	2・3
		国際私法Ⅰ	2	2・3
		国際私法Ⅱ	2	3
		国際取引法	2	2・3
		国際法演習	2	2・3
		租税法Ⅰ	2	2・3
		租税法Ⅱ	2	3
		租税法演習	2	3
		環境法Ⅰ	2	2・3
		環境法Ⅱ	2	3
		中国ビジネス法講義Ⅰ	2	2・3
		中国ビジネス法講義Ⅱ	2	3
		中国ビジネス法講義Ⅲ	2	3
		中国ビジネス法演習	2	3
		金融法	2	2・3
		国際契約実務論	2	2・3
		民事執行・民事保全法	2	2・3
		涉外法律実務演習	2	2・3
		現代法特殊講義（各テーマ）	2	2・3
		インハウスロイヤーの業務	1	2・3
		アジア進出企業支援	1	2・3
基礎法学・隣 接科目	選択科目	法哲学・法理論	2	1・2・3
		比較法	2	1・2・3
		法と社会（各テーマ）	2	1・2・3
		法整備支援論	2	1・2・3
		Legal Business English	2	1・2・3

- Ⅱ 修了要件
- 1 次の科目を含め100単位以上を修得しなければならない。
- (1) 法律基本科目Aから必修科目26単位
- (2) 法律基本科目Bから必修科目30単位
- (3) 法律基本科目Cから選択必修科目4単位
- (4) 法律実務基礎科目から必修科目6単位を含む12単位
- (5) 展開・先端科目から選択必修科目4単位を含む16単位
- (6) 基礎法学・隣接科目から6単位
- (7) 前各号のほか、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から6単位
- ただし、特定の科目群から、4単位を超えて修了所要単位数に算入することはできない。
- 2 履修制限単位

- 次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることはいけません。
- ただし、本研究科が認めた者については、第1年次及び第2年次においても44単位を限度として履修を届け出ることができる。
- (1) 第1年次 36単位
- (2) 第2年次 36単位
- (3) 第3年次 44単位
- 3 配当年次
- 上位年次の配当科目を履修することはできない。
- ただし、本研究科が認めた者についてはこの限りでない。
- 4 進級制度
- (1) 1年次終了時において、1年次配当必修科目を20単位以上修得し、かつ、1年次配当必修科目のGPAが1.60以上でなければ、2年次配当科目の履修を認めない。
- 共通到達度確認試験において、試験の成績が一定の判定基準に到達しなかったときも、同様とする。
- (2) 2年次終了時において、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く。）のGPAが1.60以上であり、かつ、1年次配当必修科目を26単位修得していなければ、3年次配当科目の履修を認めない。
- (3) 進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く。）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効とする。
- (4) 前各号のほか、進級判定に関し必要な事項は、別に定める。

○関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程

平成16年4月22日
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第21条第2項の規定に基づき、法務研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員）をもって構成する。

（研究科長）

第3条 教授会は、選挙によって研究科長を選出する。

2 研究科長選挙に関する規程は、別に定める。

3 研究科長は、副研究科長を教授会に推薦する。

（招集）

第4条 研究科長は、教授会を招集し、議長となる。研究科長に支障があるときは、副研究科長がその任務を代行する。

2 定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月2回開催する。

3 臨時教授会は、必要に応じて随時に開催する。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、研究科長は、請求の日から14日以内に教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第5条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、原則として、出席者の過半数の同意をもって議決する。

2 前項の規定にかかわらず、特別契約教授及び特別任用教育職員は、次条第1号から第10号までに掲げる事項を審議するときは、成立要件を満たす員数から除くとともに、議決権を有しないものとする。

3 第1項の構成員の数には、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員の数を含まない。

4 研究科長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第6条 教授会は、法務研究科における次の事項を審議する。

（1）研究科長の選出

（2）副研究科長の承認

（3）学長となる者の承認

（4）法務研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項

（5）法務研究科特別任用教育職員の任用

（6）称号の授与に関する事項

（7）全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出

（8）学則に関する事項

（9）入学試験に関する事項

（10）法務研究科（法科大学院）学則に関する事項

（11）教育課程に関する事項

（12）学生の賞罰及び補導に関する事項

（13）学生の試験、学籍及び修了に関する事項

（14）自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

（15）その他教育及び研究に関する事項

（人事）

第7条 任用人事及び昇任人事に関する教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上の者をもって構成する。

2 前条第5号及び第6号の人事に関する規定は、別に定める。

(議事録)

第8条 研究科長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年7月12日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年10月1日から施行する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定めるものとする。

（学籍番号）

第2条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

（学生証）

第3条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

（学生証の再交付）

第4条 学生証を紛失又は汚損したときは、学部・大学院事務グループに届け出て、再交付を受けることができる。

（学生証の返還）

第5条 学生証は、課程修了、退学及び除籍又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

（届出事項の変更）

第6条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び修了

第1節 休学

（休学手続）

第7条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第1項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、第9条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

（休学期間）

第8条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）

第9条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに第7条第1項に規定する手続を行わなければならない。

（休学の可能期間）

第10条 休学できる期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休学を許可しない。

（休学期間と在学年数）

第11条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

（休学者の学費）

第12条 学則第30条第2項の規定に基づき、休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

（1）春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（2）秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（3）前2号いずれにも該当しないときは、当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手続期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第21条 学則第51条第3項に規定する者は、同条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 第18条及び第19条により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるとときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除籍

(除籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納

学費を納入しない限り、学則第34条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第7節 修了

(修了日)

第35条の2 本研究科の修了日は、3月18日とする。

2 前項にかかわらず、春学期に修了要件を満たした者の修了日は、9月20日とする。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入猶予期間及び学費は、学費規程に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条、第14条、第24条及び第32条の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。ただし、第35条の2の規定は、2022年度以前の入学生のうち2023年度以降に修了する者にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的及び専攻）

第2条 本研究科は、理論と実務を有機的に連携させた高度専門教育により、深い学識及び卓越した能力を培い、公認会計士に代表される高度の会計専門職業を担える有為な人材を育成することを目的とする。

2 本研究科に、会計人養成専攻を置く。

（方針）

第2条の2 本研究科は、前条第1項に規定する目的を踏まえ、次の方針を定める。

（1） 修了認定・学位授与の方針

（2） 教育課程編成・実施の方針

（3） 入学者受入れの方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

3 第1項第2号の方針を定めるに当たっては、同項第1号の方針との一貫性の確保に努めるものとする。

（課程及び修業年限）

第3条 本研究科に、修業年限を2年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第10条及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第16条の規定により、1年次基本科目群科目10単位以上を含む16単位以上を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。

3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生制度を適用する者の修業年限は3年又は4年とし、これに関し必要な事項は別に定める。

（学生定員）

第4条 本研究科の入学定員は40名とし、収容定員は80名とする。

（自己点検及び評価）

第5条 本研究科は、第2条第1項に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

（第三者評価等）

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

2 本研究科は、前条第1項の点検及び評価の結果並びに前項の第三者評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第6条の2 本研究科は、第2条の2第1項第1号及び第2号の方針に基づき、産業界等と連携しつつ、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目）

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

2 授業科目は、導入科目群、基本科目群、発展科目群及び応用・実践科目群に分け、2学年に配当する。

3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

（単位数計算）

第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

（1） 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位並びに特別の課程(履修資格を有する者が、大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修する者が修得した単位及び同課程における学修を含む。)を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学部生が履修した大学院授業科目の単位認定)

第11条 第43条の規定に基づき、学部生が本研究科における授業科目を履修したときは、本研究科が教育上有益と認めた場合に限り、本研究科への入学後に当該単位を認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて24単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

第3章 試験、単位、修了及び学位

(単位の授与)

第16条 授業科目については、試験その他の本研究科が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与は、学期末に行う。

(成績評価)

第17条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおりとする。

評点	評語	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

2 前項の規定にかかわらず、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を合と表示する。

(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、2年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

第19条 本研究科に2年(第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は1年、同条第4項の規定により長期履修学生制度を適用された者は3年又は4年)以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

2 専門職学位は、会計修士(専門職)とする。

3 第1項における学位の授与については、この条に規定するほか、関西大学学位規程の定

めるところによる。

第4章 教育研究実施組織

(職員)

第19条の2 本研究科に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本研究科は、第2条第1項に規定する目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(担当教員)

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準に規定する資格に該当する者とする。

(研究科教授会)

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

(研究科長)

第22条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

(組織的な研修等)

第22条の2 本研究科は、学生に対する教育の充実を図るため、本研究科の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日
創立記念日 11月4日

(4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以

上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(11) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程(以下「学費規程」という。)に定める所定の学費を納入しなければならない。

3 休学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)事務取扱規程(以下「事務取扱規程」という。)に定める。

(復学)

第31条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2 復学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(再入学)

第33条 退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(除籍)

第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(復籍)

第35条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(転入)

第36条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日まで
に、本研究科に転入学を志願したときは、選考の上、許可することができる。

(転学)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人
連署の上、願い出て許可を得なければならない。

(転科)

第38条 本研究科から、関西大学大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。た
だし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは
9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返
還することがある。

第8章 委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生及び交流学生

(委託学生)

第41条 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託
があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、委託学生として許可す
ることができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(聴講生)

第41条の2 本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の
学生の学習に妨げのない限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する規定は、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

第42条 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学
生の学習に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(学部生)

第43条 本大学に3年以上存学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって
修得したものと認められた者は、本研究科の授業科目を履修することができる。

(交流学生)

第44条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目につ
いて聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、交
流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱い、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第45条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、この章に規定するほか、正規
の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨学)

第46条 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れてい
る者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留学

(留学)

第47条 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望
しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備
(講義室等)

第48条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

第12章 厚生保健施設
(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞罰
(表彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第51条 本学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第14章 改正
(改正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補則
(補則)

第53条 本学則に定めるほか、必要な事項については、関西大学大学院学則及び事務取扱規程の定めるところによる。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行し、第7条の別表については、平成18年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第33条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、2023年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）
会計研究科会計人養成専攻
Ⅰ 授業科目、単位数

類別	授業科目	単位	配当年次
導入科目群	選択科目		
	中級商業簿記	2	1
基本科目群	必修科目		
	中級工業簿記	2	1
基本科目群	必修科目		
	上級簿記論	2	1
基本科目群	必修科目		
	上級財務会計論	2	1
基本科目群	必修科目		
	上級原価計算論	2	1
基本科目群	必修科目		
	上級管理会計論	2	1
基本科目群	必修科目		
	監査制度論	2	1
基本科目群	必修科目		
	監査基準論	2	1
基本科目群	必修科目		
	企業法	2	1
基本科目群	必修科目		
	会計専門職業倫理	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	会計基準論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	会計制度論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	財表作成簿記論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	戦略管理会計論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	企業分析論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	監査実施論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	監査報告論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	商取引法	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	会社法	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	民法	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	法人税法	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	上級税務会計論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	経営学理論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	経営戦略・組織論	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	統計学	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	ミクロ経済学	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	特殊講義（各テーマ）	2	1
発展科目群	選択必修科目		
	英文会計論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	IFRS会計論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	組織再編会計論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	コストマネジメント論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	企業価値マネジメント論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	マネジメント・コントロール・システム論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	内部監査論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	国際監査基準論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	上級会社法	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	租税法理論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	租税法会計論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	国際税務論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	コーポレート・ファイナンス論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	インベストメント論	2	2
発展科目群	選択必修科目		
	マクロ経済学	2	2
応用・実践科目群	選択必修科目		
	基本会計プログラム演習	2	1
応用・実践科目群	選択必修科目		
	会計事例研究	2	1
応用・実践科目群	選択必修科目		
	会社経理実務	2	1
応用・実践科目群	選択必修科目		
	管理会計事例研究	2	1
応用・実践科目群	選択必修科目		
	監査事例研究	2	1

基本監査プログラム演習	2	1
アカデミック・ソリューション	2	1
論文指導（導入）	2	1
論文指導（基礎）	2	1
監査法人インターンシップ	2	1
企業インターンシップ	2	1
実践会計プログラム演習	2	2
IFRS事例研究	2	2
ディスクロージャー実務	2	2
国際管理会計事例研究	2	2
実践監査プログラム演習	2	2
企業法判例演習	2	2
税務事例研究	2	2
企業実践コミュニケーション	2	2
プロフェッショナル・ソリューション	2	2
論文指導（実践）	4	2
修士論文	4	2

Ⅱ 修了要件

- 次の科目を含め48単位以上を修得しなければならない。ただし、中級商業簿記及び中級工業簿記を修了所要単位に算入することはできない。

- 基本科目群 16単位
- 発展科目群 16単位
- 応用・実践科目群 12単位

2 履修条件

- 学生は、授業科目の選択等に関する指導を受けなければならない。
- 修士論文の履修には、論文指導（基礎）を修得し、かつ、論文指導（実践）を履修しなければならない。
- 2年次配当科目の履修には、科目ごとに指定した必修科目を修得済でなければならない。

3 履修制限単位

- 次の単位を超えて、履修を届け出ることはいない。ただし、導入科目群科目及び監査法人インターンシップ、企業インターンシップは含めないものとする。

- 第1年次 32単位
- 第2年次 32単位

4 進級制度

- 1年次終了時において、1年次配当の基本科目群科目6単位以上を含む16単位以上修得できていなければ、2年次配当科目の履修を認めない。

（趣旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第21条第2項の規定に基づき、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員）をもって構成する。

（研究科長）

第3条 教授会は、選挙によって研究科長を選出する。

2 研究科長選挙に関する規程は、別にこれを定める。

3 研究科長は、副研究科長を教授会に推薦する。

（招集及び運営）

第4条 研究科長は、教授会を招集し、議長となる。研究科長に支障があるときは、副研究科長がその任務を代行する。

2 定例教授会は、原則として休業期間中を除き、月2回開催とする。

3 臨時教授会は、研究科長が必要と認めたとき、随時これを開催することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、研究科長は、速やかに教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第5条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、構成員の員数から除外する。

2 前項の規定にかかわらず、特別任用教育職員は、次条第1号から第9号までに掲げる事項を審議するときは、成立要件を満たす員数から除くとともに、議決権を有しないものとする。

3 教授会は、第9条の場合を除き、原則として、出席者の過半数の同意をもって議決する。

4 研究科長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員に退席を求めることができる。

（議決事項）

第6条 教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議する。

（1）研究科長の選出

（2）副研究科長の承認

（3）学長の承認

（4）会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項

（5）会計研究科特別任用教育職員の任用

（6）全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出

（7）学則に関する事項

（8）入学試験に関する事項

（9）会計研究科学則に関する事項

（10）教育課程に関する事項

（11）学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項

（12）学生の試験に関する事項

（13）自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

（14）その他教育・研究に関する事項

（人事）

第7条 任用人事及び昇任人事に関する教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上の者、助教の人事には助教以上の者をもって構成する。

2 前条第4号及び第5号の人事に関する教授会についての規定は、別に定める。

（議事録）

第8条 研究科長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定めるものとする。

（学籍番号）

第2条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

（学生証）

第3条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

（学生証の再交付）

第4条 学生証を紛失又は汚損したときは、学部・大学院事務グループに届け出て、再交付を受けることができる。

（学生証の返還）

第5条 学生証は、課程修了、退学及び除籍又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

（届出事項の変更）

第6条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第1節 休学

（休学手続）

第7条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第1項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、第9条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

（休学期間）

第8条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）

第9条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに第7条第1項に規定する手続を行わなければならない。

（休学の可能期間）

第10条 休学できる期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休学を許可しない。

（休学期間と在学年数）

第11条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

（休学者の学費）

第12条 学則第30条第2項の規定に基づき、休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

（1）春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（2）秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（3）前2号いずれにも該当しないときは、当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手続期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第21条 学則第51条第3項に規定する者は、同条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 第18条又は第19条により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるとときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除籍

(除籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納

学費を納入しない限り、学則第34条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入猶予期間及び学費は、学費規程に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条、第14条、第24条及び第32条の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第62条の2第2項の規定に基づき、関西大学大学院外国人研究生（以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(外国人研究生)

第2条 関西大学大学院（以下「本大学院」という。）の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人があるときは、当該研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生として入学を認めることができる。

(出願資格)

第3条 外国人研究生として入学を志願することができる者は、研究科が定める日本語能力を有しており、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者（修了見込みの者を含む。）

(2) 関西大学大学院学則第46条第1項第6号に規定する者

(3) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）

(4) 当該研究科が前3号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。）

(選考)

第4条 外国人研究生として入学を志願する者は、所定の書類を提出し、選考を受けなければならない。

2 選考時期、方法等については、別に定める。

3 選考料は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める。

(学費等)

第5条 外国人研究生として入学を許可された者は、学費規程に定める学費等を納入しなければならない。

2 納入した学費等は、返還しない。

(入学の時期)

第6条 外国人研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 外国人研究生の在学期間は、1年間とする。ただし、研究科は、研究科委員会の議を経て、期間の延長を認めることができる。

(指導教員)

第8条 研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生の指導教員を定める。

(受講科目)

第9条 外国人研究生は、学期毎に指導教員が担当する演習科目又はこれに準ずる科目1科目（関係学部又は当該研究科）を受講するとともに、次の科目を受講することができる。

(1) 各研究科が定める学部が開講する日本語科目のうち2科目

(2) 講義科目5科目まで（関係学部又は当該研究科）

2 前項の規定にかかわらず、指導教員が認めた場合、外国人研究生は、前項第1号の日本語科目に代えて第2号の講義科目を7科目まで受講することができる。

3 前2項の場合において、単位認定は行わない。ただし、研究科が指定した科目を履修し、試験に合格し、本大学院に入学した場合、原則として4単位、研究科により6単位まで入学前既修得単位として認定することができる。

第9条の2 外国人研究生は、受講した授業科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(図書閲覧等)

第10条 外国人研究生は、図書閲覧等について、博士課程前期課程の学生に準じた便宜を受けることができる。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則
この規程（改正）は、2021年4月1日から施行し、2020年度以前入学生にも適用する。

○関西大学大学院聴講生取扱規程

平成30年1月18日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第73条第3項及び関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)学則第41条の2第2項の規定に基づき、聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 聴講生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 4年制大学を卒業した者

(2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると志望する研究科が認める者

(出願手続及び選考)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程(以下「学費規程」という。)に定める選考料を添えて、別に定める出願書類を所定の期日までに志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 聴講生は、当該研究科において選考の上、許可する。

3 聴講生の選考方法は、原則として書類審査とする。ただし、研究科によっては口頭試問を行うことができる。

(履修許可科目)

第4条 聴講生として履修を許可する授業科目は、各研究科の定めるところによる。

(就学手続)

第5条 聴講生として許可された者は、所定の期日までに学費規程に定める聴講料を納入しなければならない。

(就学取消し)

第6条 所定の期日までに聴講料を納入しない者は、許可を取り消す。

2 既に納入した聴講料その他は、返還しない。

(就学期間)

第7条 聴講生の就学期間は、学期の始めから終わりまでとする。

2 引き続き聴講生を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(試験及び単位)

第8条 聴講生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した場合は、願い出により証明書を交付する。

(受講生証)

第9条 聴講生に、聴講生であることを証明する受講生証を交付する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

○関西大学大学院科目等履修生取扱規程

平成7年2月24日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第73条の2第3項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第42条第2項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第42条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 4年制大学を卒業した者

(2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると志望する研究科が認める者

(出願手続及び選考)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める選考料を添えて、別に定める出願書類を所定の期日までに志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 科目等履修生は、当該研究科において選考の上、許可する。

3 科目等履修生の選考方法は、原則として書類審査とする。ただし、研究科によっては口頭試問を行うことができる。

(履修許可科目)

第4条 科目等履修生として履修を許可する授業科目は、各研究科の定めるところによる。

(就学手続)

第5条 科目等履修生として許可された者は、所定の期日までに学費規程に定める登録料及び科目等履修料を納入しなければならない。

(就学取消し)

第6条 所定の期日までに科目等履修料等を納入しない者は、許可を取り消す。

2 既に納入した科目等履修料等は、返還しない。

(就学期間)

第7条 科目等履修生の就学期間は、学期の始めから終わりまでとする。

2 引き続き科目等履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(試験及び単位)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生に、科目等履修生であることを証明する受講生証を交付する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西大学大学院学則第 80 条第 3 項の規定により、関西大学（以下「本大学」という。）大学院学生の外国留学について必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第 2 条 この規程において「留学」とは、本大学との間に協定を締結している外国の大学又は大学院（以下「協定大学」という。）又は研究科委員会が認定した外国の大学又は大学院等への留学をいう。

(外国の大学又は大学院)

第 3 条 外国の大学又は大学院とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学の出願資格)

第 4 条 留学を希望する者は、留学する時点で本大学に 1 学期以上在学し、前学期末までに当該研究科委員会が定める単位を修得しておかなければならない。ただし、博士課程後期課程に在学する者は、この限りでない。

(派遣留学の決定)

第 5 条 本大学大学院が協定大学への留学を希望する者を選考の上、留学させるときは、当該研究科委員会が決定する。（以下「派遣留学」という。）

(認定留学の許可)

第 6 条 前条に定めるほか、留学を希望する者があるときは、留学願により当該研究科委員会が許可する。（以下「認定留学」という。）

(認定留学の種類)

第 7 条 認定留学は、留学の目的及び対象により、次に定めるとおりとする。

- (1) 外国の大学院において所属研究科に關係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）ことを主たる目的とする留学
- (2) 大学附属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学

(留学の期間)

第 8 条 留学期間は、原則として 1 学期間又は 2 学期間とする。ただし、教育・研究上必要と認められる場合は、留学期間を延長することができる。

2 留学期間の延長は、当該研究科委員会が許可する。ただし、延長する期間の留学は、認定留学とする。

3 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の 3 カ月前までに、所定の留学期間延長願を国際部を通じて当該研究科長に提出しなければならない。

4 留学期間の始期は 4 月 1 日又は 9 月 21 日、終期は 9 月 20 日又は 3 月 31 日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合は、いずれかの日に読み替えることとする。

5 前項の留学期間の読替えは、当該研究科委員会が行う。

(履修届の特別措置)

第 9 条 留学する学年度に提出した履修届は、その留学期間終了後の学年度に継続させることができる。

2 前項の規定による継続を希望する者は、帰国後、所定の期日までに履修継続願を指導教員の承認を得た上、当該研究科長に提出し、当該研究科委員会の承認を得なければならない。

3 留学した学年度の春学期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該研究科委員会がその措置を決定する。

(単位の認定)

第 10 条 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、単位認定願により当該研究科委員会が行う。

2 当該研究科委員会は、単位の認定のため必要がある場合は、単位認定願による審査のほか、面接試験又は学力試験を行うことができる。

(留学の取消し又は期間短縮)

第11条 留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該研究科委員会は留学を取り消し、又は留学期間を短縮することができる。

- (1) 留学先において成業の見込みがない者
- (2) 本大学大学院の学費等の納入を怠った者
- (3) 留学生としてふさわしくない行為を行った者
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(留学に対する助成)

第12条 留学に対する助成については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程(改正)は、平成16年4月1日から施行する。

2 第8条の規定は、第3項の「春学期」を「前期」と読み替えて平成14年度以前入学生に適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成20年5月22日から施行し、平成20年度秋学期に留学する学生から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

(派遣留学生の募集及び選考)

- 第 1 条 派遣留学生の募集及び選考は、国際部が立案し、実施する。
- 2 選考は、書類審査及び面接試験（外国語試験を含む。）による。
- 3 国際部は、選考した派遣留学候補者を当該研究科委員会に報告する。
- 4 当該研究科委員会は、派遣留学生を決定し、学長に推薦する。
- 5 学長は、派遣留学生を派遣先に通知し、受入れの応諾を得て派遣する。

(留学の手続)

- 第 2 条 派遣留学を希望する者は、指導教員の承認を得た上、留学願を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。
- 2 認定留学を希望する者は、留学願に原則として履修する授業科目及び当該科目を開設する大学又は大学院の概要に関する資料を添付し、指導教員の承認を得た上、国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。
- 3 派遣留学生及び認定留学生は、当該研究科委員会が指定する留学の準備及び必要な手続を行わなければならない。

(出国準備)

- 第 3 条 派遣留学生は、国際部が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続を行わなければならない。

(学習状況報告書)

- 第 4 条 派遣留学生及び認定留学生は、留学期間中、3 カ月ごとに所定の学習状況報告書を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

(帰国届の提出)

- 第 5 条 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届及び単位認定願を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。
- 2 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

(学費の取扱い)

- 第 6 条 留学中の学費の取扱いは、次に定めるとおりとする。
- (1) 派遣留学生に対しては、留学する大学又は大学院に納入すべき学費等を本学が負担する。
- (2) 認定留学生に対しては、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）の定めにより派遣学期の授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに認定留学在籍料を本学に納入するものとし、その額は学費規程に定める。

附 則

この施行細則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成元年10月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成20年 5 月 22 日から施行し、平成20年度秋学期に留学する学生から適用する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、2019年10月 1 日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条及び関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、関西大学（以下「本学」という。）に在籍する学部学生、大学院学生、留学生別科の学生及び科目等履修生等をいう。

2 この規程において「学部等」とは、学部及び研究科をいう。

3 この規程において「学部長等」とは、学部長及び研究科長をいう。

4 この規程において「教授会等」とは、学部、法務研究科及び会計研究科の教授会並びに研究科委員会をいう。

5 前3項の規定にかかわらず、関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を「留学生別科」と、「学部長等」を「国際教育センター長」と、「教授会等」を「国際教育センター委員会」と読み替える。

第2章 懲戒事由及び懲戒処分の種類

(懲戒事由)

第3条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生の本分に反する行為をなした者（以下「処分対象者」という。）について行うことができる。

(1) 犯罪行為

(2) 著しく人権を侵害する行為

(3) 本学の規程に反する行為

(4) その他著しく社会的に非難されるべき行為

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責 大学の教育的意思表示として書面により戒めるもの

(2) 停学 登校を停止し、自宅での謹慎を命じるもの

(3) 退学 本学学生としての身分を剥奪するもの

(譴責)

第5条 譴責は、学部長等が行う。

(停学)

第6条 停学は、無期停学又は6カ月未満の有期停学とする。

2 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が2カ月未満の短期の場合は、この間の教育指導に基づき修業年限に算入することができる。

3 停学期間の開始日は、教授会等が決定した日とする。

4 停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めたときは、この限りでない。

5 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めるときは、学長と協議の上、教授会等の議を経て、処分を解除できる。

6 無期停学の解除は、処分の開始日から6カ月以上経過しなければ行うことができない。

(退学)

第7条 退学は、関西大学学則第41条、関西大学大学院学則第85条第3項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条第3項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第3項及び関西大学留学生別科第27条に掲げる者について行う。

2 学部長等は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまでこの申出を受理してはならない。

3 懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合でも、懲戒処分の内容が退学であったときは、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条第2項、関西大学法務研究科

(法科大学院) 学則第51条第2項、関西大学大学院会計研究科(専門職大学院) 学則第51条第2項及び関西大学留学生別科規程第26条の規定による退学とし、本学の全ての学部等への再入学を認めないものとする。

(謹慎の措置)

第8条 学部長等は、学生の行為が明らかに懲戒処分に該当すると判断した場合は、懲戒処分決定前に、2カ月を超えない範囲で、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

2 前項の謹慎期間中は、第6条第4項の規定を準用する。

3 謹慎期間は、停学期間に算入することができるものとする。

第3章 懲戒処分手続

(懲戒処分手続)

第9条 学部長等は、懲戒事由に当たる行為があったことを知り得たときは、遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合は、学長と協議の上、次項に従って、懲戒処分手続を選択する。

2 懲戒処分手続は、単独の学部等の学生が関与する懲戒処分対象行為については、当該学生の所属学部等の教授会等が事案を調査の上、審議、決定し、複数の学部等の学生が関与している事案については、第11条の懲戒調査委員会が事案を調査し、処分に理由及び必要性があると判断した場合には、処分内容を提案し、その後、関係学部等の教授会等において処分を審議、決定する。

3 学部等における事実確認、事情聴取に基づく懲戒対象行為の認定手続は、当該学部等で定める手続に従い、学部長等の責任において適正に行う。

4 学部等が懲戒対象行為に関する事実認定及び事情聴取を行うに当たっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束、長期の旅行その他の事由により口頭による弁明ができないときは、文書をもって代えることができる。

5 調査に際し、学生に事情聴取を行う場合は、学生の要請があれば、学生を補佐する教員等を同席させることができる。

6 第3条に定める懲戒事由のうちハラスメントに該当する懲戒処分手続に係る事実関係の調査等は、関西大学ハラスメント防止に関する規程に定める手続によるものとする。

(逮捕・勾留された場合等の処分手続)

第10条 学部長等は、次の各号のいずれかに当たり、迅速な処分が必要と判断される場合には、事情聴取の手続を経ずに、懲戒処分手続を進めることができる。

(1) 学生が逮捕・勾留され、学生の身柄拘束が長期に及び接見不可能な場合

(2) 学生が逃走中又は所在不明の場合

(3) 被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合

第4章 複数の学部等に係る処分手続

(懲戒調査委員会の設置)

第11条 複数の学部等の学生が関与している懲戒対象行為については、当該学部長等からの要請により、学長は、速やかに懲戒調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 副学長のうち1名

(2) 学生センター所長

(3) 学長が指名する教育職員5名(両性で構成する。)

3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 委員に欠員が生じたときは、学長は、速やかに後任の委員を補充しなければならない。

5 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

6 委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は5名以上の委員の賛同をもって決する。

7 委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得た上で、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会は、懲戒事由に該当する行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、1カ月以内に調査を完了し、その調査内容を処分の提案を添えて学長に文書で報告しなければならない。ただし、特段の事由が生じた場合は、更に1カ月延長することができる。

9 その他懲戒処分手続については、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「学部等」は「委員会」に読み替える。

(懲戒処分決定)

第12条 学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、直ちに当該学部長等に、報告書を添付の上、文書で伝達するものとする。

- 2 学長からの伝達を受けた学部長等は、委員会から必要な資料を引き継いだ上、教授会等における審議に付し、教授会等は、報告書に基づき、懲戒処分を決定する。この場合において、学部等の教授会等における審議の際には、第9条第4項及び第5項の手続を省略することができる。

第5章 不服申立手続

(不服申立手続)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立書には、不服理由を記載して、処分をした教授会等に提出する。
- 3 教授会等は、処分の理由を示す資料、教授会議事録とともに、不服申立書を不服審査委員会に送付する。
- 4 不服審査委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 副学長(第11条第2項第1号に規定する副学長を除く。)
- (2) 学長が指名する弁護士1名
- (3) 学長が指名する教育職員で、懲戒処分を受けた学生の所属する学部等に属しない者2名(両性で構成する。)
- 5 不服審査委員会は副学長が委員長を務め、議事は多数決で決する。
- 6 不服審査委員会は、教授会等から提出された資料のほか、必要に応じ事実を調査することができる。
- 7 不服申立てをした学生は、自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。ただし、本人が出席できないなど特別の事情がある場合は、代理人をたてることができる。
- 8 不服審査委員会は、処分を相当とする場合は、不服申立てを却下し、処分が相当でないとする場合は処分を取り消し、又は変更する。この場合において、不服審査委員会は、懲戒処分を重く変更することができない。
- 9 前項の決定は、不服申立人に通知したときに効力を生じる。

第6章 処分の通知及び告示

(懲戒処分の通知及び告示)

第14条 学部長等は、懲戒処分を決定したときは、原則として、懲戒の原因たる事実、決定された処分の内容及びその理由を記載した文書を作成し、被処分者に通知し、これを告示する。

- 2 成績証明書その他の学生の修学状況に関する文書には、原則として懲戒処分を受けた旨の記載は行わないものとする。

第7章 守秘義務

(守秘義務)

第15条 懲戒処分手続に関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第8章 雑則

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、学部等に関しては学部・大学院事務グループ、高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパス事務室及び国際プラザグループが、委員会及び不服審査委員会に関しては学長課が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月 1 日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月 1 日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年 4 月 1 日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関西大学（以下「法人」という。）が設置する各学校の学費（幼稚園においては保育費）及びその他の納付金について必要な事項を定めるものとする。（学費及び保育費）

第2条 大学における学費とは、入学金、授業料、休学在籍料、認定留学在籍料、研修料、聴講料、科目等履修料、外国人研究生研究料及び研修員研究料をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校における学費とは、入学金、授業料及び施設費をいう。

3 幼稚園における保育費とは、入園料及び保育料をいう。

(その他の納付金)

第3条 大学におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

3 幼稚園におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

(学費等の返還)

第4条 既に納入した学費及び手数料は、返還しない。

2 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第2章 大学

(学費等の金額)

第5条 学費の金額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定め、別表第1の1、別表第2の1及び別表第3の1に定める学費は1学期を単位とする。

2 編・転入学生の学費は、別表第1に基づき、編・転入学する年度の編・転入学する相当年次の学費を適用し、編・転入学後、4年次を超えて在籍する者は、4年次の学費を適用する。ただし、入学金については、編・転入学する年度の入学金を適用し、関西大学（以下「本学」という。）在学生の転入学に係る入学金は、徴収しない。

3 手数料の金額は、別表第6に定める。

(納入期日)

第6条 別表第1の1、2又は3、別表第2の1、2又は3及び別表第3の1又は2に定める学費は、該当学期の学費を次の期日までに納入しなければならない。ただし、別表第1の1、別表第2の1及び別表第3の1に定める学費は、春学期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。

春学期分 5月31日

秋学期分 10月31日

2 新入学生（編・転入学生を含む。）の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

(延納)

第7条 前条第1項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の期日までに延納の手続をしなければならない。ただし、別表第1の2又は3、別表第2の2又は3及び別表第3の2に定める学費を納入する者は、延納することができない。

2 延納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分 6月30日

秋学期分 11月30日

(分納)

第8条 第6条第1項による学費の納入ができない者は、所定の期日までに分納の手続をしなければならない。ただし、第15条に規定する修業年限を超えた者並びに別表第1の2

又は3、別表第2の2又は3及び別表第3の2に定める学費を納入する者は、分納することができない。

2 分納の金額は、別に定める。

3 分納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分	第1回	第2回
	5月31日	6月30日
秋学期分	第1回	第2回
	10月31日	11月30日

4 分納の手続を行った者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の手続を取り消す。

(学費を滞納した者)

第9条 所定の期日までに別表第1の1、2又は3、別表第2の1、2又は3及び別表第3の1又は2に定める学費を納入しなかった者は、指定された納入期日までに、滞納学費を納入しなければならない。

2 前項の指定された納入期日とは、次のとおりとする。

春学期分 7月30日

秋学期分 翌年1月30日

3 前項に規定する納入期日までに滞納学費を納入しなかった者は、関西大学学則第46条、関西大学大学院学則第65条若しくは関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第34条若しくは関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第34条又は関西大学留学生別科規程第24条の規定により除籍となる。

(復籍者の学費等)

第10条 復籍を許可された者は、許可された日から春学期の場合は3月31日、秋学期の場合は9月20日までに別表第6の2に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(復学者の学費)

第11条 復学を許可された者は、復学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費等)

第12条 再入学を許可された者は、許可された日から春学期の場合は3月31日、秋学期の場合は9月20日までに別表第6の2に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(休学者の学費)

第13条 次の期日までに休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第1の2、別表第2の2又は別表第3の2に定める学費を納入しなければならない。

春学期 5月31日

秋学期 10月31日

2 前項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第1の1、別表第2の1又は別表第3の1に定める当該学期の学費を納入しなければならない。

(認定留学生の学費)

第13条の2 関西大学学部学生留学規程第8条及び関西大学大学院学生留学規程第8条に規定する学期に派遣する認定留学生の学費は、授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに別表第1の3又は別表第2の3に定める認定留学在籍料を納入しなければならない。

第14条 削除

(修業年限を超えた者の学費)

第15条 大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため在学するときの1学期の学費は、前期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費（ただし、修業年限が1年又は3年である者については、修業年限が2年である者に適用していた学費）の半額とし、後期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費の4分の1の額とする。

2 前項に該当する者が、当該期間に交換派遣留学するときの1学期の学費は、同項の規定にかかわらず、修業年限の最終学期に適用していた学費の額とする。

第15条の2 削除

(在学期間を短縮して卒業又は修了する者の学費)

第15条の3 関西大学学則第26条の2又は関西大学大学院学則第24条若しくは第25条に基づき、在学期間を短縮して卒業又は修了する場合、卒業又は修了してから修業年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。

(委託生)

第16条 委託生の資格検定料は、入学検定料の金額と同額とし、学費は、授業料とする。

2 授業料の金額は、次条に規定する聴講料相当額とする。ただし、実験実習を伴う科目を履修するときの授業料は、その都度定める。

3 授業料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(聴講生)

第17条 聴講生の選考料の金額は別表第6の1に、聴講料の金額は別表第1の4及び別表第2の4に定める。

2 春学期及び秋学期を通して開講する科目(以下「通年科目」という。)の聴講料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの聴講料も同様とする。

3 聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(科目等履修生)

第17条の2 科目等履修生の選考料の金額は別表第6の1に、登録料の金額は別表第6の2に、科目等履修料の金額は別表第1の5及び別表第2の5に定める。

2 通年科目の科目等履修料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの科目等履修料も同様とする。

3 科目等履修料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

4 1学年度に2種類以上の登録をした場合は、重複する登録料を免除する。

(私学研修員)

第17条の3 私学研修員研究料の金額は、別表第1の6に定める。

(大学院の研修生、委託学生及び交流研究生)

第18条 大学院における研修生、委託学生及び交流研究生の選考料の金額は、別表第6の1に、研修生の研修料並びに委託学生及び交流研究生の聴講料の金額は、別表第2の4に定める。

2 前項に規定する者が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、別表第2の4に定める所定の金額を納入しなければならない。

3 研修料及び聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

4 研修生は、連続する2学期について、学期を改め継続手続を行う場合(春学期から秋学期に移るときの秋学期又は秋学期から春学期に移るときの春学期)に限り選考料を免除する。

(外国人留学生)

第19条 外国人留学生の学費は、第5条の規定を適用する。

(外国人研究生)

第19条の2 外国人研究生の選考料の金額は、別表第6の1に、外国人研究生研究料の金額は、別表第2の4に定める。

2 通年科目の外国人研究生研究料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの外国人研究生研究料も同様とする。

3 第1項に規定する者が実験実習を伴う科目を受講するときは、別表第2の4に定める所定の金額を納入しなければならない。

4 外国人研究生研究料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

5 関西大学大学院外国人研究生規程第7条に該当する者は、選考料を免除する。

第3章 高等学校、中学校及び小学校

(学費等の金額)

第20条 学費の金額は、別表第4に定める。

2 転入学生の学費は、別表第4に基づき、転入学する年度の転入学する相当学年の学費を適用する。ただし、入学金については、転入学する年度の入学金を適用する。

3 高等部においては、別表第4に定める学費のうち、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は半額に減免する。

4 手数料の金額は、別表第7に定める。

(納入期日)

第21条 学費は、関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校については毎年5回に分け、4月、6月、9月、11月及び翌年1月の各月末日までに、関西大学高等部、関西大学中部及び関西大学初等部については毎年4回に分け、4月、7月、10月及び翌年1月の各月末日までに納入しなければならない。

2 新入学生（転入学生を含む。）の入学金は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

(督促)

第22条 学費の納入を怠った者に対しては、保護者又は保証人に督促するものとする。

2 前項の督促後2週間以内に納入しないときは、除籍することがある。

(休学中の学費)

第23条 休学中の学費は、徴収しない。

(復学及び再入学者の学費)

第24条 復学及び再入学する者の学費は、復学及び再入学をした年度の学費とする。

2 再入学を許可された者は、許可された日から再入学する学期の前学期の末日までに別表第7の3に定める再入学金を納入しなければならない。

3 再入学を許可された者は、別表第4に定める学費のうち、再入学する学期の開始月以降の学費を納入しなければならない。

第4章 幼稚園

(保育費等の金額)

第25条 保育費の金額は、別表第5に定める。

2 手数料の金額は、別表第8に定める。

(納入期日)

第26条 保育費は、毎年12回に分け、4月から翌年3月までの各月末日までに納入しなければならない。ただし、4月分及び3月分の納入期日については、別に定める。

2 新入園児の入園料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

第5章 補則

(学費の取扱特例)

第27条 法人の設置する大学の学部を卒業して他学部又は同学部他学科へ編入学する者は、入学金を半額とする。

2 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院学則第46条第1項第11号に規定する者が、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）へ進学する場合は、入学金を徴収しない。

3 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第26条第11号に規定する者が、法務研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。

4 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第26条第11号に規定する者が、会計研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。

5 法人の設置する大学の留学生別科を修了した者が学部若しくは大学院へ進学する場合又は留学生別科に在学する学生が修了を待たずに引き続き学部若しくは大学院へ進学する場合は、入学金を半額とする。

6 法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を200,000円とする。

第27条の2 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、別表第1の1に定める。

2 法務研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、別表第2の1に定める。

3 会計研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単

位以内であるときの1学期の学費は、別表第2の1に定める。

(再入学金の取扱特例)

第28条 本学の大学院において、所定の期間在学して所定の単位を修得した者が退学し、学位論文提出のため再入学するときは、再入学金を免除する。

(別に定める手数料等)

第29条 この規程に定める以外の手数料等については、別に定める。

第30条 削除

(高等学校における授業料及び施設費の減免措置)

第31条 高等学校において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に基づき、授業料及び施設費を減免する場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

2 削 除

3 この規程施行の日をもって、学費納入規程はこれを廃止する。

附 則

この規程(改正)は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和51年4月1日から施行し、検定料については、昭和51年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和52年4月1日から施行し、検定料については、昭和52年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和53年4月1日から施行し、検定料については、昭和53年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和54年4月1日から施行し、第5条第2項別表3の検定料のうち学部の規定は、昭和54年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和57年4月1日から施行し、第5条第2項別表3の入学検定料のうち学部の規定及び第18条第2項別表5の入学検定料の規定は、昭和57年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和59年4月1日から施行し、第5条第2項別表3の入学検定料のうち学部の規定は、昭和59年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和61年4月1日から施行し、入園検定料については、昭和61年度入園志願者から適用する。

附 則

この規程(改正)は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和63年4月1日から施行し、第5条第2項別表3の(1)の入学検定料のうち学部の規定は、昭和63年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成元年7月14日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成5年4月1日から施行し、第5条第2項別表3の入学検定料のうち学部の規定及び第20条第2項別表5の入学検定料の規定は平成5年度入学志願者から、第5条第2項別表3の転部料及び第17条第1項別表3の選考料の規定は平成5年度転部及び聴講出願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年4月1日から施行し、第5条第2項別表第3の(1)の選考料のうち科目等履修生については平成6年度手続者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成7年4月1日から施行し、第5条第2項別表第3の(1)の選考料のうち外国人研究生及び大学院の科目等履修生については平成7年度手続者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成8年4月1日から施行し、第27条第1項第3号については平成8年度入学者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成8年7月18日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成10年10月15日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成11年5月7日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年7月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学者から適用する。ただし、第9条第2項の規定については、総合情報学部における平成13年度以前の入学者にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条第2項に規定する入学金のうち、学部（第1部・第2部）に編・転入学する者の入学金については、第1部は当該年度の昼間主の入学金を適用し、第2部は当該年度の昼間主の入学金の半額を適用する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

2 学部において、平成14年度入学者が第13条第1項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された場合は、別表第1の2に定める学費を適用する。

3 学部（第1部・第2部）において、平成13年度以前の入学者の相当年次に編・転入学する者が休学する場合は、第13条の規定にかかわらず、学費を徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行し、第5条第3項別表第5の学部における大学入試センター試験利用に伴う入学検定料の規定は、平成16年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行し、第5条第3項別表第5の学部における入学検定料の規定は、平成17年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行し、第27条第2項及び第3項については平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行し、第5条第3項別表第5の学部における入学検定料の規定は、平成18年度入学志願者から、第27条第2項及び第4項については平成18年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行し、第5条第3項別表第5の学部における入学検定料の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行し、第27条の3については、平成18年度以前の工学部入学者にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行し、第5条第3項別表第5の学部における入学検定料の規定は、平成20年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行し、関西大学北陽高等学校の平成19年度及び平成18年度入学生の学費については、次の表により徴収する。

平成19～18年度入学生学費						単位 円
区分	4 月	6 月	8 月	10月	12月	計
種別						
授業料	85,000	127,500	85,000	85,000	127,500	510,000

附 則

この規程（改正）は、平成20年5月22日から施行し、認定留学生の学費に関する規定については、平成20年度秋学期から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年9月21日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行し、第27条第2項及び第5項については平成21年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成21年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成21年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年5月15日から施行し、平成21年度春学期試験から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年5月22日から施行し、平成22年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行し、第20条第2項別表第6の高等学校及び中学校並びに別表第7の小学校における入学検定料の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成22年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成22年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年6月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成23年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成23年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年5月25日から施行し、平成24年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行し、第5条第4項別表第6の留学生別科における入学検定料の規定は、平成24年度入学志願者から適用する。
- 2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成24年度又は平成25年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成24年度又は平成25年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年2月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行し、第27条第6項については平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行し、平成26年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成26年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行し、平成27年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行し、第20条第3項の規定については、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年10月30日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成27年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

2 本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成28年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。

附 則

1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行し、平成29年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行し、第27条の2第1項については、平成28年度入学生から適用する。

2 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の平成27年度以前入学生が、修業年限を超えて在学するときは、別表第1の1に定める当該学期の実験実習料を徴収しない。

附 則

この規程（改正）は、平成28年5月30日から施行し、平成29年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この規程（改正）は、2017年4月1日から施行し、第27条の2第2項から第4項については、2017年度入学生から適用する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前の学部入学生並びに平成28年度以前の大学院入学生及び留学生別科入学生の学費は、なお従前の例による。

- 3 本学の修士課程又は前期課程を修了し、2017年度又は2018年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。
- 4 法務研究科の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が4年である者が、修業年限を超えて在学する場合の1学期の授業料は、修業年限が3年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。
- 5 会計研究科の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が3年である者が、修業年限を超えて在学する場合の1学期の授業料は、修業年限が2年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。
- 6 心理学研究科心理臨床学専攻の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料の半額とする。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行し、2020年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行し、2021年度入学志願者から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。

別表第1 大学(学部)学費

1 入学金・授業料 (第5条、第6条、第9条、第13条、第27条の2関係)

2023年度											
2023年度入学生 大学(学部)学費								単位 円			
学部別	種 別	年 次	1年次		2年次		3年次		4年次		
		春学期入学	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき	
法・文 (総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修外) ・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000		
文学部 (総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000		
文学部 (総合人文学科心理学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000		
政策創造学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000		
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500		
人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000		
総合情報・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000		
システム理工・環境都市工学・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000		

2022 年度										
2022 年度入学生 大学(学部)学費		単位 円								
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度以降	
		秋学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
			2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法・文 (総合人文学 科初等 教 育学専 修 及び心 理 学専修 以 外)・ 経済・ 商・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
文学部 (総合人文学 科初等 教 育学専 修 のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	
文学部 (総合人文学 科心理 学 専修の み)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000	
政策創造 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	
人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	
総合情報・ 社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	

備考

システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、762,000 円とする。

2021 年度									
2021 年度入学生 大学(学部)学費						単位 円			
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次
		春学期入学	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度以降
		秋学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
			2021 年度	2022 年度		2023 年度		2024 年度	
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法・文 (総合人文学 科初等教育 学専修及び 心理学専修 以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部 (総合人文学 科初等教育 学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部 (総合人文学 科心理学専 修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報 ・ 社会安全 学 部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、762,000 円とする。

2020 年度										
2020 年度入学生 大学(学部)学費								単位 円		
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度以降	
		秋学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
			2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度 以 降 1 学期につ き
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
法・文 (総合人文学 科初等教育 学専修及び 心理学専修 以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
文学部 (総合人文学 科初等教育 学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	
文学部 (総合人文学 科心理学専 修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000	
政策創造学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	
人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	
総合情報 ・ 社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、762,000 円とする。

2019 年度									
2019 年度入学生 大学(学部)学費						単位 円			
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次
		春学期入学	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	2023 年度以降
									1 学期につき
法・文 (総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000
経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
文学部 (総合人文学科心理学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	510,000	510,000	515,000	515,000	515,000	515,000
政策創造学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	608,000	608,000	673,500	673,500	673,500	673,500	673,500	673,500
人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	535,000	535,000	535,000	535,000	535,000	535,000
総合情報・社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	631,000	631,000	696,000	696,000	696,000	696,000	696,000	696,000
システム理工・環境都市工学・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	726,500	726,500	792,000	792,000	792,000	792,000	792,000	792,000

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、742,000 円とする。

2018 年度

2018 年度入学生 大学(学部)学費							単位 円			
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度以降	
		秋学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2018 年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度 以 降	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 ・ 文 (総合人文学 科初等教育 学専修及び 心理学専修 以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	
文学部 (総合人文学 科初等教育 学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
文学部 (総合人文学 科心理学専 修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000	495,000	
政策創造 ・ 人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000	645,000	
総合情報 ・ 社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	

2017 年度

2017 年度入学生 大学(学部) 学費								単位 円		
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2017 年度	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度 以 降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法・文 (総合人文学 科初等教育 学専修及び 心理学専修 以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	
文学部 (総合人文学 科初等教育 学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
文学部 (総合人文学 科心理学専 修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000	495,000	
政策創造 ・ 人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000	645,000	
総合情報 ・ 社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、728,500円とする。

2016 年度

2016年度入学生 大学(学部) 学費		単位 円							
学部別	種 別	年 次	1年次		2年次		3年次		4年次
		春学期入学	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2016年度	2017年度		2018年度		2019年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	2020年度 以 降 1学期に つき
法 ・ 文 (総合人文学 科初等教育 学専修及び 心理学専修 以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
文学部 (総合人文学 科初等教育 学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部 (総合人文学 科心理学専 修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000
政策創造 ・ 人間健康 学 部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000
総合情報 ・ 社会安全学 部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—
	授業料		687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、728,500円とする。

2015 年度

2015 年度入学生 大学 (学部) 学費		単位 円							
学部別	種 別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	以降	1 学期につき	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 ・ 文 (総合人文学科初等 教育学専修以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料 (文学部総合人文学科 心理学専修のみ)	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文 学 部 (総合人文学科初等 教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政策創造 ・ 人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
総合情報 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	132,000	132,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	177,000	177,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2014 年度

2014 年度入学生 大学 (学部) 学費		単位 円							
学部別	種 別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		2014 年度		2015 年度		2016 年度		2017 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 ・ 文 (総合人文学科初等 教育学専修以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料 (文学部総合人文学科 心理学専修のみ)	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文 学 部 (総合人文学科初等 教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政策創造 ・ 人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
総合情報 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	132,000	132,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	177,000	177,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2013 年度

2013 年度入学生 大学 (学部) 学費		単位 円							
学部別	種 別	年 次		1 年次		2 年次		3 年次	
		2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度以降	
		入学初学期		春学期		秋学期		2017 年度以降	
		2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法・文 (総合人文学科初等教育学専修以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	70,000	70,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料 (文学部総合人文学科心理学専修のみ)	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文 学 部 (総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	70,000	70,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政 策 創 造 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	70,000	70,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	430,000	430,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	130,000	130,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
人間健康 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	407,500	407,500	423,000	423,000	429,500	429,500
	教育充実費	83,500	83,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
総 合 情 報 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	112,000	112,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	472,500	472,500	492,500	492,500	502,500	502,500
	教育充実費	172,500	172,500	174,500	174,500	174,500	174,500	174,500	174,500
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学 部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	101,000	101,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2 休学在籍料 (第5条～第9条、第13条関係)

大学(学部) 学費	単位 円
1 学期につき	60,000

3 認定留学生在籍料 (第5条～第9条、第13条の2関係)

大学(学部) 学費	単位 円
1 学期につき	100,000

備考 入学初学期は適用しない。

4 聴講料 (第5条、第17条関係)

大学(学部) 学費	単位 円
1 期 1 科目につき	30,000

備考

- 1 期 1 科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 外国語・総合情報・社会安全学部は、聴講生制度を実施しない。

5 科目等履修料 (第5条、第17条の2関係)

大学(学部) 学費	単位 円
学部別	金額
法・文・経済・商・社会学部	1 期 1 科目につき 30,000
政策創造学部	1 期 1 科目につき 34,000
外国語学部	1 期 1 科目につき 38,000
人間健康学部	1 期 1 科目につき 35,000
総合情報・社会安全学部	1 期 1 科目につき 37,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	1 期 1 科目につき 42,000

備考

- 1 期 1 科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 政策創造・外国語・人間健康・社会安全・システム理工・環境都市工・化学生命工学部において「共通教養科目」「外国語科目」「教職に関する科目」を履修するときは、法・文・経済・商・社会学部の額と同額とする。
- 総合情報学部において「基礎科目」「共通教養科目」「外国語科目」「教職に関する科目」を履修するときは、法・文・経済・商・社会学部の額と同額とする。
- コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の80%とする。
- 実験、実習及び製図を伴う科目等履修料は、別に定める。

6 研修員研究料 (第5条、第17条の3関係)

種 別	区 分	金 額
研修員研究料	非実験系	大学院外国語 教育学研究科以外
		月額 12,000 円
	実験系	大学院外国語 教育学研究科
		月額 13,000 円
		情報系
		月額 14,000 円
		理工系
		月額 17,000 円

別表第2 大学(大学院)学費

1 入学金・授業料

(第5条、第6条、第9条、第13条、第27条、第27条の2関係)

2024年度

2024 年度入学生 大学(大学院)学費			単位 円			
研究科別	種 別	春学期入学 秋学期入学	2024 年度		2025 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2024 年度	2025 年度		2026 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
		法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2024年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)		単位 円							
研究科別	種 別	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2024年度	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2024 年度入学生 大学(大学院)学費		単位 円					
研究科別	種 別	春学期入学	2024 年度		2025 年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2024 年度	2025 年度		2026 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—		
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2024 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)						単位 円		
研究科別	種 別	春学期入学	2024 年度		2025 年度		2026 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	種 別	秋学期入学	2024 年度	2025 年度		2026 年度		2027 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2024 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)									単位 円	
研究科別	種 別	春学期入学	2024 年度		2025 年度		2026 年度		2027 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	種 別	秋学期入学	2024 年度	2025 年度		2026 年度		2027 年度		2028 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2024 年度入学生 大学(大学院)学費						単位 円				
研究科別	種別	区分	前期課程				後期課程			
			2024 年度		2025 年度以降		2024 年度		2025 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2024 年度	2025 年度		2026 年度 以 降	2024 年度	2025 年度		2026 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ガ バナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語 教 研 育学 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学 研 究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
心理学 研 究科 (心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—	
人間健康 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2024年度入学生 大学(大学院)学費(1年コース)		単位 円				
研究科別	種 別	区分	前期課程			
			2024 年度		2025 年度 以 降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	1 学期につき	
			秋学期入学	2024 年度	2025 年度以降	
				入学初学期	春学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	480,500	480,500	480,500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	534,500	534,500	534,500		

2024 年度入学生 大学(大学院)学費(3 年コース)		単位 円						
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2024 年度		2025 年度		2026 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2024 年度	2025 年度		2026 年度		2027 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 東アジア文化・ガ バナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500	
外国語 教 育学 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000	
心理学 研 究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500	
人 間 健 康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000	

2023 年度

2023 年度入学生 大学(大学院)学費			単位 円			
研究科別	種 別	春学期入学	2023 年度		2024 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
		法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—
授業料	605,000		605,000	680,000	680,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2023 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)							単位 円		
研究科別 種別	春学期入学	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度		2026 年度		2027 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2023 年度入学生 大学(大学院)学費			単位 円			
研究科別	種 別	春学期入学	2023 年度		2024 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2023 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)						単位 円	
研究科別 種別	春学期入学	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度		2026 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2023 年度入学生 人学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)								単位 円	
研究科別 種別	春学期入学	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度		2026 年度		2027 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2023 年度入学生 大学(大学院)学費						単位 円				
研究科別	種別	区分	前期課程				後期課程			
			2023 年度		2024 年度以降		2023 年度		2024 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2023 年度	2024 年度度		2025 年度 以 降	2023 年度	2024 年度		2025 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ガ バナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語 教 育学 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学 研 究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
心理学 研 究科 (心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—	
人間健康 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2023 年度入学生 大学(大学院)学費(1 年コース)		単位 円				
研究科別	種 別	区分	前期課程			
			2023 年度		2024 年度 以 降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	1 学期につき	
			秋学期入学	2023 年度	2024 年度以降	
				入学初学期	春学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	480,500	480,500	480,500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	534,500	534,500	534,500		

2023 年度入学生 大学(大学院)学費(3 年コース)		単位 円						
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2023 年度		2024 年度		2025 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2023 年度	2024 年度		2025 年度		2026 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500	
外国語 教 育学 研 究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000	
心理学 研 究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500	
人 間 健 康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000	

2022 年度

2022 年度入学生 大学(大学院) 学費						単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		605,000	605,000	680,000	680,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2022 年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度)										単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2022 年度入学生 大学(大学院) 学費						単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		660,000	660,000	675,000	675,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2022 年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度3年コース)								単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2022 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)									単位 円		
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度	
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
会 計 研究科 (専門職 大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000		

2022 年度入学生 大学(大学院)学費										単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
			2022 年度		2023 年度以降		2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2022 年度	2023 年度		2024 年度以降	2022 年度	2023 年度		2024 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学 研究科 (心理臨床学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総 合 情報学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2022 年度入学生 大学(大学院) 学費(1 年コース)				単位 円		
研究科別	種 別	区分	前期課程			
			2022 年度		2023 年度 以 降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	1 学期につき	
			秋学期入学	2022 年度	2023 年度以降	
				入学初学期	春学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	
	授業料		480,500	480,500	480,500	
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—	
	授業料		534,500	534,500	534,500	

2022 年度入学生 大学(大学院)学費(3 年コース)							単位	円
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500	
人 間 健 康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000	

2021年度

2021年度入学生 大学(大学院)学費						単位	円
研究科別	種 別	春学期入学	2021年度		2022年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	
	授業料		605,000	605,000	680,000	680,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2021年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)										単位	円
研究科別	種 別	春学期入学	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料		465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2021年度入学生 大学(大学院)学費						単位	円
研究科別	種 別	春学期入学	2021年度		2022年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	
	授業料		660,000	660,000	675,000	675,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2021年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度3年コース)								単位	円
研究科別	種 別	春学期入学	2021年度		2022年度		2023年度		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度		2024年度	
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2021 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)									単位 円		
研究科別	種 別	春学期入学	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2021 年度	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度	
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
会 計 研究科 (専門職 大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000		

2021 年度入学生 大学(大学院)学費										単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
			2021 年度		2022 年度以降		2021 年度		2022 年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2021 年度	2022 年度		2023 年度以降	2021 年度	2022 年度		2023 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学 研究科 (心理臨床学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総 合 情報学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2021 年度入学生 大学(大学院)学費(1 年コース)				単位 円
研究科別	種 別	区分		
		前期課程		
		2021 年度		2022 年度 以 降
		入学初学期	秋学期	1 学期につき
		2022 年度以降		
		入学初学期	春学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	480,500	480,500	480,500
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500

2021 年度入学生 大学(大学院)学費(3 年コース)							単位 円
研究科別	種 別	区分					
		前期課程					
		2021 年度		2022 年度		2023 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2022 年度		2023 年度		2024 年度 以 降	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人 間 健 康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2020 年度

2020 年度入学生 大学(大学院)学費						単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2020 年度		2021 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		605,000	605,000	680,000	680,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2020 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)										単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2020 年度入学生 大学(大学院)学費						単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2020 年度		2021 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		660,000	660,000	675,000	675,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2020 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)								単位 円
研究科別	種 別	春学期入学	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2020 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)									単位 円
研究科別 種 別	春学期入学	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職 大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2020 年度入学生 大学(大学院)学費										単位 円
研究科別 種 別	区分	前期課程				後期課程				
		2020 年度		2021 年度以降		2020 年度		2021 年度以降		
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度 以 降	2020 年度	2021 年度		2022 年度 以 降	
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
心理学 研究科 (心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—	
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2020 年度入学生 大学(大学院)学費 (1 年コース)						単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程			
			2020 年度		2021 年度	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文 学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500	534,500

2020 年度入学生 大学(大学院)学費 (3 年コース)								単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程					
			2020 年度		2021 年度		2022 年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年 度以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・文 学・経済学・商 学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人 間健康研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2019 年度

2019 年度入学生 大学(大学院)学費						単位	円
研究科別 種 別	春学期入学	2019 年度		2020 年度以降			
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期		
	秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度 以 降		
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき		
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—		
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2019 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)										単位	円
研究科別 種 別	春学期入学	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度			
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期		
	秋学期入学	2019 年度	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度			
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期		
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2019 年度入学生 大学(大学院)学費						単位	円
研究科別 種 別	春学期入学	2019 年度		2020 年度以降			
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期		
	秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度以降		
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき		
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—		
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2019 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)								単位	円
研究科別 種 別	春学期入学	2019 年度		2020 年度		2021 年度			
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期		
	秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度		
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期		
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—		
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2019 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)								単位 円			
研究科別	種 別	春学期入学		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期		
	種 別	秋学期入学		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		種 別		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
会 計 研究科 (専門職大学 院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	

2019 年度入学生 大学(大学院)学費										単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2019 年度		2020 年度以降		2019 年度		2020 年度以降	
		秋学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		2019 年度	2020 年度		2021 年度以降	2019 年度	2020 年度		2021 年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総合情報科学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2019 年度入学生 大学(大学院)学費 (1 年コース)						単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程			
			2019 年度		2020 年度	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500	534,500

2019 年度入学生 大学(大学院)学費 (3 年コース)								単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程					
			2019 年度		2020 年度		2021 年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度以降
			入学初学期	春 学 期	秋 学 期	春 学 期	秋 学 期	1 学期につき
法学・文学・経済学・商学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2018 年度

2018年度入学生 大学(大学院)学費			単位 円				
研究科別	種 別	春学期入学	2018 年度		2019 年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—		
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2018 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度)								単位 円	
研究科別	種別	春学期入学		秋学期入学					
		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度	
	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度
	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2018 年度入学生 大学(大学院)学費				単位 円		
研究科別	種 別	春学期入学	2018 年度		2019 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2018 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)							単位 円			
研究科別	種 別	春学期入学		2018 年度		2019 年度		2020 年度		
				入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度
				入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
会 計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000		—	—	—	—	—	—	
	授業料	470,000		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2018 年度入学生 大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)								単位 円	
研究科別	春学期入学	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会 計 研究科 (専門職大 学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2018 年度入学生 大学(大学院)学費							単位 円			
研究科別	種 別	区分 春学期入学 秋学期 入学	前期課程				後期課程			
			2018 年度		2019 年度以降		2018 年度		2019 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2018 年度	2019 年度		2020 年度 以降	2018 年度	2019 年度		2020 年度 以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2018 年度入学生 大学(大学院)学費(1 年コース)					単位 円		
研究科別	種 別	区分	前期課程				
			2018 年度		2019 年度		
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
			秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度
				入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文 学 ・ ガバナンス 研究科	入学金	130, 000	—	—	—		
	授業料	480, 500	480, 500	480, 500	480, 500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130, 000	—	—	—		
	授業料	534, 500	534, 500	534, 500	534, 500		

2018 年度入学生 大学(大学院) 学費(3 年コース)								単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2018 年度		2019 年度		2020 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・文 学・経済学・商 学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2017 年度

2017 年度入学生 大学(大学院) 学費		単位 円					
研究科別	種 別	春学期入学	2017 年度		2018 年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—		
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000		

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2017 年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度)								単位 円		
研究科別	春学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
	秋学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—	
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500	

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2017 年度入学生 大学(大学院) 学費							単位 円			
研究科別	種別	区分 春学期入学	前期課程				後期課程			
			2017 年度		2018 年度以降		2017 年度		2018 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			2017 年度	2018 年度		2019 年度 以降	2017 年度	2018 年度		2019 年度 以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期に つき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500	

2017 年度入学生 大学(大学院)学費(1 年コース)				単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程				
		春学期入学	2017 年度		2018 年度		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	
文 学 ・ ガバナンス 研究科	入学金	130, 000	—	—	—		
	授業料	480, 500	480, 500	480, 500	480, 500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130, 000	—	—	—		
	授業料	534, 500	534, 500	534, 500	534, 500		

2017 年度入学生 大学(大学院)学費(3 年コース)					単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2017 年度		2018 年度		2019 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2017 年度	2018 年度		2019 年度		2020 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000	

2016 年度

2016 年度入学生 大学（大学院）学費（春学期入学）						単位 円
研究科別	種 別	区分	2016 年度		2017 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		525,000	525,000	600,000	600,000
	教育充実費		80,000	80,000	80,000	80,000

2016 年度入学生 大学（大学院）学費（秋学期入学）						単位 円
研究科別	種 別	区分	2016 年度	2017 年度		2018 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—
	授業料		525,000	525,000	600,000	600,000
	教育充実費		80,000	80,000	80,000	80,000

2016 年度入学生 大学（大学院）学費（長期履修学生制度 春学期入学）										単位 円
研究科別	種 別	区分	2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		385,000	385,000	447,000	447,000	446,500	446,500	446,500	446,500
	教育充実費		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

2016 年度入学生 大学（大学院）学費（長期履修学生制度 秋学期入学）										単位 円
研究科別	種 別	区分	2016 年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法 務 研究科 (法科大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		385,000	385,000	447,000	447,000	446,500	446,500	446,500	446,500
	教育充実費		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

2016 年度入学生 大学（大学院）学費						単位 円					
研究科別	種 別	区分		前期課程				後期課程			
		春学期入学		2016 年度		2017 年度以降		2016 年度		2017 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期		
		秋学期入学		2016 年度	2017 年度		2018 年度 以 降	2016 年度	2017 年度		2018 年度 以 降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき		
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 (心理学専攻) ・東アジア 文 化 ・ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
	実験実習料 (心理学研究科心理 学専攻)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	300,000	300,000	300,000	300,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	84,500	84,500	84,500	84,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000		
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500		
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000		
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000		

2016 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)			単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程			
		春学期入学	2016 年度		2017 年度 以 降	
			入学初学期	秋学期	1 学期につき	
		秋学期入学	2016 年度		2017 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	
		文 学 ・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—
授業料	406,000		406,000	406,000		
教育充実費	74,500		74,500	74,500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	455,000	455,000	455,000		
	教育充実費	79,500	79,500	79,500		
	実験実習料	30,000	30,000	30,000		

2016 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)		単位 円					
研究科別	種 別	区分	前期課程				
		春学期入学	2016 年度		2017 年度		2018 年度以降
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	2019 年度 以 降
		秋学期入学	2016 年度		2017 年度		2018 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
							1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 (心理学専 攻)・ 東アジア 文 化・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料 (心理学研究科心理学 専攻)		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—
	授業料		217,000	217,000	216,500	216,500	216,500
	教育充実費		79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総 合 情報学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—
	授業料		237,000	237,000	236,500	236,500	236,500
	教育充実費		89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2015 年度

2015 年度入学生 大学（大学院）学費				単位 円						
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2015 年度		2016 年度以降		2015 年度		2016 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2015 年度	2016 年度		2017 年度 以 降	2015 年度	2016 年度		2017 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 (博士課程前期 課程認知・発達 心理学専攻及び 社会心理学専 攻並びに博士 課程後期課程 心理学専攻) ・東アジア 文 化 ・ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 (心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2015 年度入学生 大学 (大学院) 学費		単位 円			
研究科別	区分	修士課程			
	春学期入学	2015 年度		2016 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2015 年度	2016 年度		2017 年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
人間健康 研究科	種 別	入学金	130,000	—	—
		授業料	300,000	300,000	300,000
		教育充実費	84,500	84,500	84,500

2015 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)		単位 円		
研究科別	区分	前期課程		
	春学期入学	2015 年度		2016 年度以降
		入学初学期	秋学期	1 学期につき
	秋学期入学	2015 年度	2016 年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	種 別	入学金	130,000	—
		授業料	406,000	406,000
		教育充実費	74,500	74,500
			74,500	74,500
外国語 教育学 研究科	種 別	入学金	130,000	—
		授業料	455,000	455,000
		教育充実費	79,500	79,500
		実験実習料	30,000	30,000

2015 年度入学生 大学（大学院）学費（3 年コース）			単位 円					
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2015 年度		2016 年度		2017 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2015 年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 （博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻）・ 東アジア 文 化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 （心理学研究科博士課程 前期課程認知・発達心 理学専攻及び社会 心理学専攻のみ）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2014 年度

2014 年度入学生 大学（大学院）学費		単位 円								
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2014 年度		2015 年度以降		2014 年度		2015 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2014 年度	2015 年度		2016 年度 以 降	2014 年度	2015 年度		2016 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 (博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻並び に博士課程 後期課程心 理学専攻) ・東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 (心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2014 年度入学生 大学 (大学院) 学費			単位 円			
研究科別	種 別	区分	修士課程			
		春学期入学	2014 年度		2015 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2014 年度	2015 年度		2016 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500
人間健康 研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		300,000	300,000	300,000	300,000
	教育充実費		84,500	84,500	84,500	84,500

2014 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)			単位 円		
研究科別	種 別	区分	前期課程		
		春学期入学	2014 年度		2015 年度 以 降
			入学初学期	秋学期	1 学期につき
		秋学期入学	2014 年度	2015 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期
文 学 研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		406,000	406,000	406,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		455,000	455,000	455,000
	教育充実費		79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000

2014 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)			単位 円		
研究科別	種 別	区分	修士課程		
		春学期入学	2014 年度		2015 年度 以 降
			入学初学期	秋学期	1 学期につき
		秋学期入学	2014 年度	2015 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期
ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		406,000	406,000	406,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500

2014 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)							単位 円		
研究科別	種 別	区分	前期課程						
		春学期入学	2014 年度		2015 年度		2016 年度以降		
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学	2014 年度		2015 年度		2016 年度		2017 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 (博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻)・ 東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—		
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000		
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500		
	実験実習料 (心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—		
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500		
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500		
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—		
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500		
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500		
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000		

2014 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)							単位 円	
研究科別	種 別	区分	修士課程					
		春学期入学	2014 年度		2015 年度		2016 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2014 年度	2015 年度		2016 年度		2017 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
		ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—
授業料	193,500		193,500	193,500	193,500	193,000	193,000	
教育充実費	74,500		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	

2013 年度

2013 年度入学生 大学（大学院）学費		単位 円								
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2013 年度		2014 年度以降		2013 年度		2014 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013 年度	2014 年度		2015 年度 以 降	2013 年度	2014 年度		2015 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 (博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻並び に博士課程 後期課程心 理学専攻) ・東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 (心理学研究科博士課程 前期課程認知・発達 心理学専攻及び社会 心理学専攻並びに博 士課程後期課程心理 学専攻)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2013 年度入学生 大学（大学院）学費				単位 円		
研究科別	種 別	区分	修士課程			
		春学期入学	2013 年度		2014 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013 年度	2014 年度		2015 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500

2013 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)		単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程		
		春学期入学	2013 年度		2014 年度 以 降
			入学初学期	秋学期	1 学期につき
		秋学期入学	2013 年度		2014 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期
		文 学 研究科	入学金	130,000	—
授業料	406,000		406,000	406,000	
教育充実費	74,500		74,500	74,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	
	授業料	455,000	455,000	455,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	

2013 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (1 年コース)		単位 円			
研究科別	種 別	区分	修士課程		
		春学期入学	2013 年度		2014 年度以降
			入学初学期	秋学期	1 学期につき
		秋学期入学	2013 年度		2014 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期
		ガバナンス研究科	入学金	130,000	—
授業料	406,000		406,000	406,000	
教育充実費	74,500		74,500	74,500	

2013 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)		単位 円						
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	2013 年度		2014 年度		2015 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013 年度	2014 年度		2015 年度		2016 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 (博士課程 前期課程 認知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻)・ 東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 (心理学研究科博士課程 前期課程認知・発達 心理学専攻及び社会 心理学専攻のみ)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2013 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)			単位 円					
研究科別	種 別	区分	修士課程					
		春学期入学	2013 年度		2014 年度		2015 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013 年度	2014 年度		2015 年度		2016 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
		ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—
授業料	193,500		193,500	193,500	193,500	193,000	193,000	
教育充実費	74,500		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	

2012 年度

2012 年度入学生 大学（大学院）学費		単位 円								
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2012 年度		2013 年度以降		2012 年度		2013 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2012 年度	2013 年度		2014 年度 以 降	2012 年度	2013 年度		2014 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 (博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻並び に博士課程 後期課程心 理学専攻) ・東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 (心理学研究科博士課程 前期課程認知・発達 心理学専攻及び社会 心理学専攻並びに博 士課程後期課程心理 学専攻)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

2012 年度入学生 大学（大学院）学費				単位 円		
研究科別	種 別	区分	修士課程			
		春学期入学	2012 年度		2013 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2012 年度	2013 年度		2014 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	

2012 年度入学生 大学（大学院）学費（1 年コース）			単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程			
		春学期入学	2012 年度		2013 年度 以 降	
			入学初学期	秋学期	1 学期につき	
		秋学期入学	2012 年度		2013 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	
文 学 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	406,000	406,000	406,000		
	教育充実費	74,500	74,500	74,500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—		
	授業料	455,000	455,000	455,000		
	教育充実費	79,500	79,500	79,500		
	実験実習料	30,000	30,000	30,000		

2012 年度入学生 大学（大学院）学費（1 年コース）			単位 円			
研究科別	種 別	区分	修士課程			
		春学期入学	2012 年度		2013 年度 以 降	
			入学初学期	秋学期	1 学期につき	
		秋学期入学	2012 年度		2013 年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期	
ガバナンス 研究科	入学金	130,000		—		
	授業料	406,000		406,000		
	教育充実費	74,500		74,500		

2012 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)							単位 円			
研究科別	種 別	区分	前期課程							
			2012 年度		2013 年度		2014 年度以降			
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期		
			秋学期入学	2012 年度		2013 年度		2014 年度		2015 年度 以 降
				入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 (博士課程 前期課程認 知・発達心 理学専攻及 び社会心理 学専攻)・ 東アジア 文 化 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—			
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000			
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500			
	実験実習料 (心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—			
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500			
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500			
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—			
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500			
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500			
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000			

2012 年度入学生 大学 (大学院) 学費 (3 年コース)							単位 円	
研究科別	種 別	区分	修士課程					
		春学期入学	2012 年度		2013 年度		2014 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2012 年度	2013 年度		2014 年度		2015 年度 以 降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
		ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—
授業料	193,500		193,500	193,500	193,500	193,000	193,000	
教育充実費	74,500		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	

2 休学在籍料 (第5条～第9条、第13条関係)

大学(大学院) 学費	単位 円
1 学期につき	60,000

3 認定留学生在籍料 (第5条～第9条、第13条の2関係)

大学(大学院) 学費	単位 円
1 学期につき	100,000

備考 入学初学期は適用しない。

4 研修料・聴講料・外国人研究生研究料 (第5条、第17条、第18条、第19条の2、第30条関係)

大学（大学院）学費		単位 円
研究科別	種別	金額
法学・文学・経済学・ 商学・社会学・ 総合情報学・理工学・ 外国語教育学・心理 学・社会安全・東アジ ア文化・ガバナンス・ 人間健康研究科・会計 研究科（専門職大学院）	研修料	後期課程の修業年限の最終学期に適用していた学費の金額 の4分の1相当額（千円未満切捨）
	聴講料	1期1科目につき 30,000
	外国人 研究生 研究科	1期1科目につき 聴講料の額

備考

- 1 期 1 科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 会計研究科(専門職大学院)は、聴講料のみ適用する。
- 以下の研究科の研修生、委託学生、交流研究生及び外国人研究生が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、次の学費を合わせて納入しなければならない。
 心理学研究科(心理学専攻) : 1 期につき 10,000 円
 心理学研究科(心理臨床学専攻) : 1 期につき 35,000 円
 総合情報学研究科・理工学研究科 : 1 期につき 45,000 円

5 科目等履修料（第5条、第17条の2関係）

大学（大学院）学費		単位 円
研究科別	金額	
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学・東アジア文化研究科	1期1科目につき	30,000
外国語教育学研究科	1期1科目につき	38,000
ガバナンス研究科	1期1科目につき	34,000
人間健康研究科	1期1科目につき	35,000
総合情報学・社会安全研究科	1期1科目につき	37,000
理工学研究科	1期1科目につき	42,000
法務研究科（法科大学院）	1期1科目につき	54,000
会計研究科（専門職大学院）	1期1科目につき	59,000

備考

- 1 1期1科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 2 コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の80%とする。
- 3 実験、実習及び実習を伴う科目等履修料は、別に定める。

別表第3 大学（留学生別科）学費
1 入学金・授業料（第5条、第6条、第9条、第13条関係）
2024～2021年度

2024～2021年度							
2024～2021年度入学生 大学（留学生別科）学費						単位	円
種別			入学初年度		次年度以降		
			入学初学期	秋学期	1学期につき		
					次年度以降		
			入学初学期	春学期	秋学期		
			入学初年度	春学期	秋学期		
留学生別科	入学金		100,000	—			
授業料			365,000	365,000	365,000		

2020年度					単位		円	
2020年度入学生 大学（留学生別科）学費								
種別	春学期入学				入学初年度			次年度以降
	秋学期入学				入学初学期	秋学期	1学期につき	
					次年度以降			
					入学初学期	春学期	秋学期	
	留学生別科	入学金			100,000			—
	授業料			345,000	345,000	345,000		

2 休学在籍料（第5条～第9条、第13条関係）
大学（留学生別科）学費
1学期につき 60,000

別表第4 高等学校、中学校及び小学校学費（第20条、第24条、第27条関係）
2023～2018年度

2023～2018年度入学生 関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校学費										単位	円
種別	区分		入学時	4月	6月	9月	11月	1月	計		
			入学時	4月	6月	9月	11月	1月	計		
関西大学第一高等学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	200,000		
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000	640,000		
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000	50,000		
関西大学北陽高等学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	200,000		
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000	640,000		
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000	50,000		
関西大学第一中学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	200,000		
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000	640,000		
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000	50,000		
関西大学北陽中学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	200,000		
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000	640,000		
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000	50,000		

2023～2018年度入学生 関西大学高等部、関西大学中等部及び関西大学初等部 単位 円							
種別	区分	入学時	4月	7月	10月	1月	計
関西大学高等部	入学金	200,000	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	173,500	175,500	175,500	175,500	700,000
	施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000
関西大学中等部	入学金	200,000	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	173,500	175,500	175,500	175,500	700,000
	施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000
関西大学初等部	入学金	300,000	—	—	—	—	300,000

70/73

						書)			
診断書	(学内提出用)		200		—				
	(学外提出用)		500		—				
その他の証明書				300		300			

備考
1 推薦入学試験の入学検定料は、第1次選考が書類審査のみの場合、第2次選考時に35,000円を徴収する。
2 AO（アドミッション・オフィス）方式による入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
3 スポーツ・フロンティア入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
4 選考料において、外国人留学生入試と外国人研究生の選考を同一試験により併願する場合は、外国人研究生選考料を免除する。
5 法務研究科（法科大学院）及び心理学研究科（心理臨床学専攻）入学試験の入学検定料は、2段階で選抜する場合においては、第1次審査時に15,000円、第2次審査時に20,000円を徴収する。
6 「共通テスト併用方式」において学部間又は学科間を同一日に併願する場合の入学検定料、及び「共通テスト併用方式」と同一日に実施される一般入学試験を併願する場合の入学検定料は、1受験目を35,000円とし、2受験目より15,000円とする。
7 一般入学試験の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、1受験目を35,000円とし、2受験目より15,000円とする。ただし、「同一試験併願方式」による2受験併願の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、3受験目より15,000円とする。
8 法務研究科（法科大学院）の入学試験を同一年度に複数回受験する場合は、別に定める所定の要件により、2回目以降の入学検定料を免除する。
2 再入学金・復籍料・登録料（第5条、第10条、第12条、第17条の2関係）

大学手数料			単位	円
種別	区分	金額		
再入学金	学部入学生及び大学院入学生	130,000		
復籍料	学部入学生及び大学院入学生並びに留学生別科入学生	65,000		
登録料	—	科目等履修生が履修する学期又は年度の学部入学金の25分の1相当額		

別表第7 高等学校、中学校及び小学校手数料
1 入学検定料（第20条関係）

高等学校、中学校及び小学校手数料			単位	円
種別		金額		
入学検定料		20,000		

2 各種証明書等（第20条関係）				単位	円
種別		金額			
		在校生・在籍者	左記以外		
調査書		0	100		
成績証明書		0	100		
単位修得証明書		0	100		
在学証明書		0	—		
卒業見込証明書		0	—		
卒業証明書		—	100		
各種外国文の証明書		0	500		
在籍証明書 ※1		—	100		
生徒証再交付		700	—		
在籍確認票再交付		200	—		

72/73

授業料	—	201,500	199,500	199,500	199,500	800,000
施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000

備考
1 本法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合、入学金を200,000円とする。
2 高等部において、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は、半額に減免する。

別表第5 幼稚園保育費（第25条関係）				単位	円
幼稚園保育費		種別	金額		
3歳児	保育別	入園料	120,000		
		保育料（月額）	372,000 (31,000)		
4歳児	保育別	入園料	80,000		
		保育料（月額）	372,000 (31,000)		
5歳児	保育別	入園料	40,000		
		保育料（月額）	372,000 (31,000)		

別表第6 大学手数料
1 入学検定料・選考料・各種証明書等（第5条、第17条、第17条の2、第18条、第19条の2関係）

大学手数料					単位 円		
種別				金額	種別		金額
					在学 生・在籍 者	左記以 外	
入学 検定 料	学部	一般入学試験・多様な入学試験	同一試験併用方式 上記以外	50,000	卒業（修了）証明書 在籍証明書	100	300
				35,000	学位取得証明書	—	300
		大学入学共通テスト併用方式	共通テスト利用方式	18,000	卒業見込証明書	100	—
		大学入学共通テスト併用方式	共通テスト併用方式	35,000	在学証明書 成績証明書	100	—
				100	300		
大学院		法科大学院入学試験		10,000	成績優秀者証明書（法科大学院）	100	300
		上記以外		35,000	単位修得証明書	100	300
		留学生別科		20,000	単位修得証明書	300	300
選考料		(外国人研究生)		14,000	(社会教育主事資格用)		
		(科目等履修生及び聴講生)		5,000	司書資格証明書	300	300
		(上記以外)		7,000	学芸員資格証明書	300	300
学位論文審査手数料				120,000	各種資格取得見込証明書	100	300
				0			
教員免許申請				500	各種試験受験資格証明書	100	300
司書教諭免許申請				500	同（成績・単位記載のもの）	100	300
調査書				300	各種外国文の証明書	300	300
学生証・在籍確認票再交付				900	健康診断証 明書	200	—
(学生証)				(700)	(本学指定のもの以外)	500	—
(在籍確認票)				(200)	(外国文の証明)	1,000	—

71/73

その他の和文の証明書 ※2	0	100
就職調査書 ※3	200	200
発行不能理由書（調査書・成績証明書）※3	—	100

備考
※1 在籍証明書については、北陽高等学校・北陽中学校、高等部・中等部・初等部においてのみ徴収する。
※2 その他の和文の証明書については、北陽高等学校（2010年度以降入学生）・北陽中学校、高等部・中等部・初等部においてのみ徴収する。
※3 就職調査書及び発行不能理由書（調査書・成績証明書）については、北陽高等学校においてのみ徴収する。
3 再入学金（第20条、第24条関係）

高等学校、中学校及び小学校手数料			単位	円
種別		区分	金額	
再入学金	高等学校・中学校	小学校	100,000	
		小学校	150,000	

別表第8 幼稚園手数料（第25条関係）			単位	円
幼稚園手数料		金額		
入園検定料		3,000		